

50X1-HUM

Page Denied

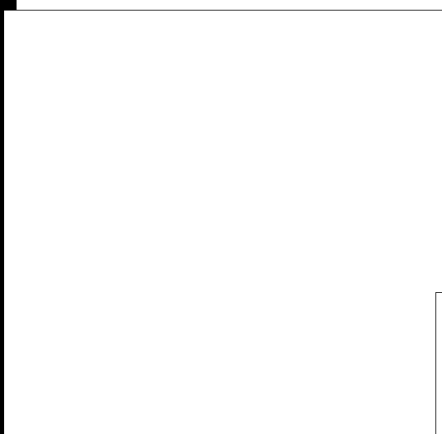
STAT



防衛庁

防衛庁関係法令集

一九七一年五月五日現在



STAT



STAT

Page Denied

Next 1 Page(s) In Document Denied

目次

第一編 法律

- ◎ 防衛庁設置法……………昭和十九年 法律第一六四号……………一
- ◎ 防衛庁設置法……………昭和十九年 法律第一六四号……………一
- ◎ 国防会議の構成等に関する法律……………昭和三年 法律第一六号……………二
- ◎ 自衛隊法……………昭和十九年 法律第一六五号……………三
- ◎ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法……………昭和十九年 法律第一六号……………四

第二編 政令

- ◎ 防衛庁組織令……………昭和十九年 政令第一七八号……………五
- ◎ 自衛隊法施行令……………昭和十九年 政令第一七九号……………七
- ◎ 防衛庁設置法の施行期日を定める政令……………昭和十九年 政令第一六八号……………一五
- ◎ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行期日を定める政令……………昭和十九年 政令第一四八号……………一六
- ◎ 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令……………昭和十九年 政令第一四九号……………一七
- ◎ 自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令……………昭和三年 政令第二六号……………三三

STAT

◎自衛隊法の一部を改正する法律の規定の施行期日を定める政令

昭和二十九年 政令第三〇三号

三三

第三編 総理府令

◎防衛庁附属機関組織規程

昭和二十九年 総理府令第三九号

三三

◎自衛隊法施行規則

昭和二十九年 総理府令第四〇号

三三

◎方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

昭和二十九年 総理府令第四一号

三三

◎地方総監部組織規程

昭和二十九年 総理府令第四二号

三三

◎海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令

昭和二十九年 総理府令第七四号

三三

◎航空司令部組織規程

昭和二十九年 総理府令第七五号

三三

附 録

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

昭和二十七年 条約第六号

三三

◎日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

昭和二十七年 条約第二〇号

三三

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

昭和二十九年 条約第六号

三三

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基づく装備の返還に関する取極

昭和二十九年 条約第六号

三三

◎日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

昭和二十九年 条約第三号

三三

◎防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

昭和二十九年 条約第二号

三三

第一編 法律

防衛庁設置法

国防会議の構成等に関する法律

自衛隊法

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

第二編 防衛庁設置法

附則

第三章 国防会議（第四十二條・第四十三條）

第七節 職員（第三十九條・第四十二條）

第六節 附屬機關（第三十二條・第三十八條）

第五節 部隊及び機關（第二十九條・第三十條）

第四節 統合幕僚會議（第二十五條・第二十八條）

第三節 幕僚監部（第二十二條・第二十四條）

第二節 内部部局（第二十條・第二十二條）

第一節 通則（第二條・第九條）

第二章 防衛庁

第一章 總則（第一條）

目次

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の全部を改正す

◎防衛庁設置法（昭和十九年六月十四日法律百六十四号）

改正 昭和三十三年八月一日法律第七〇号
昭和三十一年四月二〇日法律第七号

第一章 總則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、防衛庁の所掌事務の範圍及び權限を定め、且つ、その任務を能率的に遂行するに足る組織を定めるとともに、国防會議の設置について定むることを目的とする。

第二章 防衛庁

第一節 通則

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、総理府の外局として、防衛庁を置く。

（長官）

第三条 防衛庁の長は、防衛庁長官とし、國務大臣をもって充てる。

2 防衛庁長官（以下「長官」といふ。）は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、任務を總括し、所部の職員を任免し、且つ、その服務についてこれを統轄する。

3 前項の任命權の一部は、部内の上級の職員に委任することができる。

（防衛庁の任務）

第四条 防衛庁は、わが國の平和と獨立を守り、國の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛

第二編 防衛庁設置法

- 第十條 防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。
 - 第一 防衛総局
 - 第二 防衛計画局
 - 第三 防衛施設局
 - 第四 防衛教育局
 - 第五 防衛人部局
 - 第六 防衛監理局
 - 第七 防衛行政局
 - 第八 防衛調査局
 - 第九 防衛情報局
 - 第十 防衛広報局
 - 第十一 防衛施設局
 - 第十二 防衛施設局
 - 第十三 防衛施設局
 - 第十四 防衛施設局
 - 第十五 防衛施設局
 - 第十六 防衛施設局
 - 第十七 防衛施設局
 - 第十八 防衛施設局
 - 第十九 防衛施設局
 - 第二十 防衛施設局
 - 第二十一 防衛施設局
 - 第二十二 防衛施設局

- 第十條 防衛庁に、長官官房の外、左の五局を置く。
 - 第一 防衛総局
 - 第二 防衛計画局
 - 第三 防衛施設局
 - 第四 防衛教育局
 - 第五 防衛人部局
 - 第六 防衛監理局
 - 第七 防衛行政局
 - 第八 防衛調査局
 - 第九 防衛情報局
 - 第十 防衛広報局
 - 第十一 防衛施設局
 - 第十二 防衛施設局
 - 第十三 防衛施設局
 - 第十四 防衛施設局
 - 第十五 防衛施設局
 - 第十六 防衛施設局
 - 第十七 防衛施設局
 - 第十八 防衛施設局
 - 第十九 防衛施設局
 - 第二十 防衛施設局
 - 第二十一 防衛施設局
 - 第二十二 防衛施設局

第一編 防衛行政法

第二十条 官房長及び局長は、その所掌事務に關し、左の事項について長官を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について長官の行う陸上自衛隊長、海上自衛隊長又は航空自衛隊長に対する指示
- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關する事項に關し、陸上自衛隊長、海上自衛隊長又は航空自衛隊長の作成した方針及び基本的な実施計画について長官の行う承認
- 三 統合幕僚会議の所掌する事項について長官の行う承認
- 四 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊に關し長官の行う認

第二十一条 防衛庁に、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下単に「幕僚監部」といふ）を置く。

- 一 陸上幕僚監部は陸上自衛隊の、海上幕僚監部は海上自衛隊の、航空幕僚監部は航空自衛隊のそれぞれに隊務に關する長官の幕僚機関とする。
- 三 幕僚監部に、部及び課を置く。
- 四 前項に定むるもの外、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

第二十三条 陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

第二編 防衛行政法

成、整備及び配属の基本に關すること。

- 四 前各身の事務に必要な資料及び情報の収集整理に關すること。

第十三条 教育團においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員に關する教育訓練の基本に關すること。
- 二 防衛研修所及び防衛大学校に關すること。

第十四条 人官局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に關すること。
- 二 職員の補充、福利厚生及び保衛衛生の基本に關すること。
- 三 礼式、表章及び服制並びに職員の給与に關する制度に關すること。
- 四 公正審査に關すること。

第十五条 経理局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に關すること。
- 二 物品の会計の基本に關すること。
- 三 行政財産の管理並びに施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。
- 四 建設本部に關すること。

（経理局の所掌事務）

第十六条 整備局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 整備用品等の規格の統一及び研究改善の基本に關すること。
- 二 整備用品等の調達、補給、維持及び管理並びに後援の調達の基本に關すること。
- 三 技術研究所及び調達実施本部に關すること。

（整備局の職員）

- 一 官房長、官房長に官房長を、各局に局長を、
- 二 官房長に、命を受け、参事官をもつて充てる。
- 三 官房長に、命を受け、参事官房の事務を掌理する。
- 四 局長は、命を受け、局務を掌理する。
- 五 局長は、命を受け、課務を掌理する。
- 六 局長は、命を受け、課務に参画する。

第十八条 内部局に、課長、部長その他の所掌の職員を置く。

第十九条 局長は、必要があるを認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第二十九条に規定する部隊若しくは機関（以下本条及び第二十三条第一項第四号において「部隊等」といふ）に所属する自衛官を内部局において勤務させることができる。

- 二 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部隊の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。
- 三 官房長及び局長と幕僚長及び統合幕僚会議との關係

四

長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

- 一 陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。
- 三 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下単に「幕僚長」といふ）は、長官の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

（幕僚監部の所掌事務）

- 一 防衛及び整備に關する計画の立案に關すること。
- 二 教育訓練行動、編成、装備、配属、情報、経理、調達、給及及び保衛衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に關すること。
- 三 隊務の態率調査の調査及び研究に關すること。
- 四 部隊等の管理及び運営調整に關すること。
- 五 長官の定めた方針又は計画の執行に關すること。
- 六 その他長官の命じた事項に關すること。
- 七 長官は、必要があるを認める場合には、前項の規定にかかわらず、一の幕僚監部に他の幕僚監部の事務の一部を処理させることができる。

（幕僚監部の職員）

- 一 陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。
- 二 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長は、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の指揮監督を受けるものとする。

第二十四条 陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。

第一編 防衛行政法

2 前項の部隊の組織及び構成並びに機関の組織及び所掌事務は、自衛隊法の定めるところによる。

第三十条 前条の部隊及び機関に、自衛官を置く外、事務官、技官、教官その他所掌の職責を置くことができる。

第三十一条 防衛庁に、左の附置機関を置く。

(附置機関)
防衛研究所
防衛大学校
技術研究所
建設本部
調査実施本部
(防衛研究所)
第三十二条 防衛研究所は、自衛隊の管理及び運営に関する基本的な調査研究をするとともに、二等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」といふ。)その他の陸部職員との教育訓練を行う機関とする。

3 防衛研究所は、東京部に置く。

(防衛大学校)
第三十三条 防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者を教育訓練する機関とする。

2 防衛大学校は、神奈川県に置く。

3 防衛大学校の内部組織は、総理府令で定める。

(技術研究所)
第三十四条 技術研究所は、自衛隊の装備品についての技術的調査研究、試験、製作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究を行う機関とする。

2 技術研究所は、東京部に置く。

3 技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

(建設本部)
第三十五条 建設本部は、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産を管理する機関とする。

2 建設本部は、東京部に置く。

3 建設本部の内部組織は、政令で定める。

(調査実施本部)
第三十六条 調査実施本部は、自衛隊の任務遂行に必要な装備品及び役務で長官の定めるものの調査を行う機関とする。

2 調査実施本部は、東京部に置く。

3 調査実施本部の内部組織は、政令で定める。

(地方機関)
第三十七条 技術研究所、建設本部及び調査実施本部の事務の一部を分掌させるため、所掌の地に地方機関を置くことができる。

2 地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、総理府令で定める。

第一編 防衛行政法

は陸上自衛官をもって、海上幕僚副長は海上自衛官をもって、航空幕僚副長は航空自衛官をもって充てる。

2 陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長(以下単に「幕僚副長」といふ)は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

3 陸上幕僚監部に陸上幕僚長及び海上幕僚副長の外所掌の陸上自衛官を、海上幕僚監部に航空幕僚長及び航空幕僚副長の外所掌の航空自衛官を、航空幕僚監部に航空幕僚長及び航空幕僚副長の外所掌の他の職責を置く。

4 幕僚長、幕僚副長及び自衛官の外、幕僚監部に、事務官、技官その他所掌の職責を置く。

第四節 統合幕僚会議
第二十五条 防衛庁に、統合幕僚会議を置く。

(統合幕僚会議の所掌事務)
第二十六条 統合幕僚会議は、左の事項について長官を輔佐する。

一 統合防衛計画の作成及び幕僚監部の作成する防衛計画の調整に關すること。

二 統合後方補給計画の作成及び幕僚監部の作成する後方補給計画の調整に關すること。

三 統合訓練計画の方針の作成及び幕僚監部の作成する訓練計画の方針の調整に關すること。

四 出勤時における自衛隊に対する指揮命令の統合調整に關すること。

第六 その他長官の命じた事項に關すること。

第五十 防衛に関する情報の収集及び調査に關すること。

(統合幕僚会議の構成)
第二十七条 統合幕僚会議は、議長並びに陸上幕僚長、海上幕僚副長及び航空幕僚長をもって組織する。

2 議長は、専任とし、自衛官をもって充てる。議長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

3 議長は、統合幕僚会議の業務を総理する。

4 統合幕僚会議の議事の運営については、長官が定める。

(統合幕僚会議の事務局)
第二十八条 統合幕僚会議に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、自衛官をもって充てる。

3 事務局長は、議長の命を受け、統合幕僚会議の事務をつかさどる。

4 事務局に、事務局員の外、自衛官、事務官その他所掌の職責を置く。

第五節 部隊及び機関
第二十九条 防衛庁に、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関を置く。

◎国防会議の構成等に関する法律

(昭和二十一年七月五日法律第六十六号)

第一条 この法律は、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四十三条の規定に基づき、国防会議の構成その他国防会議に

関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 国防会議は、議長及び第四十条各号に掲げる職員で組織する。

第三条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

第四条 議長は、内閣総理大臣を以て充てる。

第五条 議長は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあら

かじめ指定された國務大臣

二 外務大臣

三 大藏大臣

四 防衛庁長官

五 経済企画庁長官

第六編 国防会議の構成等に関する法律

(職務)

第五条 議長及び職員は、非常勤とする。

第六条 議長及び職員並びに議長又は職員であつた者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他にもらしてはならない。

(関係國務大臣等の出席)

第七条 議長は、必要があると認めるときは、関係の國務大臣、統

合幕僚會議議長その他の関係者を會議に出席させ、意見を述べ

せることができる。

(議事)

第八条 国防會議の議事に關し必要な事項は、議長が議の議を経

て定める。

(国防會議の事務)

第九条 国防會議の事務は、総理府の国防會議事務局において処理

する。

(主任の大臣)

第十条 国防會議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣

は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十一条 この法律に定めるもののほか、国防會議に關し必要な事項

は、政令で定める。

附 則

第十二条 この法律は、公布の日から起算する

二 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三条 總理府設置法(昭和二十四年法律第七十七号)の一部次の

第一編 防衛庁設置法

第十七条 國家行政組織法の二部を改正する法律(昭和二十七年法律第一

百五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第十八条 行政機關職員定法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、以下一項づつ繰り上げる。

第十九条 國務法(昭和二十九年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項を削る。

第二十条 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過

措置は、政令で定める。

附則 第四百三〇・八一條(第一号)

この法律は、公布の日から施行する。

第二十一条 北海道開発法(昭和二十五年法律第三十六号)の一部を次の

ように改正する。

第十二条 第一項第二号中「保安庁」を「防衛庁」に改める。

附 則 (昭和三十一年七月五日法律第六十六号)

この法律は、公布の日から施行する。

目次

第一章 総則 第一章第六卷

第二章 指揮監督 第七章第九卷

第三章 部隊

第一節 陸上自衛隊の部隊の組織及び編成 第十章第十四卷

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成 第十五条第十九卷

各条

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等 第二十条第二十一卷

第四節 部隊編成の特例及び委任規定 第二十一条第二十三卷

第四章 機関 第二十四条第三十卷

第五章 隊員

第一節 罰則 第三十一条第三十四卷

第二節 任免 第三十五条第四十二卷

第三節 分限、懲戒及び保障 第四十二条第五十一卷

第四節 服務 第五十二条第六十五卷

第五節 予備自衛官 第六十六条第七十五卷

第六章 自衛隊の行動 第七十六条第八十六卷

第七章 自衛隊法 (昭和十九年六月一日法律第二十号)

昭和十九年六月一日法律第二十号

改正 昭和五年二月八日法律第二十号

昭和三年八月一日法律第二十号

昭和三年八月二日法律第二十号

昭和三年四月二日法律第二十号

ように改正する。

第十三条中「南方派駐業務局」を「南方派駐業務局」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(国防会議事務局)

第十三条の二 国防会議事務局は、国防会議に關する事務を行う機関とする。

2 国防会議事務局の内部組織は、総理府令で定める。

第七節 自衛隊の組織 第八十七条第九十六卷

第八章 雜則 第九十七卷第九十七卷

第九節 罰則 第九十八卷第九十八卷

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び規模、隊員の身分取扱等を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自衛隊」とは、防衛庁長官以下「部長」といふ。及び防衛施設官並びに防衛庁の次長、参事官、内務省、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊を含むものとする。

第三条 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上自衛隊監部並びに陸上自衛隊長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

第四条 この法律において「海上自衛隊」とは、海上自衛隊監部並びに海上自衛隊長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

第五条 この法律において「隊員」とは、「防衛庁設置法」(昭和二十九年法律第六十四号)第七十七条第一項に規定する職員をいふものとする。

第一編 自衛隊法

ら成る。

3 管区隊は、管区總監部及び混成司令部の直轄部隊から成る。

4 混成司令部は、混成司令部及び連隊その他の直轄部隊から成る。

(方面總監)

第十一条 方面隊の長は、方面總監とする。

2 方面隊は、長官の指揮監督を受け、方面隊の隊務を統括する。

第十二次 管区隊の長は、管区總監とする。

2 管区總監は、長官(方面隊に属する管区隊の管区總監)あつては、方面總監の指揮監督を受け、管区隊の隊務を統括する。

(混成司令部)

第十二条の二 混成司令部の長は、混成司令とする。

2 混成司令部は、長官(方面隊に属する混成司令部の混成司令)あつては、方面總監の指揮監督を受け、混成司令部の隊務を統括する。

(方面隊、管区隊及び混成司令部の名称等)

第十三条 方面隊、管区隊及び混成司令部の名称並びに方面總監、管区總監及び混成司令部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

2 特別の事由によつて方面隊、管区隊及び混成司令部並びに方面總監、管区總監及び混成司令部の名称及び所在地を改定し、若しくは停止し、又は方面隊等の名称及び所在地を改定する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに、

第一編 自衛隊法

る。

(自衛隊の任務)

第三条 自衛隊は、わが國の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対してお國を防衛することを主たる任務とし、必要に依り、公共の秩序の維持に當るものとする。

2 陸上自衛隊は主として陸において、海上自衛隊は主として海において、航空自衛隊は主として空においてそれぞれ行動すること

(自衛隊の旗)

第四条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛隊旗を自衛隊の部隊又は自衛隊に交付する。

2 前項の自衛隊旗及び自衛隊旗の制式は、政令で定める。

(表彰)

第五条 隊員又は防衛庁の附属機関若しくは自衛隊の部隊若しくは機関で、功績があつたものに対しては長官又はその委任を受けた者が、時に顕著な功績があつた者に対しては内閣総理大臣が表彰する。

2 前項に定めるものの外、自衛隊の表彰に關し必要な事項は、政令で定める。

(礼式)

第六条 自衛隊の礼式は、総理府令の定めるところによる。

第二章 指揮監督

(内閣総理大臣の指揮監督権)

第七條 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高指揮監督権を執る。

(長官の指揮監督権)

第八條 長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。但し、陸上係長若しくは航空係長若しくは海上係長の監督を受ける部隊及び機関(以下「部隊等」といふ)に對する長官の指揮監督は、それぞれ当該係長を通じて行ふものとする。

(係長の職務)

第九條 陸上係長、海上係長若しくは航空係長(以下「係長」といふ)は、長官の指揮監督を受け、それぞれ陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務及び所部の隊員の服務を監督する。

2 陸上係長は陸上自衛隊の隊務に關し、海上係長は海上自衛隊の隊務に關し、航空係長は航空自衛隊の隊務に關しそれぞれ長官の専門的助言者として長官を補佐する。

3 係長は、それぞれ部隊等に対する長官の命令を執行する。

第三章 部隊

(編成)

第十條 陸上自衛隊の部隊は、方面隊、管区隊、混成司令部その他の長官直轄部隊とする。

2 方面隊は、方面總監部及び混成司令部その他の直轄部隊から成る。

限り、政令で方面隊等を創置し、若しくは停止し、又は方面隊等の名称及び所在地を改定することができる。この場合において、は、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとなさなければならない。

(部隊の長)

第十四條 方面隊、管区隊及び混成司令部の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二節 海上自衛隊の部隊の組織及び編成

(編成)

第十五條 海上自衛隊の部隊は、自衛艦隊、地方隊その他の長官直轄部隊とする。

2 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、警戒隊群若しくは掃海隊群のうち二以上のもの又はこれらにその他の部隊を加えたものから成る。

3 地方隊は、地方總監部及び護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊その他の部隊から成る。但し、地方總監部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

(自衛艦隊司令官)

第十六條 自衛艦隊の長は、自衛艦隊司令とする。

2 自衛艦隊司令は、長官の指揮監督を受け、自衛艦隊の隊務を統括する。

(地方總監)

一五

第一編 自衛隊法

第十七条 地方隊の長は、地方總監とする。

2 地方總監は、長官の指揮監督を受け、地方隊の隊務（自衛隊隊務）を統括する。

第十八条 自衛隊及び地方隊以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第十九条 地方隊の名称並びに地方總監部の名称及び所在地は、別表第一のとおりとする。

2 特別の事由によつて地方隊及び地方總監部を増設し、若しくは増止し、又は地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、

地方隊及び地方總監部の名称及び所在地を変更することができる。

この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第三節 航空自衛隊の部隊の編成等

第二十條 航空自衛隊の部隊は、航空団その他の長官直轄部隊とする。

2 航空団は、航空団司令部及び飛行群その他の直轄部隊から成る。

第二十一条 航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地は、別表第二のとおりとする。

2 特別の事由によつて航空団及び航空団司令部を増設し、若しくは増止し、又は航空団の名称並びに航空団司令部の名称及び所在地を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、

航空団司令部の名称及び所在地を変更することができる。

この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

第二十三条 本章に定めるものの外、自衛隊の部隊の組織、編成及び整備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条 防衛庁に置かれる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関の種類は、左のとおりとする。但し、海上自衛隊又は航空自衛隊については、その一部を置かないことができる。

一 学校

二 補給処

三 病院

四 地方直轄部

2 前項に規定するものの外、自衛隊の業務遂行上特に必要がある場合には、政令で定めるところにより、臨時に陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の機関を増設することができる。

3 前二項の機関は、自衛隊の業務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の機関として置くことができる。

4 前項の規定により共同の機関が置かれた場合における当該機関

第一編 自衛隊法

第二十五条 学校においては、隊員に対しその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、

それぞれ各部隊の運用等に関する調査研究を行う。

2 学校に、校舎を置き、自衛官をもつて充てる。

3 校長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。

(補給処)

第二十六条 補給処においては、自衛隊の糧食、火器、弾薬、車両、航空機、施設器材、通信器材、衛生器材等の調達、保管、補給又は整備及びこれらに関する調査研究を行う。

2 補給処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、校務を掌理する。但し、

長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督をさせることができる。

(病院)

第二十七条 病院においては、隊員その他政令で定める者の診療を行うとともに、

医療その他衛生に関する調査研究を行う。

2 病院に、病院長を置き、自衛官又は技官をもつて充てる。

3 病院長は、長官の定めるところにより、院務を掌理する。但し、

長官は、必要があると認める場合には、方面總監、管区總監又は地方總監に指揮監督をさせることができる。

1 七

第一編 自衛隊法

(特別の任務)

第二十八條 長官は、必要があるときは、校長、校長又は副校長は、校務又は職務以外の職務を担うことができる。この場合においては、長官は、これら職務について方面監察、管区總監、副校長又は校長、校長又は副校長を指揮監督することができる。

(地方連絡部)

第二十九條 地方連絡部においては、自衛官の募集その他教育の定める事務を行う。
2 地方連絡部に、地方連絡部長を置き、自衛官又は非自衛官をもつて充てる。
3 地方連絡部長は、長官の定めるところにより、管区總監又は副校長の長官の指揮を受け、部務を掌理する。

(委任規定)

第三十條 本章に定めるものの外、機關の名称、位置、所掌事務、精進の委嘱その他地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十一條 隊員の任用、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

第五軍 隊員

第一節 通則

(任命権者)

第三十二條 隊員の任命、休職、復職、退職、免職、補職及び懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が行う。

(委任規定)

第三十三條 本章に定めるものの外、機關の名称、位置、所掌事務、精進の委嘱その他地方機關の設置その他機關に關し必要な事項は、政令で定める。
第三十四條 隊員以外の非常勤の隊員に對する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

(服制)

第三十三條 自衛官、防衛大学の学生(以下「学生」といふ)その他その職務の性質上制服を必要とする隊員の服制は、総理府令で定める。
第三十四條 自衛官以外の非常勤の隊員に對する本章の規定の適用については、その職務と責任の特殊性に基いて、政令で同章に定める制限を緩和し、又は排除することができる。

(自衛官の階級)

第三十二條 陸上自衛隊の自衛官の階級は、陸將、陸將補、一等陸佐、二等陸佐、三等陸佐、一等陸尉、二等陸尉、三等陸尉、一等陸曹、二等陸曹、三等陸曹、一等陸士、二等陸士、三等陸士及び三等陸士となる。
2 海上自衛隊の自衛官の階級は、海將、海將補、一等海佐、二等海佐、三等海佐、一等海尉、二等海尉、三等海尉、一等海士、二等海士、三等海士及び三等海士となる。
3 航空自衛隊の自衛官の階級は、空將、空將補、一等空佐、二等空佐、三等空佐、一等空尉、二等空尉、三等空尉、一等空曹、二等空曹、三等空曹、一等空士、二等空士、三等空士及び三等空士となる。

第一編 自衛隊法

(特別の任務)

第三十五條 隊員の採用は、試験によるものとする。但し、試験以外の能力の検証に基く選考によることを妨げない。
2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に關し、必要な事項は、総理府令で定める。
第三十六條 陸士長、二等陸士、一等陸士及び三等陸士(以下「陸士長等」といふ)は二年を、海士長、一等海士、二等海士及び三等海士(以下「海士長等」といふ)並びに空士長、一等空士、二等空士及び三等空士(以下「空士長等」といふ)は三年を任用期間として任用されるものとする。ただし、長官の定める特別な場合を必要とする職務を担当する陸士長等は、その志願に基き、三年を任用期間として任用することができる。
2 前項の規定は、陸士長等、海士長等又は空士長等で、志願に基づき陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものについては、適用しない。
3 第一項の任用期間の起算日は、採用の日とする。但し、三等陸曹、二等海曹又は三等空曹以上の階級から降任された場合には、降任の日、前項に規定する階級補者、海曹候補者又は空曹候補者の指定を受けた者のうち長官の定めるものがその指定を取り消された日とする。
4 長官は、陸士長等、海士長等又は空士長等の任用期間が満了した場合において、当該陸士長等、海士長等又は空士長等が志願をしたときは、引き続き二年を任用期間としてこれを任用すること

(隊員の任用)

第三十七條 隊員の任用は、勤務実績若しくは功に基く選考又は試験によるものとする。
2 前項の選考及び試験その他隊員の任用の方法及び手続に關し、必要な事項は、総理府令で定める。
(欠格条項)
第三十八條 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。
一 禁治産者及び禁禁治産者
二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を終るべき以上となるまでの者
三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本國憲法はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及しようとする者

(隊員の任用)

第三十七條 隊員の任用は、勤務実績若しくは功に基く選考又は試験によるものとする。
2 前項の選考及び試験その他隊員の任用の方法及び手続に關し、必要な事項は、総理府令で定める。
(欠格条項)
第三十八條 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。
一 禁治産者及び禁禁治産者
二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を終るべき以上となるまでの者
三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本國憲法はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及しようとする者

(隊員の任用)

第三十七條 隊員の任用は、勤務実績若しくは功に基く選考又は試験によるものとする。
2 前項の選考及び試験その他隊員の任用の方法及び手続に關し、必要な事項は、総理府令で定める。
(欠格条項)
第三十八條 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。
一 禁治産者及び禁禁治産者
二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を終るべき以上となるまでの者
三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本國憲法はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及しようとする者

(隊員の任用)

第三十七條 隊員の任用は、勤務実績若しくは功に基く選考又は試験によるものとする。
2 前項の選考及び試験その他隊員の任用の方法及び手続に關し、必要な事項は、総理府令で定める。
(欠格条項)
第三十八條 左の各号の一に該当する者は、隊員となることができない。
一 禁治産者及び禁禁治産者
二 禁ご以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を終るべき以上となるまでの者
三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
四 日本國憲法はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企及しようとする者

第二編 自衛隊法

(懲戒の効果)

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
 二 隊員たるにふさわしくない行為があつた場合
 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

ことができる。

懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をする

第四十六條 隊員が左の各号の一に該当する場合には、これに対し

(懲戒処分)

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職すること自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすとき、当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられて六ヶ月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後引き続いて自衛官として勤務させることができる。

3 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

(免職及び停年後の任用)

第四十五條 自衛官(陸士長等、海士長等及び空士長等を除く。以下本条中同じ)の停年は、勤務の性質に依り、階級ごとに戒告で定める。

2 長官は、自衛官が停年に達したことに因り退職すること自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすとき、当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられて六ヶ月以内の期間を限り、当該自衛官が停年に達した後引き続いて自衛官として勤務させることができる。

3 退職者には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給し

その職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を

第四十一條 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員が

(条件附採用)

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

(退職の承認)

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第三十九條 何人も、隊員の任用、休職、復職、退職、免職、懲戒、懲戒処分その他の人事に関する行為を不正に実現し、又は不正にその実現を妨げる目的をもつて金銭その他の利益を授け、提供し、若しくはその授けを要求し、若しくは約束し、脅迫、強迫その他これに類する方法を用い、又は公的地位を利用し、若しくはその利用を期待し、要求し、若しくは約束し、あるいはこれらの行為に因りしてはならない。

(不正行為の禁止)

2 隊員は、即取分の一に該当するに至つたときは、総理府令で定める場合を除き、当然失職する。

を主張する或る他の団体を結成し、又はこれに加入した

第一編 自衛隊法

一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
 二 刑事事件に關し起訴された場合
 三 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退学、停学又は戒告の処分をすることができる。

第四十八條 防衛大学の長(以下本条中「学校長」といふ)は、学生が成績不良又は心身の故障のため修業の見込みがないと認め

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退学、停学又は戒告の処分をすることができる。

第四十七條 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一級又は二級以下位の階級又は職務の級にくたすものとす。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保持するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを行はざれる。

3 停職者には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給し

第四十八條 防衛大学の長(以下本条中「学校長」といふ)は、学生が成績不良又は心身の故障のため修業の見込みがないと認め

2 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

3 学校長は、学生が左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退学、停学又は戒告の処分をすることができる。

第四十九條 懲戒処分としての降任は、階級又は職務の級の一級又は二級以下位の階級又は職務の級にくたすものとす。

2 停職の期間は、一年以内とする。停職者は、隊員としての身分を保持するが、特に命ぜられた場合を除いては、職務に従事することを行はざれる。

3 停職者には、法令で別段の定めをする場合を除き、給与を支給し

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第四十條 長官又はその委任を受けた者は、隊員が退職することを申し出た場合において、これを承服すること自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼすとき、その退職について戒告を行なつて、これを承服する場合は、任用期間を定めて任用されている陸士長等、海士長等又は空士長等に於てはその任用期間内において必要な期間、その他の隊員に於ては自衛隊の任務を遂行するため最少限度必要とされる期間、その退職を承服しないことができる。

第一編 自衛隊法

(上官の命令に服従する義務)
 第五十七條 隊員は、その職務の遂行に當ては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない。
 第五十八條 隊員は、常に品位を重んじ、いやくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行爲をしてはならない。
 2 自衛官及び学生は、上官の定めるところに従い、制服を着用し、眼装を常に端正に保たなければならない。
 (秘密を守る義務)
 第五十九條 隊員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も、同様とする。
 2 隊員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に關する事項を發表する場合には、上官の許可を受けなければならない。この職を離れた後も、同様とする。
 3 前項の許可は、法令に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。
 第六十條 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、その勤務間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければならない。
 2 隊員は、法令に別段の定めがある場合を除き、防衛庁以外の國家機關の職を兼任し、又は地方公共団体の機關の職につくことができない。

第一編 自衛隊法

4 学生が第一項又は前項の規定により退校せられた場合には、当然退學するものとする。
 5 前項に定めるものの外、学生の分限及び懲戒の別表に關し必置たる事項は、政令で定める。
 (審判の請求及び公正審査會)
 第四十九條 隊員は、その意に反して、降任され、休職にされ、若しくは免職され、又は懲罰処分を受けた場合には、長官に対して、その審査を請求することができる。
 2 長官は、前項の審査の請求を受けた場合には、これを公正審査會に付議しなければならない。
 3 長官は、前項の規定により付議した処分に対する公正審査會の判定があつたときは、その判定に従つて必要な措置をとらなければならない。
 4 公正審査會は、防衛庁に置く。
 5 審査の請求の手續並びに公正審査會の組織及び運営は、政令で定める。
 (運用除外)
 第五十條 第四十二條から第四十四條まで及び前條の規定は、條件附採用期間中の隊員、臨時的に任用された隊員及び学生については、適用しない。
 第五十一條 本節に定めるものの外、隊員の分限及び懲戒に關し必要な事項は、政令で定める。

3 隊員は、自己の職務以外の防衛庁の職務を行い、又は防衛庁以外の國家機關の職を兼任し、若しくは地方公共団体の機關の職につく場合においても、總理府令で定める場合を除き、給手を受けることができない。
 (政治的行動の制限)
 第六十一條 隊員は、政黨又は政黨で定める政治目的のために、附随その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問はず、これらの行爲に關与し、あるいは選挙権の行使を除く外、政令で定める政治的行動をしてはならない。
 2 隊員は、公選による公職の候補者となることができない。
 3 隊員は、政黨その他の政治的団体の役員、政治顧問その他これらと同様な役割をもつ職務員となることができない。
 第六十二條 隊員は、営利を目的とする会社その他の団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相當する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。
 2 隊員は、その離職後二年間は、営利を目的とする会社その他の団体の地位で、離職前五年以上に從事していた職務を留保する関係のあるもので總理府令で定めるものについてはならない。
 3 前二項の規定は、隊員が總理府令で定める基準に従い、若しくは其の承認を受けた場合には、適用しない。
 (他の職又は事業の関与制限)
 第六十三條 隊員は、おが國の平和を獨立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に機敏を養ひ、人格を磨直し、心身をきたえ、技能を充ち、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をまつて義務の遂行に努め、もつて國民の負託にこたえることを期するものとする。
 (服務の宣誓)
 第六十二條 隊員は、總理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
 第五十三條 隊員は、總理府令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
 (勤務場所に居住する義務)
 第五十五條 自衛官は、總理府令で定めるところに従い、長官が指定する場所に居住しなければならない。
 (勤務遂行の義務)
 第五十六條 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない。

第一編 自衛隊法

第六十三條 隊員は報酬を受け、第二十條第二項に規定する國

家機關及び地方公共團體の機關の職及び前條第一項の地位以外

の職又は地位につき、あるいは従前企業以外の事業を行う場合に

は、総理府令で定める基準に従ひ、長官の承認を受けなければ

ならない。

第六十四條 隊員は、勤務条件等に關し、雇用者たる國の利益代表

する者と交渉するための組合その他の団体を結成し、又はこれに

加入してはならない。

2 隊員は、罷職、懲戒その他の争議行為をし、又は政府の招

呼態を低下させる風刺的行為をしてはならない。

3 何人も、前項の行為を企て、又はその遂行を非難し、教唆し、

若しくはせしめんとし、又はこれを行つた隊員は、その行為の開始

とともに、國に對し、法令に基いて保する任用上の權利をもつて

糾弾することができない。

第六十五條 本條に定めるものの外、隊員の服務に關し必要な事項

は、総理府令で定める。

第六十六條 予備自衛官は、第七十條第一項に規定する防衛招集命

令により招集された場合において同條第三項の規定により、自衛官

（予備自衛官）

第五節 予備自衛官

第六十八條 予備自衛官は、第七十條第一項に規定する防衛招集命

令により招集された場合において同條第三項の規定により、自衛官

（予備自衛官）

第六十九條 長官又はその委任を受けた者は、勤務長官又は地方

官の職務に基いて、予備自衛官をその現に指定されている自

衛官の階級より上位の階級を指定して、外遊させることができ

る。

第七十條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十一條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十二條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十三條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十四條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十五條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十六條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十七條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第七十八條 長官は、第七十六條第一項に規定する防衛出動命令が発

せられた場合において、必要があるときは、内閣總理大

臣の承認を得て、予備自衛官に對し、防衛招集命令によつて、防

衛招集命令を発することができる。

第一編 自衛隊法

となつて動し、第七十一條第一項に規定する防衛招集命令によ

り招集された場合において、前項に規定するものとする。

2 予備自衛官の員數は、一万五千人とし、防衛施設法第七十條第

一項に規定する職の定員とする。

第六十七條 予備自衛官の採用は、第三十五條の規定にかから

ず、自衛官（旧保安隊の隊長及び旧警察予備隊の警察官並びに

旧警察隊の警察官及び旧海上警察隊の海上警察官を含む）であつ

た者の志願に基き、総理府令で定めるところにより、選挙によつ

て行ふものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に對し、

総理府令で定めるところにより、相當の自衛官の階級を指定する

ものとする。

第六十八條 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日か

ら起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官（第七十條第一項の規定による防衛招集命

令を受け、同條第三項の規定により、自衛官となつてゐる者を含

む）がその任用期間が満了した場合において、感謝をしたときは、

引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用するこ

とができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続きいて

任用された日とする。

3 長官は、予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命

令により招集された場合において、同條第三項の規定にかから

ず、自衛官（旧保安隊の隊長及び旧警察予備隊の警察官並びに

旧警察隊の警察官及び旧海上警察隊の海上警察官を含む）であつ

た者の志願に基き、総理府令で定めるところにより、選挙によつ

て行ふものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に對し、

総理府令で定めるところにより、相當の自衛官の階級を指定する

ものとする。

第六十九條 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日か

ら起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官（第七十條第一項の規定による防衛招集命

令を受け、同條第三項の規定により、自衛官となつてゐる者を含

む）がその任用期間が満了した場合において、感謝をしたときは、

引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用するこ

とができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続きいて

任用された日とする。

3 長官は、予備自衛官が第七十條第一項の規定による防衛招集命

令により招集された場合において、同條第三項の規定にかから

ず、自衛官（旧保安隊の隊長及び旧警察予備隊の警察官並びに

旧警察隊の警察官及び旧海上警察隊の海上警察官を含む）であつ

た者の志願に基き、総理府令で定めるところにより、選挙によつ

て行ふものとする。

2 長官又はその委任を受けた者は、採用された予備自衛官に對し、

総理府令で定めるところにより、相當の自衛官の階級を指定する

ものとする。

第七十條 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日か

ら起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官（第七十條第一項の規定による防衛招集命

令を受け、同條第三項の規定により、自衛官となつてゐる者を含

む）がその任用期間が満了した場合において、感謝をしたときは、

引き続き三年を任用期間として、これを予備自衛官に任用するこ

とができる。この場合における任用期間の起算日は、引き続きいて

任用された日とする。

第七十一條 予備自衛官に採用された者の任用期間は、採用の日か

ら起算して三年とする。

2 長官は、予備自衛官（第七十條第一項の規定による防衛招集命

令により招集された場合において、同條第三項の規定にかから

ず、自衛官（旧保安隊の隊長及び旧警察予備隊の警察官並びに

旧警察隊の警察官及び旧海上警察隊の海上警察官を含む）であつ

た者の志願に基き、総理府令で定めるところにより、選挙によつ

て行ふものとする。

第二編 自衛隊法

(防衛出動待機命令)

第七十九條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動)

第七十六條 内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃（外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む。）に際して、わが国を防衛する目的があるときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集束による参謀の承認の下本項及び次項において同じ。）を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。但し、特に緊急の場合には、国会の承認を得ないで出動を命ずることができる。

第六六章 自衛隊の行動

第七十八條 内閣総理大臣は、国境防衛その他の緊急事態に際して、(命令による治安出動) 自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動)

第七十七條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

(防衛出動)

第七十八條 内閣総理大臣は、国境防衛その他の緊急事態に際して、(命令による治安出動) 自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第七十條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第七十一條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第七十二條 前二條に規定するものの外、第七十條第一項に規定する防衛招集命令及び前条第一項に規定する訓練招集命令に記すべき事項、防衛招集命令及び訓練招集命令の手段その他防衛招集及び訓練に關し必要な事項は、政令で定むる。

(訓練招集)

第七十一條 長官は、所定の訓練を行うため、年に二回以内、各回ごとに招集期間を定めて、予備員官に対して、訓練招集命令を發し、訓練招集命令を受けたる予備員官は、招集の日時に、招集の場所に出頭し、訓練招集に應じなければならない。

(訓練招集)

第七十二條 前二條に規定するものの外、第七十條第一項に規定する防衛招集命令及び前条第一項に規定する訓練招集命令に記すべき事項、防衛招集命令及び訓練招集命令の手段その他防衛招集及び訓練に關し必要な事項は、政令で定むる。

(訓練招集)

第七十三條 何人も、被用者を求め、又は求職者の採否を決定する場合においては、予備員官である者に対して、その予備員官であることを理由として不利な取扱をしてはならない。

(訓練招集)

第七十四條 予備員官は、健康を喪失したとき、心身の故障のため、招集の取扱を要するに至つたとき、又は不具状となつたときは、政令で定めるところにより、長官に対し、すまやかに、その旨を届け出なければならない。

(訓練招集)

第七十五條 第四十二條第三項、第五十四條第一項、第六十條第二項及び第三項並びに第六十二條から第六十三條までの規定は、予備員官については、適用しない。但し、第六十一條第一項の規定は、第七十一條第一項の規定による訓練招集命令により招集するもの場面に適用して、訓練に從事するものとする。

第七十六條 長官は、所定の訓練を行うため、年に二回以内、各回ごとに招集期間を定めて、予備員官に対して、訓練招集命令を發し、訓練招集命令を受けたる予備員官は、招集の日時に、招集の場所に出頭し、訓練招集に應じなければならない。

第七十七條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第七十八條 内閣総理大臣は、国境防衛その他の緊急事態に際して、(命令による治安出動) 自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる。出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第七十九條 長官は、事態が緊迫し、前条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、これに対して自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができ、又は出動の必要がなくなつたときは、直ちに自衛隊の撤収を命じなければならない。

第二編 自衛隊法

2 前項の場合においては、長官は、國家公選委員と緊密な連絡を保持するものとする。

(海上保安庁の統制)

第八十條 内閣総理大臣は、第七十六條第一項又は第七十八條第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、特別の必要があるときは、海上保安庁の全部又は一部をその統制下に入れることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により海上保安庁の全部又は一部の統制下に入れた場合には、政令で定めるところにより、長官にこれを指揮するものとする。
3 内閣総理大臣は、第一項の規定による統制につき、その必要がなくなつたと認める場合には、すみやかにこれを解除しななければならない。

(要請による治安出動)

第八十一條 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協働の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認められる場合には、部隊等の出動を命ずることができる。
3 都道府県知事は、事態が収まり、部隊等の出動の必要がなくなつたと認める場合には、内閣総理大臣に対し、すみやかに、部隊

3 庁舎、倉庫その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

4 第一項の要請の手續は、政令で定める。
(航空機に対する措置)
第八十四條 長官は、外国の航空機が國際空域又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)その他の法令の規定に違反して我が國の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを普降させ、又は我が國の領域の上空から退去させるため必要措置を講じさせることができる。

第八十五條 内閣総理大臣は、第七十八條第一項又は第八十一條第一項の規定による出動命令を發するに際しては、長官と國家公選委員との相互に緊密な連絡を保持するものとする。
(関係機との連絡及び協定)
第八十六條 第七十六條第一項、第七十八條第一項、第八十一條第一項及び第八十三條第二項の規定により部隊等が行動する場合に、当該部隊等及び当該部隊等に關係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機關その他の國又は地方公共団体の機關は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

第七編 自衛隊の権限

(武器の保持)

第九十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認められる理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器

第八十七條 自衛隊は、その任務の遂行に必要な職務を保持することとができる。

(防衛出動時の武力行使)

第八十八條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが國を防衛するため、必要な武力を行使することができる。
2 前項の武力行使に際しては、國際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、且つ、事態に応じ合理的に必要と判断される限り、又は我が國の領域の上空から退去させるため必要措置を講じさせることができる。

(治安出動時の細則)

第八十九條 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。
2 前項において準用する警察官職務執行法第七條の規定により自衛隊が武器を使用するには、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六條又は第三十七條に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならない。

第九十條 第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、前条の規定により武器を使用する場合の外、左の各号の一に該当すると認められる理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器

第一編 自衛隊法

一 艦上艦艇する入艦又は物件が暴行又は侵奪を受け、又は交けようとする明白な危険があり、艦艇を使用する外、他にこれを排除する適切な手段がない場合

二 多寡集合して暴行若しくは脅迫をし、又は暴行若しくは脅迫せようとする明白な危険があり、武器を使用する外、他にこれを鎮圧し、又は防止する適当な手段がない場合

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第九十二條 海上保安法第三十八條第一項及び第三十九條第一項及び第二十八條第一項の規定は、第七十八條第一項及び第七十九條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等艦以上自衛官の職務の執行について準用する。

(防衛出動時の公衆の秩序の維持のための組織)

第九十三條 第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の公衆の秩序を維持するため行動することができる。

第九十四條 第七十六條第一項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公衆の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安法第十六條第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等艦以上自衛官が前項の規定により公衆の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。

第九十五條 自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火炎、航空機、車両又は液体燃料を職務上搬運するに当り、人又は武器、弾薬、火炎、航空機、車両若しくは液体燃料を防護するため必要であると認めらるる理由がある場合には、その状態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。但し、刑法第三十條第六十七條に規定する場合の外、人に危害を与えてはならない。

第九十六條 自衛官のうち部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、左の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるところを除き、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに陸上補隊監部、海上空隊監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生及び訓練員に犯している者(自衛官(以下本条中「隊員」という)の犯した犯罪又は職務に専従中の隊員に対する犯罪)その他隊員の職務に關し隊員以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内における自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

第一編 自衛隊法

法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

第九十九條 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十三條 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替へるものとする。

2 海上保安法第十六條第六項の規定は、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等艦以上の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十四條 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

(災害派遣時の組織)

第九十四條 警察官職務執行法第四條並びに第六條第一項第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十九條 警察官職務執行法第七條の規定は、第八十二條の規定及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。

その他の者は司法警察とする。

第九十九條 警察官職務執行法第七條の規定は、第一項の自衛官の職務の執行について準用する。

第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の隊員に關する事務の一部を行う。

2 長官は、警察官及び都道府県警察に対し、自衛官の隊員に關する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに前項の規定により都道府県警察が行う協力に關する組織は、国庫の負担とする。

(貸付金の貸与)

第九十八條 長官は、学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に規定する大学(大学院を含む)に在学する学生で、政令で定めらるる学術を専攻し、修業後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、奨励により学費金を貸与することができる。

2 前項の貸付金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸付金には、利息を附さない。

三〇

第九十七條 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の隊員に關する事務の一部を行う。

2 長官は、警察官及び都道府県警察に対し、自衛官の隊員に關する事務の一部について協力を求めることができる。

3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに前項の規定により都道府県警察が行う協力に關する組織は、国庫の負担とする。

(貸付金の貸与)

第九十八條 長官は、学校教育法(昭和二十二年法律第百二十六号)に規定する大学(大学院を含む)に在学する学生で、政令で定めらるる学術を専攻し、修業後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする者に対し、奨励により学費金を貸与することができる。

2 前項の貸付金の額は、政令で定める。

3 第一項の貸付金には、利息を附さない。

三〇

第一編 自衛隊法

4 表旨は、学資金貸付を受けた者が右の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

一 修学後援会等で定める年数以上継続して隊員であったとき。

二 修学後援会であった者が公費に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第一号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不慮の災に因り貸資金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、学資金貸付及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、景観の命を受け、海上における機雷その他の爆発物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の委託)

第一百零一条 自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、國地方公共団体その他の政令で定めるもの土木工事、通信工事その他の政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(海上保安庁等との関係)

第一百零二条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空監護所、気象台との関係は、前項の規定は、前二項の規定は、政令で定める。

第一編 自衛隊法

4 表旨は、学資金貸付を受けた者が右の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸資金の全部又は一部を免除することができる。

一 修学後援会等で定める年数以上継続して隊員であったとき。

二 修学後援会であった者が公費に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第一号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不慮の災に因り貸資金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、学資金貸付及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、景観の命を受け、海上における機雷その他の爆発物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の委託)

第一百零一条 自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、國地方公共団体その他の政令で定めるもの土木工事、通信工事その他の政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(海上保安庁等との関係)

第一百零二条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空監護所、気象台との関係は、前項の規定は、前二項の規定は、政令で定める。

4 表旨は、学資金貸付を受けた者が右の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸資金の全部又は一部を免除することができる。

一 修学後援会等で定める年数以上継続して隊員であったとき。

二 修学後援会であった者が公費に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第一号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不慮の災に因り貸資金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、学資金貸付及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、景観の命を受け、海上における機雷その他の爆発物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の委託)

第一百零一条 自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、國地方公共団体その他の政令で定めるもの土木工事、通信工事その他の政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(海上保安庁等との関係)

第一百零二条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空監護所、気象台との関係は、前項の規定は、前二項の規定は、政令で定める。

4 表旨は、学資金貸付を受けた者が右の各号の一に該当する場合に、政令で定めるところにより、その貸資金の全部又は一部を免除することができる。

一 修学後援会等で定める年数以上継続して隊員であったとき。

二 修学後援会であった者が公費に因る災害のため心身に故障を生じ、第四十二条第一号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

三 死亡又は不慮の災に因り貸資金の返還ができなくなつたとき。

5 前四項に定めるものの外、学資金貸付及び返還に關し必要な事項は、政令で定める。

(返還等の除去)

第九十九条 海上自衛隊は、景観の命を受け、海上における機雷その他の爆発物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

(土木工事等の委託)

第一百零一条 自衛隊は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、國地方公共団体その他の政令で定めるもの土木工事、通信工事その他の政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 前項の事業の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(海上保安庁等との関係)

第一百零二条 自衛隊と海上保安庁、航空保安事務所、航空監護所、気象台との関係は、前項の規定は、前二項の規定は、政令で定める。

第一編 自衛隊法

第百十六條の二 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において、他から入手するものがないと認めるときは、次の飛行に必要限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

(貨物の貸付)
 貨物取扱者は、貨物の積込及び積出の業務を執行するに当たっては、自衛隊の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において、他から入手するものがないと認めるときは、次の飛行に必要限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

第百十六條 自衛隊の部隊又は補給地で政令で定めるところは、隊員(隊員候補生等の特例)を除き、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

第百十五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十四條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十三條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十二條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十一條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百九條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百八條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百七條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百六條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百四條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百三條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百二條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百一條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第一編 自衛隊法

第百十條の二 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、自衛隊の航空機以外の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において、他から入手するものがないと認めるときは、次の飛行に必要限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

(貨物の貸付)
 貨物取扱者は、貨物の積込及び積出の業務を執行するに当たっては、自衛隊の航空機が自衛隊の飛行場に着陸した場合において、他から入手するものがないと認めるときは、次の飛行に必要限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

第百十六條 自衛隊の部隊又は補給地で政令で定めるところは、隊員(隊員候補生等の特例)を除き、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度に於て、

第百十五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十四條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十三條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十二條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十一條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百十條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百九條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百八條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百七條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百六條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百四條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百三條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百二條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第百一條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和二十五年法律第百三十四号)第二十五條の規定は、自衛隊の隊員に於ては、適用しない。

第九章 罰則

第百十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 正当な理由がなく、自衛隊の隊員に偽造の印章を使用した者

四 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第百十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十一條第一項の規定に違反した者

二 第六十四條第一項の規定に違反して組舎その他の団体を結成した者

三 第六十四條第二項の規定に違反した者

三十七

(委任規定)

第百十七條 この法律に特別の定めがあるものの外、この法律の实施のために必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第百十八條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第六十二條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 正当な理由がなく、自衛隊の隊員に偽造の印章を使用した者

四 前項第一号に掲げる行為を企て、教唆し、又はそのほう助をした者は、同項の刑に処する。

第百十九條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

一 第六十一條第一項の規定に違反した者

二 第六十四條第一項の規定に違反して組舎その他の団体を結成した者

三 第六十四條第二項の規定に違反した者

三十七

第一編 自衛隊法

- 27 (略) 28 この附則に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。
- 附則 第五・二二(第五節二号)
- 1 この法律は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において各規定について政令で定める日から施行する。ただし、自衛隊法第三十六條、第四十條及び第四十五條第一項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の自衛隊法第三十六條の規定は、昭和三十一年三月三十一日までの間に任用された同法同條第一項に規定する海士長等及び空士長等については適用がないものとし、これらの者の修年については、なお従前の例による。
- 附則 第三〇(第三節七号(第四項を除く))
- (種持許可)
- 1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
- 附則 第三・四・二〇(第三節七号)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條第一項及び第十二條の第二項並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 10 自衛官は、同項各号に掲げる犯罪の外、政令で定めるところにより、第九十六條第一項に規定する部内の秩序維持職務に従事する自衛官がした手続とみなす。
- 11 警察法(昭和二十九法律第六十二号)の施行の日の前までの間は、第八十九條第九十條第九十三條第一項及び第三項第九十四條第一項並びに第九十六條第三項「警官職務執行法」とあるのは「警察官職務執行法」と第九十七條第二項中「警察官及び警備隊員」とあるのは「陸軍地方警察及び自衛隊警察」と、同條第三項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と、同條第五項中「都道府県警察」とあるのは「自治体警察」と読み替へるものとする。
- 12 内閣總理大臣又はその委任を受けた者は、對分の同 日本國とアメリカ合衆國との間の公使保護條約に基き日本國に駐留するアメリカ合衆國の軍隊が自衛隊と隣接して駐する場合において他から入事するものがないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、總理府令で定めるところにより、これに對し、自衛隊のために設けられていた施設による給養を他の總理府令で定めたる職務を適正な程度で増進することができる。
- 13 前項の規定に基き内閣總理大臣が總理府令を定める場合には、あらかじめ本條第四項を協定するものとする。
- 14 この法律の施行前にして行為を對する罰則の適用については、

第一編 自衛隊法

- 15 陸軍官制官制官法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
- (略)
- 16 (略)
- 17 (略)
- 18 (略)
- 19 (略)
- 20 (略)
- 21 (略)
- 22 (略)
- 23 恩給法(大正十二年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
- (略)
- 24 國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
- (略)
- 25 國家公務員に對する恩給專章及び河原野呂安福に關する法律(昭和二十四法律第三十号)の一部を次のように改正する。
- (略)
- 26 地方稅法(昭和二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
- (略)

◎日米相互防衛援助協定等に伴う
秘密保護法(昭和二十九年七月二十七日法律第二十号)

(定義)
 第一条 この法律において「日米相互防衛援助協定」とは、日本
 国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定、日本国とメリ
 カ合衆国との間の船相貸借協定及び日本国に対する合衆国艦艇の
 貸与に関する協定をいう。
 2 この法律において「装備品」とは、船舶、航空機、武器、弾
 薬その他の装備品及び資材をいう。
 3 この法律において「防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれ
 らの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものを
 いう。
 一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供
 与された装備品等について左に掲げる事項
 1 構造又は性能
 2 製作、保管又は修理に関する技術
 3 使用の方法
 4 品目及び数量

改正 昭和三〇年七月二十日法律第二十号

別表第一

方面隊、管区隊及び混成団本部	名称	所在地
北部方面隊	北部方面總監部	札幌市
西部方面隊	西部方面總監部	鹿本市
第一管区隊	第一管区總監部	札幌市
第二管区隊	第二管区總監部	旭川市
第三管区隊	第三管区總監部	伊丹市
第四管区隊	第四管区總監部	福岡県筑紫郡春日市
第五管区隊	第五管区總監部	北海道河原郡川西村
第六管区隊	第六管区總監部	宮城県宮城郡多賀城町
第七混成団	第七混成団本部	北海道札幌市等町
第八混成団	第八混成団本部	鹿本市
第九混成団	第九混成団本部	青森市

別表第二

地方、總監部	名称	所在地
横須賀地方隊	横須賀地方總監部	横須賀市
舞鶴地方隊	舞鶴地方總監部	舞鶴市
大湊地方隊	大湊地方總監部	青森県下北郡大湊市
佐世保地方隊	佐世保地方總監部	佐世保市
呉地方隊	呉地方總監部	呉市

第一編 自衛隊法

第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。
 一 我が国の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不
 当な方法で、防衛秘密を濫知し、又は収集した者
 二 我が国の安全を害する目的をもつて、防衛秘密を他人に漏ら
 した者
 三 防衛秘密を取り扱ふことを業務とする者で、その業務により
 知り、又は偵知した防衛秘密を他人に漏らした者
 四 前項第三号又は第五号に掲げる者を除き、防衛秘密を他人に
 漏らした者は、五年以下の懲役に処する。
 3 前項の未遂罪は、罰する。
 四 前項の業務を取り扱ふことを業務とする者で、その業務によ
 り知り、又は偵知した防衛秘密を過失により他人に漏らしたも
 のは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 2 前項に掲げる者を除き、業務により知り、又は偵知した防衛
 秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万
 円以下の罰金に処する。

防衛秘密保護法上の措置
 第二条 防衛秘密を取り扱ふ国の行政機関の長は、政令で定めると
 ころにより、防衛秘密について、隠蔽を命じ、関係者に通知する
 等の防衛秘密の保護に必要な措置を講ずるものとする。

(罰則)
 第三条 左の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

別表第三

航空団の名称	名称	所在地
第一航空回	第一航空回司令部	松本市
第二航空回	第二航空回司令部	浜松市

第二編 政 令

防衛庁組織令

自衛隊法施行令

防衛庁設置法の施行期日を定める政令

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行期日を定める政令

政令

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

第一編 自衛隊法

別表第一

第一編 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法

日以下の罰金に処す。

第五條 第三條第一項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処す。

2 第三條第二項の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処す。

3 第三條第一項の罪を犯すことを教唆し、又は心動した者は、

第一項と同様とし、同條第二項の罪を犯すことを教唆し、又は心動した者は、前項と同様とする。

4 前項の規定は、教唆された者が教唆に係る犯罪を遂行した場合において、刑法（明治四十年法律第百十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

第六條 第三條第一項第一号若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免ぜす。

第七條 この法律の適用にあつては、これを誠実に解釈して、國民の基本的人權を不当に侵奪するようになつてはならぬ。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない箇月において政令で定める日から施行する。（昭和二十二年法律第四十八号）

附 則 （昭和三十一年七月三十一号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行

別表第三

四二

四四

◎防衛庁組織令 (昭和十九年七月十八日 命令四百七十八号)

改正
 昭和三〇年 四月一日 敕令第 六七号
 昭和三〇年 九月一日 敕令第 二五号
 昭和三〇年 〇一月 四日 敕令第 八〇号
 昭和三一年 〇三月 三日 敕令第 五七号
 昭和三二年 五月二日 敕令第 一五号
 昭和三二年 八月二日 敕令第 六号

内閣は、国家行政組織法 (昭和二十三年法律第二十号) 第七条第三項並びに防衛庁設置法 (昭和二十九年法律第六十四号) 第十二条第四項、第二十八条第五項、第三十五条第三項及び第三十六条第三項の規定に基づき、並びに防衛庁設置法を改正するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 内部部局 (第一条 第二十七条)
- 第二章 警備監部
- 第一節 陸上警備監部 (第二十八条 第五十九条)
- 第二節 海上警備監部 (第六十条 第八十六条)
- 第三節 航空警備監部 (第六十七号 第七十号)
- 第三章 統合警備会議事務局 (第七十三号 第七十五号)
- 第四章 防衛機務局
- 第五節 建設本部 (第七十六号 第七十八号)
- 第六節 調達與進本部 (第七十九号 第八十二号)

第二編 防衛庁組織令

第五卷 補則 (第四百四十二号、第四百四十四号)

附則

第一章 内部部局

(長官庁の分設)

第一条 長官庁に、左の二項を設く。

総務課

法務課

(総務課)

第二条 総務課においては、左の職務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 長官、政務次官及び次長の官印並びに庁印の保管に関すること。

三 公文書の接受、発送、複製及び保管に関すること。

四 文書の整理 (法規課の所掌に属するものを除く) 及び進達に関すること。

五 各部局及び機関との連絡調整に関すること。

六 内部部局の組織及び定員に関すること。

七 内部部局の職員の任免、分限、懲戒、服勤規律その他が

に關すること。

八 所管行政の考査に関すること。

九 統計に関すること。

十 國会との連絡に関すること。

第二編 防衛庁組織令

監査課
会計課

四 建築工事及び土木工事の基本に關すること。
五 建築接待及び土木建築並びに建築材料及び土木資料の研究

一 土地及び施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。
二 土地及び施設の取得、維持及び管理の基本に關すること。
三 土地及び施設の取得、維持及び管理に関する調査に關すること。

第十九條 施設課においては、左の事務をつかさどる。
(施設課)

一 会計及び旅費に關する制度に關すること。
二 経費及び収入の決算に關すること。
三 会計の監査に關すること。
四 損害賠償に關すること。

第十八條 監査課においては、左の事務をつかさどる。
(監査課)

一 経費及び収入の予算に關すること。
二 内部部局の経費及び収入の会計に關すること。
三 内部部局の行財政及び物品の取得及び管理に關すること。
四 前各に掲げるものの外、経理局の所掌事務で他課の所掌に關しないものに関する。

第十七條 会計課においては、左の事務をつかさどる。
(会計課)

一 経費及び収入の予算に關すること。
二 内部部局の経費及び収入の会計に關すること。
三 内部部局の行財政及び物品の取得及び管理に關すること。
四 前各に掲げるものの外、経理局の所掌事務で他課の所掌に關しないものに関する。

第十一條 人事課においては、左の事務をつかさどる。
(人事課)

一 職員(内部部局の職員を除く)、任官、分限、懲罰、服務、規程その他人事に關すること。
二 職員の勤務条件に關する制度に關すること。

第十條 人事局に、左の二課を置く。
(人事局の分設)

一 職員の教育訓練の基本に關すること。
二 防衛研修所に關すること。
三 防衛大学校に關すること。

第九條 教育課においては、左の事務をつかさどる。
(教育課)

一 防衛及び常備に關する秘密の保全に關すること。
二 防衛及び常備に關する秘密の保全に關すること。

第八條 第二課においては、左の事務をつかさどる。
(第二課)

一 訓練第一号から第三号までに掲げる事務に必要な技術及び設備の取得に關すること。
二 防衛及び常備に關する秘密の保全に關すること。

第二編 防衛庁組織令

第十一條 防衛技術研究所及び防衛技術院に關すること。
一 防衛技術院に關する事務を置く。
二 防衛技術研究所に關する事務を置く。
三 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第十條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院に關する法則及びその運用の調査及び研究に關すること。
二 防衛技術院の所掌事務に關する法則及びその運用の調査及び研究に關すること。

第九條 防衛技術院に、左の二課を置く。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第八條 防衛技術院に、左の二課を置く。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第七條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第六條 第一課においては、左の事務をつかさどる。
(第一課)

一 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第五條 防衛技術院に、左の二課を置く。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第四條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第三條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第二條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第一條 防衛技術院においては、左の事務をつかさどる。
(防衛技術院の分設)

一 防衛技術院の行勤の基本に關すること。
二 防衛技術院及び防衛技術研究所の組織、定員、編成、裝備及び配置の基本に關すること。

第十五條 衛生課においては、左の事務をつかさどる。
(衛生課)

一 職員の健康衛生の基本に關すること。
二 職員の医療の基本に關すること。
三 保健衛生及び医療の調査及び研究の基本に關すること。

第十六條 經理局に、左の三課を置く。
(經理局の分設)

一 職員の健康衛生の基本に關すること。
二 職員の医療の基本に關すること。
三 保健衛生及び医療の調査及び研究の基本に關すること。

こと。

三 通信器材等の規格の統一及び研究改訂の基本に關すること。

四 通信工事の施行の登記及び取極の基本に關すること。

五 通信の技術的整理の基本に關すること。

六 船舶の使用する電波の整理の基本に關すること。

(船舶部)

第二十六條 船舶に對しては、左の事務をつかさどる。

一 船舶、船舶用機関(船舶用補機を含む)、船舶用気筒材、航海器材、船用品及び港用品(以下合せて「船舶等」といふ)の調査、維持及び管理の基本に關すること。

二 船舶等及びこれに關する資料の統一及び研究改訂の基本に關すること。

第二十七條 航空機に對しては、左の事務をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機器の調査、維持及び管理の基本に關すること。

二 航空機及び航空機用機器並びにこれに關する資料の規格の統一及び研究改訂の基本に關すること。

第三章 郵便部

第一節 陸上郵便部

(郵便長)

第二十八條 陸上郵便長(以下本節において「郵便長」といふ)は、陸務をもつて充てる。

第二編 防衛官組織令

(郵便副長)

第二十九條 陸上郵便副長(以下本節において「郵便副長」といふ)は、陸務をもつて充てる。但し、特別の事情がある場合において、陸務をもつて充てることができる。

第三十條 郵便部長は、郵便長を助けて、陸上郵便部(以下本節において「郵便部」といふ)の部務を整理し、及び監督する。

(郵便庶務室及び部)

第三十一條 郵便部に、郵便業務及び左の六部を置く。

(課)

第三十二條 郵便部に、前條に規定する課及び部の外、左の十四課を置く。

第一部 第一課

第二部 第二課

第三部 第三課

第四部 第四課

第五部 第五課

第六部 第六課

第七部 第七課

第八部 第八課

第九部 第九課

第十部 第十課

第十一部 第十一課

第十二部 第十二課

第十三部 第十三課

第十四部 第十四課

四九

第二編 防衛官組織令

第一節 防衛官組織令

第二十三條 防衛官に對しては、左の事務をつかさどる。

一 防衛官の原素事務の總合調整に關すること。

二 防衛官、船舶、航空機及び兵器その他の物品(以下「装備品」といふ)の調査、維持及び管理並びに後務の職務の制定に關すること。

三 装備品の管理の整理に關すること。

四 装備品管理に關すること。

五 製造実地本部に關すること。

六 防衛官の原素事務の施行に必要と重要物資の配分に關すること。

七 陸上防務の調査の基本に關すること。

(防衛官)

第二十四條 防衛官に對しては、左の事務をつかさどる。

一 通信器材、航海器材、電筒器材(同種の原素に關するものを除く)、航空器材、写真器材、音響器材及び磁気器材(船舶用又は航空機用の音響器材を除く)並びにこれに附随する器材(以下「通信器材」といふ)の調査、維持及び管理の基本に關すること。

二 通信施設及び電磁波の建築、維持及び管理の基本に關すること。

(通信部)

第二十五條 通信部に對しては、左の事務をつかさどる。

一 通信器材、航海器材、電筒器材(同種の原素に關するものを除く)、航空器材、写真器材、音響器材及び磁気器材(船舶用又は航空機用の音響器材を除く)並びにこれに附随する器材(以下「通信器材」といふ)の調査、維持及び管理の基本に關すること。

二 通信施設及び電磁波の建築、維持及び管理の基本に關すること。

(通信副長)

第二十六條 通信副長は、通信長を助けて、通信部(以下本節において「通信部」といふ)の部務を整理し、及び監督する。

(通信庶務室及び部)

第二十七條 通信部に、前條に規定する課及び部の外、左の十四課を置く。

(課)

第二十八條 通信部に、前條に規定する課及び部の外、左の十四課を置く。

第八 兵器その他物品の調査及び整理器材の調査、維持及び管理の整理に關すること。

第九 各種の他の物品及び整理器材の調査、統一及び研究改訂の整理に關すること。

第十 前條に掲げるもの外、装備品の原素事務で他課の原素に關するものを含む。

(兵器部)

第二十九條 兵器部に對しては、左の事務をつかさどる。

一 火銃、火銃弾、榴散弾、船舶用又は航空機用の高射機及び航空器材、車両、化学器材、施設器材、航空器材(写真器材を除く)並びにこれに附随する器材(以下「兵器等」といふ)の調査、維持及び管理の整理に關すること。

二 兵器等の規格の統一及び研究改訂の基本に關すること。

第三十條 兵器部に、前條に規定する課及び部の外、左の十四課を置く。

第二編 防衛庁組織令

会計課

衛生課

施設課

補給課

武器課

運送課

化学課

總務課

(兼防衛事務、部員、課長及び副課長)

第三十二條 兼防衛事務に兼務する部員に課長、副課長を置

2 部に副課長一人(第四部にあつては、二人)を置くことが

3 出頭する職員は、陸上自衛隊員をもって充てる。

(兼防衛事務)

第三十三條 兼務課長は、兼務課長に対して責任を負い、左の職務を

行つ。

一 兼務課長の特に命ずる緊急的事項の処理に関すること。

二 兼務課長又は兼務課長に対する文書の進達に関すること。

第三十四條 監理部 第一部、第二部、第三部、第四部及び第五部

において、次条から第四十条までの各号に掲げる事項に関する

事務をそれぞれつかさどる。

第二編 防衛庁組織令

第二編 防衛庁組織令

と(兼務課長の職務課長の所掌に属するものを除く)。

一 職員補充の計画に関すること。

二 礼式、表章、服制及び娯楽に関すること。

三 職員の手続に関すること。

四 職員の手続、恩給、退職手当及び公務災害補償の制度の研究

及び手続に関すること。

五 予備自衛官の制度の研究及び招集計画に関すること。

六 広報に関すること。

七 職員の新卒生、宿舎及び保健の計画に関すること。

八 業務計画、監察計画及び業務計画に関すること。

九 前号に掲げる職務に関する文書で部隊及び機関の行動に伴

つて発せられるもの隠匿、漏洩及び保管に関すること。

(第三部長)

第三十七條 第三部長は、左の職務を行つ。

一 防衛及び警備の増進に必要資料及び情報の収集整理及び配

付に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 哨、地雷及び空手実の計画に関すること。

四 情報の収集整理及び配布に関する技術的事項の教育訓練に関

すること。

五 情報関係の部隊及び機関に関すること。

六 前号に掲げる職務に関する文書で部隊及び機関の行動に伴

つて発せられるもの隠匿、漏洩及び保管に関すること。

第二編 防衛庁組織令

(第三部長)

第三十八條 第三部長は、左の職務を行つ。

一 防衛及び警備の計画に関すること。

二 陸上自衛隊の行動に関すること。

三 部隊及び機関の組織、定員、編成、装備及び配置の計画に関

すること。

四 業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

五 防衛及び警備の方法の研習改善に関すること。

六 部隊及び機関の行動に関する文書の隠匿、漏洩及び保管に関

すること。(第一部長、第二部長及び第四部長の所掌に属するも

のを除く)。

(第四部長)

第三十九條 第四部長は、左の職務を行つ。

一 防衛及び警備の後方計画に関すること。

二 装備品、航空機及び各種の他の用品(以下本節において陸

上装備品等)といふ)の補給、保管及び整備の計画に関する

こと。

三 陸上装備品等及び陸上装備品等に関する業務の調整の計画並

びに調達実施本部に対する調達要求に関すること。

四 陸上装備品等の制式及び報告並びに隠匿に関すること。

五 給養、輸送並びに収容及び治療の計画に関すること。

六 施設取得、施設維持及び修理の計画並びに建設本部に対

する施設取得及び施設の要求に関すること。

第二編 防衛庁組織令

- 七 陸上自衛隊及び地方業務の施設等の計画並びに技術研
- 八 地方関係の施設及び関係の総合管理に関すること。
- 九 地方関係の施設及び関係の総合管理に関すること。
- 一 教育関係の施設及び業務に関すること。
- 二 教育関係の施設及び業務の整備に関すること。
- 三 施設における調査及び研究の計画に関すること。
- 四 学校における調査及び研究の計画に関すること。
- 五 他の部長又は課長の既掌に属しない学校及び教育訓練関係の施設に関すること。
- 六 学校及び教育訓練関係の施設の総合運営に関すること。
- 第七十條 第五部長は、左の職務を行う。
 - 一 教育関係の計画に関すること。
 - 二 教育関係の施設及び業務に関すること。
 - 三 施設における調査及び研究の計画に関すること。
 - 四 学校における調査及び研究の計画に関すること。
 - 五 他の部長又は課長の既掌に属しない学校及び教育訓練関係の施設に関すること。
 - 六 学校及び教育訓練関係の施設の総合運営に関すること。
- 第七十一條 副部長は、部長を助け、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 一 副部長が二名選出されている場合においては、各副部長は、部長の定めたことにより、それぞれ部長を助け、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、兼係長の指定する副部長がその職務を行う。
- 第七十二條 総務課、養護課、厚生課、法務課、監察課、事務課（課及び課長）
 - 一 職員に充てるものに関すること。
 - 二 職員に充てるものに関すること。
 - 三 職員に充てるものに関すること。
 - 四 職員に充てるものに関すること。
 - 五 職員に充てるものに関すること。
 - 六 職員に充てるものに関すること。
 - 七 職員に充てるものに関すること。
 - 八 職員に充てるものに関すること。
 - 九 職員に充てるものに関すること。
 - 十 職員に充てるものに関すること。
 - 十一 職員に充てるものに関すること。
 - 十二 職員に充てるものに関すること。
 - 十三 職員に充てるものに関すること。
 - 十四 職員に充てるものに関すること。
 - 十五 職員に充てるものに関すること。
 - 十六 職員に充てるものに関すること。
 - 十七 職員に充てるものに関すること。
 - 十八 職員に充てるものに関すること。
 - 十九 職員に充てるものに関すること。
 - 二十 職員に充てるものに関すること。

第二編 防衛庁組織令

- 七 陸上自衛隊及び地方業務の施設等の計画並びに技術研
- 八 地方関係の施設及び関係の総合管理に関すること。
- 九 地方関係の施設及び関係の総合管理に関すること。
- 一 教育関係の施設及び業務に関すること。
- 二 教育関係の施設及び業務の整備に関すること。
- 三 施設における調査及び研究の計画に関すること。
- 四 学校における調査及び研究の計画に関すること。
- 五 他の部長又は課長の既掌に属しない学校及び教育訓練関係の施設に関すること。
- 六 学校及び教育訓練関係の施設の総合運営に関すること。
- 第七十條 第五部長は、左の職務を行う。
 - 一 教育関係の計画に関すること。
 - 二 教育関係の施設及び業務に関すること。
 - 三 施設における調査及び研究の計画に関すること。
 - 四 学校における調査及び研究の計画に関すること。
 - 五 他の部長又は課長の既掌に属しない学校及び教育訓練関係の施設に関すること。
 - 六 学校及び教育訓練関係の施設の総合運営に関すること。
- 第七十一條 副部長は、部長を助け、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 一 副部長が二名選出されている場合においては、各副部長は、部長の定めたことにより、それぞれ部長を助け、部長に事故あるとき、又は部長が欠けたときは、兼係長の指定する副部長がその職務を行う。
- 第七十二條 総務課、養護課、厚生課、法務課、監察課、事務課（課及び課長）
 - 一 職員に充てるものに関すること。
 - 二 職員に充てるものに関すること。
 - 三 職員に充てるものに関すること。
 - 四 職員に充てるものに関すること。
 - 五 職員に充てるものに関すること。
 - 六 職員に充てるものに関すること。
 - 七 職員に充てるものに関すること。
 - 八 職員に充てるものに関すること。
 - 九 職員に充てるものに関すること。
 - 十 職員に充てるものに関すること。
 - 十一 職員に充てるものに関すること。
 - 十二 職員に充てるものに関すること。
 - 十三 職員に充てるものに関すること。
 - 十四 職員に充てるものに関すること。
 - 十五 職員に充てるものに関すること。
 - 十六 職員に充てるものに関すること。
 - 十七 職員に充てるものに関すること。
 - 十八 職員に充てるものに関すること。
 - 十九 職員に充てるものに関すること。
 - 二十 職員に充てるものに関すること。

- 一 陸上自衛隊における業務官及び業務官補の職務に関すること。
- 二 警務関係の部隊の行う警備、交通統制等の保安職務に関すること。
- 三 警務職務（前二号に掲げる職務をいう。）に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 四 警務関係の部隊に関すること。
- 五 会計課長は、左の職務を行う。
 - 一 経費及び収入の決算並びに会計に関すること。
 - 二 旅費に関すること。
 - 三 給与及び会計の事務処理手続に関すること。
 - 四 会計事務に関する教育訓練に関すること。
 - 五 会計関係の部隊に関すること。
- 第六十條 衛生課長は、左の職務を行う。
 - 一 保健衛生及び医療に関すること。
 - 二 衛生器材の製造及び整備に関すること（調達実施本部の所掌に属するものを除く）。
 - 三 衛生器材の検査及び保管に関すること。
 - 四 衛生器材の制式及び規格に関すること。
 - 五 衛生器材に関する調査及び研究に関すること。
 - 六 衛生に関する技術的事項の教育訓練に関すること。

第二編 防衛庁組織令

- 第五十八條 葦原監部に、必要により、衛生監を置くことができ。
- (衛生監)
- 3 副官は、葦原又は葦原副長の職務をつかさどる。
- 2 副官は、陸上自衛官をもつて充てる。
- 第五十七條 葦原監部に、所屬の副官を置く。
- (副官)
- 四 輸送関係の部隊及び機関に関すること。
- 三 輸送に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 二 輸送器材に関する調査及び研究に関すること。
- 一 輸送に関すること。
- 第五十六條 輸送隊長は、左の職務を行う。
- (輸送隊長)
- 七 化学関係の部隊及び機関に関すること。
- 六 化学技術に関する教育訓練に関すること。
- 五 化学防護に関すること。
- 四 化学器材に関する調査及び研究に関すること。
- 三 化学器材の制式及び規格に関すること。
- 二 化学器材の補給及び保管に関すること。
- 一 化学器材の調達及び整備に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 第五十五條 化学隊長は、左の職務を行う。
- (化学隊長)
- 一 化学器材の調達及び整備に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 二 化学器材の制式及び規格に関すること。
- 三 化学器材に関する調査及び研究に関すること。
- 四 化学器材の補給及び保管に関すること。
- 五 化学防護に関すること。
- 六 化学技術に関する教育訓練に関すること。
- 七 化学関係の部隊及び機関に関すること。

第二編 防衛庁組織令

- 第三十一條 燃料隊長は、左の職務を行う。
- (燃料隊長)
- 一 燃料供給及び貯蔵の調査及び整備に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 二 燃料供給及び貯蔵の制式及び規格に関すること。
- 三 燃料供給及び貯蔵の調査及び研究に関すること。
- 四 燃料供給及び貯蔵の補給及び保管に関すること。
- 五 燃料供給及び貯蔵の制式及び規格に関すること。
- 六 燃料供給及び貯蔵に関する教育訓練に関すること。
- 七 燃料供給及び貯蔵に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 八 燃料供給及び貯蔵に関する部隊及び機関に関すること。
- (燃料隊長)
- 第五十二條 燃料隊長は、左の職務を行う。
- (燃料隊長)
- 一 燃料供給及び貯蔵に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 二 燃料供給及び貯蔵の制式及び規格に関すること。
- 三 燃料供給及び貯蔵に関する調査及び研究に関すること。
- 四 燃料供給及び貯蔵の補給及び保管に関すること。
- 五 燃料供給及び貯蔵の制式及び規格に関すること。
- 六 燃料供給及び貯蔵に関する教育訓練に関すること。
- 七 燃料供給及び貯蔵に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 八 燃料供給及び貯蔵に関する部隊及び機関に関すること。

接納部
経務部
防衛部
調査部
経理部

第六十二條 葦原監部に、左の五部を置く。

- 2 葦原副長は、葦原長を助けて海上葦原監部(以下本節において「葦原監部」といふ)の部務を整理し、及び監督する。
- 一 葦原長は、海将をもつて充てる。但し、特別の事情がある場合において、海将補をもつて充てることができる。
- 第六十一條 海上葦原副長(以下本節において「葦原副長」といふ)は、海将をもつて充てる。
- (葦原副長)
- 第六十條 海上葦原長(以下本節において「葦原長」といふ)は、海将をもつて充てる。

第二編 海上葦原監部

- 第五十九條 防衛庁設置法第二十三條第一項第六号に掲げる事務は、葦原長の定めるところにより、部長又は課長が行う。
- (専任事務)
- 3 衛生監は、衛生に関する取置事項で葦原長の特に命ずるものを行う。
- 2 衛生監は、陸上自衛官をもつて充てる。

- 第五十三條 航空隊長は、左の職務を行う。
- (航空隊長)
- 一 航空(これに附する航空器材を含む)訓練、火災及び非常(これらに附する航空器材を含む)訓練に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 二 航空隊及び航空隊の補給及び保管に関すること。
- 三 航空隊及び航空隊の制式及び規格に関すること。
- 四 航空隊及び航空隊に関する調査及び研究に関すること。
- 五 航空隊及び航空隊に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 六 航空関係の部隊及び機関に関すること。
- 第五十四條 通信隊長は、左の職務を行う。
- (通信隊長)
- 一 通信の調査及び整備に関すること(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。
- 二 通信の調査及び整備に関すること。
- 三 通信の制式及び規格に関すること。
- 四 通信の調査及び研究に関すること。
- 五 通信の補給及び保管に関すること。
- 六 通信の制式及び規格に関すること。
- 七 通信の調査及び研究に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 八 通信関係の部隊及び機関に関すること。

第二編 防衛庁組織令

(総務部の分限)

第六十三条 総務部に、左の四限を置く。

総務限

人事限

厚生限

衛生限

(総務限)

第六十四条 総務限においては、左の事務をつかさどる。

一 幕僚長の官印及び幕僚監印の保管に関すること。

二 公文書の授受、発送、相俎及び保管に関すること。

三 文書の整理及び進達に関すること。

四 各部の事務の進捗調整に関すること。

五 業務計画に関すること。

六 組織、定員、構成及び配置に関すること。

七 統計に関すること。

八 海上自衛隊史の編纂に関すること。

九 礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

十 海外及び広報に関すること。

十一 監察に関すること。

十二 監察に関すること。

十三 部内の事務の総括に関すること。

十四 前各号に掲げるものの外、他の部の所掌に属しないものに関すること。

(人事限)

第六十五条 人事限においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の仕事、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関すること。

二 職員の補充に関すること。

三 表彰に関すること。

四 海上自衛隊たる職務官及び警務官制の職務に関すること。

(厚生限)

第六十六条 厚生限においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の給与に関すること。

二 職員の恩給、退職手当及び公務員補償に関すること。

三 職員の福利に関すること。

四 職員の前科更生に関すること。

五 職員の前科更生に関すること。

(衛生限)

第六十七条 衛生限においては、左の事務をつかさどる。

一 保健衛生及び医療に関すること。

二 遊樂施設に関すること。

三 衛生器材の整備並びに制式及び規格に関すること。

四 衛生器材の研究改善に関すること。

五 保健衛生に関する技術的事項の教育訓練に関すること。

六 病院その他保健衛生施設に関すること。

(防衛部の分限)

第六十八条 防衛部に、左の四限を置く。

防衛限

防備限

訓練限

通信限

(防衛限)

第六十九条 防衛限においては、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関すること。

二 海上自衛隊の行動に関すること。

三 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

四 部内の事務の総括に関すること。

第七十条 防備限においては、左の事務をつかさどる。

一 部隊(教育訓練関係の部隊を除く)の運用に関すること。

二 港湾及び水路の安全確保に関すること。

三 機雷その他の爆発性の危険物の探査、除去及び処理に関すること。

四 気象に関すること。

(訓練限)

第七十一条 訓練限においては、左の事務をつかさどる。

一 一般の教育訓練の計画に関すること。

二 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

三 学校における調査及び研究の計画に関すること。

第二編 防衛庁組織令

(通信限)

第七十二条 通信限においては、左の事務をつかさどる。

一 通信及び電波使用の計画及び監視に関すること。

二 哨音及び信号に関すること。

三 前二号に掲げる事務に関する技術的訓練に関すること。

(調査部の分限)

第七十三条 調査部に、左の二限を置く。

調査第一限

調査第二限

(調査第一限)

第七十四条 調査第一限においては、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の実施に必要な国内資料及び国内情報収集の取集

理及び配付に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 整備地誌に関すること。

四 情報収集整理及び配付に関する技術的事項の教育訓練に関すること。

五 部内の事務の総括に関すること。

(調査第二限)

第七十五条 調査第二限においては、防衛及び警備の実施に必要な

国外資料及び国外情報の収集整理及び配付に関する事務をつかさ

第二編 防衛庁組織令

第七十六條 経理補給部に、左の一課を置く。

(経理補給部の分課)

経理課

補給課

(経理課)

第七十七條 経理課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 物品及び行政財産の取得に関する契約に関すること(調達契約本部の所掌に属するものを除く)。

三 会計の監査に関すること。

四 会計事務に関する研究改善に関すること。

五 会計事務に関する教育訓練に関すること。

六 損害賠償及び損失補償に関すること。

七 部内の事務の総括に関すること。

(補給課)

第七十八條 補給課においては、左の事務をつかさどる。

一 物品の補給及び保管に関すること。

二 物品の整備に関すること(衛生課、艦船課、航空艦隊及び武器課の所掌に属するものを除く)。

三 物品及び後物の調達計画及び調達実施本部に対する調達要求に関すること。

四 物品の制式及び規格に関すること(衛生課、艦船課、航空艦隊)

とる。

第二編 防衛庁組織令

第八十一条 艦船課においては、左の事務をつかさどる。

一 艦船、艦船用機関(艦船用補機を含む)、艦船用電算機材及び船用用品(以下本条において「艦船等」という)の整備に関すること。

二 艦船等及び艦船等に關する後物の調達計画及び調達実施本部に対する調達要求に関すること。

三 艦船等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に關すること。(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。

四 艦船等の研究改善に關すること。

五 艦船等の制式及び規格に關すること。

(艦船課)

第八十二条 航空艦隊においては、左の事務をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機件(以下本条において「航空機等」という)の整備に関すること。

二 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に關すること。(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。

三 航空機等の研究改善に關すること。

四 航空機等の制式及び規格に關すること。

五 航空機等の研究改善に關すること。

(航空艦隊)

第八十三条 武器課においては、左の事務をつかさどる。

一 火器、火炎類、航海器材、音響器材、磁気器材、化学器材、航海器材、光学器材、通信器材及び気象器材並びに

第二編 防衛庁組織令

とる。

第二編 防衛庁組織令

第八十四条 航空機隊においては、左の事務をつかさどる。

一 航空機及び航空機用機件(以下本条において「航空機等」という)の整備に関すること。

二 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に關すること。(調達実施本部の所掌に属するものを除く)。

三 航空機等の研究改善に關すること。

四 航空機等の制式及び規格に關すること。

五 航空機等の研究改善に關すること。

(航空機隊)

第八十五条 部に部長を、下に課長を置く。

一 部長は、航空機隊の命を受け、部務を掌理する。

二 副部長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

三 課長は、航空機隊の命を受け、課務を掌理する。

四 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(航空機隊)

第八十六条 航空機隊に、所掌の副官を置く。

一 副官は、海上自衛官をもって充てる。

二 副官は、航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三 副官は、航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

五 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

六 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

七 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

八 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

九 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十一 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十二 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十三 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十四 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十五 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十六 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十七 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十八 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

十九 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十一 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十二 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十三 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十四 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十五 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十六 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十七 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十八 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

二十九 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十一 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十二 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十三 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十四 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十五 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十六 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十七 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十八 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

三十九 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十一 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十二 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十三 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十四 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十五 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十六 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

四十七 航空機隊又は航空機隊長の職務をつかさどる。

第二編 防衛庁組織令

は、空将制をもって充てることのできる。
2 幕僚副長は幕僚長を助け、航空幕僚監部（以下本節において「幕僚監部」という）の部務を整理し、及び監督する。

第八十九条 幕僚監部に、左の五部及び一所を置く。

監理部

人事部

防衛部

教育部

装備部

通信所

(監理部の分設)

第九十条 監理部に、左の三課を置く。

総務課

監理課

会計課

(総務課)

第九十一条 総務課において、左の事務をつかさどる。

一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の管理に関する事

二 公文書の授受、発送、綴装及び保管に関する事

三 文書の整理及び通達に関する事

四 各部及び通信所の事務の連絡調整に関する事

五 航空自衛隊長の輔きんに関する事

衛生課

(人事課)

第九十五条 人事課において、左の事務をつかさどる。

一 職員の任免、分限、懲戒、服勤、規程その他の人事に関する事

二 職員の補充に関する事

三 表彰に関する事

四 航空自衛官たる警務官及び警務員補の職務に関する事

五 部内の事務の総括に関する事

(厚生課)

第九十六条 厚生課において、左の事務をつかさどる。

一 職員の給与に関する事

二 職員の風給、退職手当及び公務災害補償に関する事

三 職員の宿舎に関する事

四 職員の福利厚生に関する事

五 職員の非営利組合に関する事

第九十七条 衛生課において、左の事務をつかさどる。

一 保健衛生及び医療に関する事

二 適性検査に関する事

三 保健衛生に関する技術指導に関する事

四 病院その他の保健衛生施設に関する事

(防衛部分割)

第九十八条 防衛庁組織令

六 礼式、服制、旗章及び標識に関する事

七 海外及び広域に関する事

八 郵便、担荷運送及び損失補償に関する事

九 部内の事務の総括に関する事

十 前各号に掲げるものの外、幕僚監部の所掌事務で他の部及び所の所掌に属しないものに関する事

(監理課)

第九十二条 監理課において、左の事務をつかさどる。

一 業務計画制度及び業務計画の推進の統制に関する事

二 隊務の体系的調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関する事

三 監察に関する事

四 会計の監査に関する事

五 統計に関する事

(会計課)

第九十三条 会計課において、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事

二 幕僚監部の物品の取得及び管理に関する事

三 会計事務に関する技術指導に関する事

(人事部分割)

第九十四条 人事課に、左の三課を置く。

人事課

人事課

厚生課

防衛課

調査課

通信課

(防衛課)

第九十九条 防衛課において、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関する事

二 航空自衛隊の行動に関する事

三 部隊（教育訓練部隊を除く）の運用に関する事

四 部隊及び機関の組織、定員、編成及び配置に関する事

五 装備の基準及び装備表の作成に関する事

六 航空機の運航に関する事

七 業務計画の作成及びその実施の調整に関する事

八 防衛及び警備の方法の研究改善に関する事

九 飛行安全及び地上安全並びに航空事故の調査に関する事

十 部内の事務の総括に関する事

(通信課)

第九十九条 防衛課において、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関する事

二 航空自衛隊の行動に関する事

三 部隊（教育訓練部隊を除く）の運用に関する事

四 部隊及び機関の組織、定員、編成及び配置に関する事

五 装備の基準及び装備表の作成に関する事

六 航空機の運航に関する事

七 業務計画の作成及びその実施の調整に関する事

八 防衛及び警備の方法の研究改善に関する事

九 飛行安全及び地上安全並びに航空事故の調査に関する事

十 部内の事務の総括に関する事

(通信課)

第一百条 通信課において、左の事務をつかさどる。

一 防衛及び警備の実施に必要な資料及び情報収集の整理及び配付に関する事

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関する事

第二編 防衛庁組織令

総務課

第百十八條 建設本部に、左の八課を置く。

(例) 建設本部は、その職務を行う。

- 3 副部長は、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 2 副部長は、本部長を助け、部務を整理する。
- 1 副部長は、本部長を助け、部務を整理する。

第百十七條 建設本部に、副部長一人を置く。

- 2 本部長は、監督の指揮監督を受け、部務を整理する。
- 1 本部長は、監督の指揮監督を受け、部務を整理する。

(本部長)

第百十六條 建設本部の長は、建設本部長(以下本節において「本部長」といふ)とする。

第四章 防衛総局

- 3 副官は、統合幕僚会議議長に、所掌の副官を置く。
- 2 副官は、自衛官をもって充てる。
- 1 副官は、自衛官をもって充てる。

(副官)

- 3 班長は、統合幕僚会議事務局長の命を受け、班務を整理する。
- 2 班長は、自衛官をもって充てる。
- 1 班長は、自衛官をもって充てる。

(班長)

第百十四條の六 班に、班長を置く。

統合調整に関する事項。

統合調整に関する事項。

会計課

管理課

工事計画課

建築課

土木課

設備課

通信設備課

(総務課)

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項。
- 2 本部長の官印及び建設本部の官印の保管に関する事項。
- 3 公文書の授受、発送、編集及び保管に関する事項。
- 4 職員の人事に係る事項。
- 5 職員の給与に関する事項。
- 6 職員の特典に係る事項。
- 7 職員の特典に係る事項。
- 8 所管行政の考査に関する事項。
- 9 内部の事務の整理に関する事項。
- 10 前号に掲げられたもの外、建設本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事項。

(会計課)

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第百十九條 建設本部に、左の事務をつかさどる。

第二編 防衛庁組織令

- 契約第四限
- 契約第三限
- 契約第二限
- 契約第一限
- 試作調達限
- 調整限
- 会計限
- 総務限
- 監査室

第二百二十九条 調達施設本部に、左の十四限及び二室を置く。

- (賑及び室)
- 2 部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 長官の指定する副本部長は、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 2 副本部長は、長官の定めるところにより、本部長を助け、事務を整理する。

第二百二十八条 調達施設本部に、副本部長四人を置く。

- 2 本部長は、長官の指揮監督を受け、職務を掌理する。
- おいて「本部長」とする。

第二百二十七条 調達施設本部の長は、調達施設本部長（以下本節に

（本部長）
 第二百二十七条 調達施設本部の長は、調達施設本部長（以下本節に
 2 部長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。
 第二百二十八条 調達施設本部に、副本部長四人を置く。
 2 本部長は、長官の指揮監督を受け、職務を掌理する。
 おいて「本部長」とする。
 2 副本部長は、長官の定めるところにより、本部長を助け、事務を整理する。
 3 長官の指定する副本部長は、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を行う。
 (賑及び室)
 第二百二十九条 調達施設本部に、左の十四限及び二室を置く。

第二百二十七条 調達施設本部の長は、調達施設本部長（以下本節に

第二百二十八条 調達施設本部に、副本部長四人を置く。

第二百二十九条 調達施設本部に、左の十四限及び二室を置く。

- 1 総長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。
- 2 部長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。

第二百三十条 監査室において、左の事務をつかさどる。

- 1 業務及び会計の監査に関すること。
- 2 調達業務の処理方法の研究改善に関すること。
- (総務限)
- 第二百三十一條 総務限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 機密に関すること。
- 2 本部長の官印及び調達施設本部の印の管理に関すること。
- 三 公文書授受、発送、複製及び保管に関すること。
- 四 職員の人事に関すること。
- 五 職員の給与に関すること。
- 六 職員の福利厚生に関すること。
- 七 職員の共済組合に関すること。
- 八 統計に関すること。
- 九 前身に掲げるものの外、調達施設本部の所掌事務で他の限及び室の所掌に属しないものに関すること。

第二百三十二條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。

- 1 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 2 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 二 施設の取得に関すること。
- 一 行財政限 (前条第二号の行財政限を除く。) の管理に関すること。
- 第二百三十三條 建築限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 建築工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 土木工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 設備工事及び通信建設工事 (以下本条に於いて「建設工事」といふ。) の計画及び実施の総合調整に関すること。
- 二 建設工事の報告者に関すること。
- 三 建設工事の権利に関すること。
- 第二百三十四條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 建設工事の報告に関すること。
- 二 建設工事の設計に関すること。
- 三 設備工事の積算に関すること。
- 四 設備工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百三十五條 通信建設限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通信建設工事の促進に関すること。
- 二 通信建設工事の設計に関すること。
- 三 通信建設工事の積算に関すること。
- 四 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百三十六條 限に、部長を置く。

第二百三十七條 調達施設本部の長は、調達施設本部長（以下本節に

第二百三十八條 調達施設本部に、副本部長四人を置く。

第二百三十九條 調達施設本部に、左の十四限及び二室を置く。

- 1 総長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。
- 2 部長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。

第二百四十条 監査室において、左の事務をつかさどる。

- 1 業務及び会計の監査に関すること。
- 2 調達業務の処理方法の研究改善に関すること。
- (総務限)
- 第二百四十一條 総務限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 機密に関すること。
- 2 本部長の官印及び調達施設本部の印の管理に関すること。
- 三 公文書授受、発送、複製及び保管に関すること。
- 四 職員の人事に関すること。
- 五 職員の給与に関すること。
- 六 職員の福利厚生に関すること。
- 七 職員の共済組合に関すること。
- 八 統計に関すること。
- 九 前身に掲げるものの外、調達施設本部の所掌事務で他の限及び室の所掌に属しないものに関すること。

第二百四十二條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。

- 1 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 2 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 二 施設の取得に関すること。
- 一 行財政限 (前条第二号の行財政限を除く。) の管理に関すること。
- 第二百四十三條 建築限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 建築工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 土木工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 設備工事及び通信建設工事 (以下本条に於いて「建設工事」といふ。) の計画及び実施の総合調整に関すること。
- 二 建設工事の報告者に関すること。
- 三 建設工事の権利に関すること。
- 第二百四十四條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 建設工事の報告に関すること。
- 二 建設工事の設計に関すること。
- 三 設備工事の積算に関すること。
- 四 設備工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百四十五條 通信建設限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通信建設工事の促進に関すること。
- 二 通信建設工事の設計に関すること。
- 三 通信建設工事の積算に関すること。
- 四 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百四十六條 限に、部長を置く。

第二百四十七條 調達施設本部の長は、調達施設本部長（以下本節に

第二百四十八條 調達施設本部に、副本部長四人を置く。

第二百四十九條 調達施設本部に、左の十四限及び二室を置く。

- 1 総長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。
- 2 部長は、本部長の命を受け、職務を掌理する。

第二百五十条 監査室において、左の事務をつかさどる。

- 1 業務及び会計の監査に関すること。
- 2 調達業務の処理方法の研究改善に関すること。
- (総務限)
- 第二百五十一條 総務限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 機密に関すること。
- 2 本部長の官印及び調達施設本部の印の管理に関すること。
- 三 公文書授受、発送、複製及び保管に関すること。
- 四 職員の人事に関すること。
- 五 職員の給与に関すること。
- 六 職員の福利厚生に関すること。
- 七 職員の共済組合に関すること。
- 八 統計に関すること。
- 九 前身に掲げるものの外、調達施設本部の所掌事務で他の限及び室の所掌に属しないものに関すること。

第二百五十二條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。

- 1 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 2 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 二 施設の取得に関すること。
- 一 行財政限 (前条第二号の行財政限を除く。) の管理に関すること。
- 第二百五十三條 建築限においては、左の事務をつかさどる。
- 1 建築工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 土木工事 (これに附する設備工事を除く。以下本節において同じ。) 設備工事及び通信建設工事 (以下本条に於いて「建設工事」といふ。) の計画及び実施の総合調整に関すること。
- 二 建設工事の報告者に関すること。
- 三 建設工事の権利に関すること。
- 第二百五十四條 工事計画限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 建設工事の報告に関すること。
- 二 建設工事の設計に関すること。
- 三 設備工事の積算に関すること。
- 四 設備工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百五十五條 通信建設限においては、左の事務をつかさどる。
- 一 通信建設工事の促進に関すること。
- 二 通信建設工事の設計に関すること。
- 三 通信建設工事の積算に関すること。
- 四 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 五 通信建設工事の積算に関すること。
- 六 通信建設工事の設計に関すること。
- 七 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 八 通信建設工事の積算に関すること。
- 九 通信建設工事の設計に関すること。
- 十 通信建設工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。
- 第二百五十六條 限に、部長を置く。

九 前身に掲げるものの外、調達施設本部の所掌事務で他の限及び室の所掌に属しないものに関すること。

八 統計に関すること。

七 職員の共済組合に関すること。

六 職員の福利厚生に関すること。

五 職員の給与に関すること。

四 職員の人事に関すること。

三 公文書授受、発送、複製及び保管に関すること。

二 本部長の官印及び調達施設本部の印の管理に関すること。

一 機密に関すること。

第二百三十一條 総務限においては、左の事務をつかさどる。

(総務限)

二 調達業務の処理方法の研究改善に関すること。

一 業務及び会計の監査に関すること。

第二百三十条 監査室において、左の事務をつかさどる。

(監査室)

試験室

検査第二限

検査第一限

原価計算第四限

原価計算第三限

原価計算第二限

原価計算第一限

九 前身に掲げるものの外、調達施設本部の所掌事務で他の限及び室の所掌に属しないものに関すること。

八 統計に関すること。

七 職員の共済組合に関すること。

六 職員の福利厚生に関すること。

五 職員の給与に関すること。

四 職員の人事に関すること。

三 公文書授受、発送、複製及び保管に関すること。

二 本部長の官印及び調達施設本部の印の管理に関すること。

一 機密に関すること。

第二百三十一條 総務限においては、左の事務をつかさどる。

(総務限)

二 調達業務の処理方法の研究改善に関すること。

一 業務及び会計の監査に関すること。

第二百三十条 監査室において、左の事務をつかさどる。

(監査室)

試験室

検査第二限

検査第一限

原価計算第四限

原価計算第三限

原価計算第二限

原価計算第一限

(会計課)

- 第三百三十二条 会計課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
 - 二 調達実施本部の行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。

(調整課)

- 第三百三十三条 調整課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 調達業務の企画及び総合調整に関すること。
 - 二 調達業務の総括に関すること(契約第一課 原価計算第一課及び検査第一課の所掌に属するものを除く。)
 - 三 調達に関する規則及び手続の立案に関すること(契約第一課 原価計算第一課及び検査第一課の所掌に属するものを除く。)

- 第四百三十三条の二 試作調達課においては、技術研究所の要求に係る試作品に關して左の事務をつかさどる。
 - 一 調達調査に関すること。
 - 二 原価計算及び予定価格調査の作成に関すること。

(試作調達課)

- 第四百三十三条の二 試作調達課においては、技術研究所の要求に係る試作品に關して左の事務をつかさどる。
 - 一 調達調査に関すること。
 - 二 原価計算及び予定価格調査の作成に関すること。

(契約第三課)

第三百三十六条 契約第三課においては、船舶、船舶用機関(船舶用補機を含む)、船舶用電気器械、航海器材、船用用品、港用品、掃海器材、渡測器材及び一般用機噐(光学器材、印刷製本器材、気象器材、工業及び照明器材を除く)並びにこれらに附随する器材(以下本節において「船舶等」という。)並びに船舶等に関する業務に關して第三百三十四条第三号イからニまでに掲げる事務をつかさどる。

(契約第四課)

第三百三十六条の二 契約第四課においては、航空機、航空機用機噐、誘導武器、通信器材、電波器材、電気器材(他課の所掌に属するものを除く)、音響器材及び磁気器材並びにこれらに附随する器材(以下本節において「航空機等」という)並びに航空機等に關する業務に關して第三百三十四条第三号イからニまでに掲げる事務をつかさどる。

(原価計算第一課)

第三百三十七条 原価計算第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 原価計算業務の総括に関すること。
- 二 原価計算に関する規則及び手続の立案並びに原価計算方式の統一に關すること。
- 三 物価の調査及び原価計算業務を実施するために必要な調査に關すること。

- 三 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。
- 四 契約の履行の促進及び検査の実施に関すること。

(契約第一課)

- 第三百三十四条 契約第一課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 契約業務の総括に関すること。
 - 二 契約に関する規則及び手続の立案に関すること。
 - 三 契約に關する規則及び手続の立案に關すること。
 - イ 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關するに關すること。
 - ロ 契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に關するに關すること。
 - ハ 契約の履行の促進に關すること。
 - ニ 契約に伴う証明に關すること。

(契約第二課)

第三百三十五条 契約第二課においては、火薬類(弾薬及び水雷を除く)、衛生器材、化学器材、測量器材、印刷製本器材、気象器材、工業、照明器材及び纖維製品、燃料その他の器材並びにこれらに附随する器材(以下本節において「火薬類等」という)及び火薬類等に關して第三百三十三号イからニまでに掲げる事務をつかさどる。

(原価計算第二課)

第三百三十八条 原価計算第二課においては、火薬類等及び火薬類等に關する業務に關して原価計算及び予定価格調査の作成に關すること。

(原価計算第三課)

第三百三十八条の二 原価計算第三課においては、船舶等及び船舶等に關する業務に關して原価計算及び予定価格調査の作成に關すること。

(原価計算第四課)

第三百三十八条の三 原価計算第四課においては、航空機等及び航空機等に關する業務に關して原価計算及び予定価格調査の作成に關すること。

(検査第二課)

第四百零四条 検査第二課においては、火薬類等(工兵を除く)及び

第二編 自衛隊法施行令

八巻

第三章 警察官等の権限(第百九条―第百十三号)

第七章 雑則(第百十四号 第百三十四号)

附則

第一軍 自衛隊の旗及び表彰

第一節 自衛隊の旗

(自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊)

第一条 自衛隊旗は、自衛隊法(以下「法」といふ)第三十二条に規定する陸上自衛隊(以下「陸上自衛隊」といふ)の部隊に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛隊旗の制式は、別表第一のとおりとする。

第二節 表彰

(表彰の種類)

第二条 自衛隊の表彰は、左の三種類とする。

一 賞詞

二 賞状

三 勲章

2 賞詞は、特別賞詞、第1種賞詞、第2種賞詞、第3種賞詞、第4種賞詞及び第5種賞詞とし、功績があつた法第三十二条に規定する隊員(以下「隊員」といふ)に授けらるる。

3 特別賞詞、第1種賞詞又は第2種賞詞を授けらるる隊員に対しは、それぞれその賞詞に添えて特別防衛功勞章、第一級防衛功勞章

章又は第2級防衛功勞章(以下「防衛功勞章」と総称する)を授けらるる。

4 賞状は、特別賞状、第1種賞状、第2種賞状、第3種賞状、第4種賞状及び第5種賞状とし、防衛上の功績が顕著な者(以下「顕著者」といふ)が、その他の賞

詞及び賞状並びに防衛功勞章又はその委任を受けた者が授けらるる。

5 勲章は、一等海軍勲章、一等航空勲章、一等防衛勲章、二等海軍勲章、二等航空勲章、二等防衛勲章、三等海軍勲章、三等航空勲章、三等防衛勲章とし、功績があつたものに対して授けらるる。

(表彰制度)

第三条 特別賞詞及び特別賞状は内閣総理大臣が、第1種賞詞及び第1種賞状は防衛庁長官(以下「長官」といふ)が、その他の賞

詞及び賞状並びに防衛功勞章又はその委任を受けた者が授けらるる。

第四条 前条の規定により、賞詞を授けらるる者及び、勲章を授けらるる者又は第2種賞詞を授けられた者が、第2種以上の特

別賞詞、第1種賞詞又は第2種賞詞を授けられた者が、第2種以上の功績があつたとき、又は防衛勲章が欠けたときは、方面總監の職

務を行ふ。

3 方面總監部に、長官一人を置く。長官は、一等陸佐をもって充てる。

4 幕僚長は、方面總監を補佐し、方面總監部の部内の事務を整理する。

5 方面總監部に、所長の部及び職員を置く。

(管区隊)

第十条 管区隊は、管区總監部及び普通科連隊三、特科連隊一、特

種大隊一、機隊大隊一、衛生大隊一、航空隊一その他長官の定めらるる部隊をもつて構成する。但し、長官は、必要があるとき、他の

部隊をもつて構成することができる。

第十一條 管区總監は、陸将をもって充てる。

第十二條 管区總監部に、管区副總監一人を置く。管区副總監は、陸

将補をもって充てる。

第十三條 管区總監部は、管区總監が指揮するものとする。

第十四條 管区總監部は、管区副總監一人を置く。管区副總監は、陸

将補をもって充てる。

第二編 自衛隊法施行令

八巻

第三章 警察官等の権限(第百九条―第百十三号)

第七章 雑則(第百十四号 第百三十四号)

附則

第一軍 自衛隊の旗及び表彰

第一節 自衛隊の旗

(自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊)

第一条 自衛隊旗は、自衛隊法(以下「法」といふ)第三十二条に規定する陸上自衛隊(以下「陸上自衛隊」といふ)の部隊に交付するものとする。

2 自衛隊旗及び自衛隊旗の制式は、別表第一のとおりとする。

第二節 表彰

(表彰の種類)

第二条 自衛隊の表彰は、左の三種類とする。

一 賞詞

二 賞状

三 勲章

2 賞詞は、特別賞詞、第1種賞詞、第2種賞詞、第3種賞詞、第4種賞詞及び第5種賞詞とし、功績があつた法第三十二条に規定する隊員(以下「隊員」といふ)に授けらるる。

3 特別賞詞、第1種賞詞又は第2種賞詞を授けらるる隊員に対しは、それぞれその賞詞に添えて特別防衛功勞章、第一級防衛功勞章

章又は第2級防衛功勞章(以下「防衛功勞章」と総称する)を授けらるる。

4 賞状は、特別賞状、第1種賞状、第2種賞状、第3種賞状、第4種賞状及び第5種賞状とし、防衛上の功績が顕著な者(以下「顕著者」といふ)が、その他の賞

詞及び賞状並びに防衛功勞章又はその委任を受けた者が授けらるる。

5 勲章は、一等海軍勲章、一等航空勲章、一等防衛勲章、二等海軍勲章、二等航空勲章、二等防衛勲章、三等海軍勲章、三等航空勲章、三等防衛勲章とし、功績があつたものに対して授けらるる。

(表彰制度)

第三条 特別賞詞及び特別賞状は内閣総理大臣が、第1種賞詞及び第1種賞状は防衛庁長官(以下「長官」といふ)が、その他の賞

詞及び賞状並びに防衛功勞章又はその委任を受けた者が授けらるる。

第四条 前条の規定により、賞詞を授けらるる者及び、勲章を授けらるる者又は第2種賞詞を授けられた者が、第2種以上の特

別賞詞、第1種賞詞又は第2種賞詞を授けられた者が、第2種以上の功績があつたとき、又は防衛勲章が欠けたときは、方面總監の職

務を行ふ。

3 方面總監部に、長官一人を置く。長官は、一等陸佐をもって充てる。

4 幕僚長は、方面總監を補佐し、方面總監部の部内の事務を整理する。

5 方面總監部に、所長の部及び職員を置く。

(管区隊)

第十条 管区隊は、管区總監部及び普通科連隊三、特科連隊一、特

種大隊一、機隊大隊一、衛生大隊一、航空隊一その他長官の定めらるる部隊をもつて構成する。但し、長官は、必要があるとき、他の

部隊をもつて構成することができる。

第十一條 管区總監は、陸将をもって充てる。

第十二條 管区總監部に、管区副總監一人を置く。管区副總監は、陸

将補をもって充てる。

第十三條 管区總監部は、管区總監が指揮するものとする。

第十四條 管区總監部は、管区副總監一人を置く。管区副總監は、陸

将補をもって充てる。

第二編 自衛隊法施行令

2 管区副総監は、管区隊の隊務につき管区総監を助け、管区総監の職務を行う。

3 管区総監部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもって充てる。

4 幕僚長は、管区総監を輔佐し、管区総監部の部内の事務を整理して充てる。

5 管区総監部に、所長の部及び課を置く。

(混成団)

第十二条の二 混成団は、混成団本部及び普通科連隊、特科連隊、

一、海軍大隊、航空隊、その他長官の定める部隊をもって編成する。ただし長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加えて、又は混成団本部以外の部隊の数を増

加し、若しくは混成団本部以外の部隊の部を編成に加えないことができる。

(混成団長)

第十二条の三 混成団長は、陸将補をもって充てる。

2 混成団本部の事務は、混成団長が掌理するものとする。

(混成団本部)

第十二条の四 混成団本部に、混成団副団長一人を置く。混成団副

団長は、一等陸佐をもって充てる。

2 混成団副団長は、混成団の隊務につき混成団長を助け、混成団

長に事故があるとき、又は混成団長が欠けたときは、混成団長の

第二編 自衛隊法施行令

2 管区副総監は、管区隊の隊務につき管区総監を助け、管区総監の職務を行う。

3 管区総監部に、幕僚長一人を置く。幕僚長は、一等陸佐をもって充てる。

4 幕僚長は、混成団長を輔佐し、混成団本部の部内の事務を整理する。

5 混成団本部に、所長の部及び課を置く。

(管区隊)

第十三条 本款に定めるもののほか、方面総監部、管区総監部及び混成団本部の内部組織は、総理府令で定める。

第二章 管区隊区域

第十四条 陸上自衛隊の方面隊、管区隊又は混成団の管区隊は、これらの部隊が警備実施計画の作成、警備指導の調査及び作成若しくは警備情報の収束又はこれらの事項についての関係機関との連絡に関する事項を担当すべき区域とし、その名称、責任者及び区域は、別表第二のとおりとする。

第三章 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成

第十五条 法第二条第三項に規定する海上自衛隊（以下「海上自衛隊」といふ）の長官は、自衛艦隊、地方隊、掃海隊、長官直轄通信隊その他長官の定める部隊とする。

(自衛艦隊)

第二十三条 地方総監は、海将又は海将補をもって充てる。

2 地方総監部の事務は、地方総監が掌理するものとする。

(地方総監部)

第二十四条 長官の指する地方総監部に、地方副総監一人を置く。

地方副総監は、海将補又は二等海佐をもって充てる。

2 地方副総監は、地方隊の隊務につき地方総監を助け、地方総監に事故があるとき、又は地方副総監が欠けたときは、地方総監の職務を行う。

3 地方総監部に、所長の部、課、室、班及び所を置く。

4 前三項に定めるものは、地方総監部の内部組織は、総理府令で定める。

(地方隊の部隊)

第二十四条の二 地方隊の地方総監部以外の部隊は、護衛隊、警戒隊、掃海隊、基地隊、航空隊、訓練隊、通信隊、基地警戒隊その他長官の定める部隊とする。

(基地隊の名称等)

第二十五条 基地隊及びその属する地方隊の名称並びに基地隊部の名称及び所在地は、別表第三のとおりとする。

(船舶の箇所)

第二十六条 海上自衛隊の自衛艦その他の船舶は、長官の定めるところにより、いずれかの地方総監部に属し置くものとする。

第二編 自衛隊法施行令

第二十二條 掃海隊群の長は、掃海隊群司令とする。

(掃海隊群司令)

第二十一條 掃海隊群は、掃海隊群司令部及び二以上の掃海隊その他長官の定める部隊をもって編成する。

(掃海隊)

2 警戒隊群司令は、海将補をもって充てる。

第二十條 警戒隊群の長は、警戒隊群司令とする。

(警戒隊群司令)

第十九條 警戒隊群は、警戒隊群司令部及び二以上の警戒隊その他長官の定める部隊をもって編成する。

(警戒隊)

2 護衛隊群司令は、海将補をもって充てる。

第十八條 護衛隊群の長は、護衛隊群司令とする。

(護衛隊群司令)

第十七條 護衛隊群は、護衛隊群司令部及び二以上の護衛隊その他長官の定める部隊をもって編成する。

(護衛隊)

第十六條 自衛艦隊司令は、海将をもって充てる。

(自衛艦隊司令)

第十五條の二 自衛艦隊は、自衛艦隊司令部及び護衛隊群、警戒隊群その他長官の定める部隊をもって編成する。但し長官は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加

え、又は自衛艦隊司令部以外の部隊の数を増減することができる。

第二編 自衛隊法施行令

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊 警備補給処	松江市	各種補給品その他の物品の調達保管 補給処の選別ととも に、関する調査研究を行うこと

第三十九條 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、左の表のとおりとする。但し、これらの各補給処の所掌事務には、調達実施本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処相互間の所掌事務の区分及びこれらの各補給処と次条の航空自衛隊補給処との間の所掌事務の区分については、長官が定めるものとする。

第三十八條 分隊は、必要があるとき、分隊長を置き、自衛官をもって充てる。分隊長は、隊長の指揮監督を受け、分隊の業務を掌理する。これらの事務については、分隊長は、管区總監又は地方總監に分隊長の職務を代理することができる。この場合においては、長官は、これを指揮監督することができる。

第三十七條 長官は、必要の地に第三十三条から第三十五条までに規定する学校の分隊を置くことができる。分隊の名称及び位置は、官報で告示する。

名称	位置	所掌事務
航空自衛隊 航空学校	東京都北多摩郡小平町	航空自衛隊の部隊の上級部隊指揮官又は上級幹部としての職務を掌理し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。等に關する調査研究を行うこと。

第三十五條 航空自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、左の表のとおりとする。

名称	位置	所掌事務
海上自衛隊 幹部学校	東京都北多摩郡小平町	官又は上級幹部の部隊の上級幹部指揮官又は上級幹部としての職務を遂行し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。等に關する調査研究を行うこと。等に關する調査研究を行うこと。
海上自衛隊 術科学校	広島県安芸郡江田島町	航空自衛隊、海軍、航空自衛隊の部隊の上級幹部及び航空自衛隊の部隊の上級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。等に關する調査研究を行うこと。

第三十四條 海上自衛隊の学校の名称、位置及び所掌事務は、左の表のとおりとする。

第二編 自衛隊法施行令

名称	位置	所掌事務
陸上自衛隊 武蔵補給処	土浦市	火災、砲災、車両、航空機及び化学器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 施設自衛隊	茨城県鹿嶋市	施設器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 通信自衛隊	芥川市	通信器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 衛生自衛隊	立川市	衛生器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 補給処	北海道千歳市	長官の定るところにより、雷鳥、火災、砲災、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び備蓄器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 給糧地区補給処	北海道千歳市	長官の定るところにより、雷鳥、火災、砲災、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び備蓄器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 給糧地区補給処	宇治市	長官の定るところにより、雷鳥、火災、砲災、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び備蓄器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 給糧地区補給処	佐賀県杵築市	長官の定るところにより、雷鳥、火災、砲災、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び備蓄器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。
陸上自衛隊 給糧地区補給処	新潟県村上市	長官の定るところにより、雷鳥、火災、砲災、車両、航空機、化学器材、施設器材、通信器材及び備蓄器材の調達保管、補給及び整備を行うこと。これらに關する調査研究を行うこと。

第四十條 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、左の表のとおりとする。但し、その所掌事務には、調達実施本部の所掌に係るものを含まないものとする。

(副校長)

第三十六條 学校に、副校長一人を置くことができる。

3 2 副校長は、自衛官をもって充てる。
3 3 副校長は、校長を助け、業務を掌理する。
4 副校長は、校長に事故があるとき、又は校長が欠けたときは、校長の職務を行う。

名称	位置	所掌事務
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	奈良市	航空自衛隊の初級幹部としての職務を遂行し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	下関市	長官の定るところにより、航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	岐阜県岐阜市	航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	浜松市	航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	浜松市	航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	浜松市	航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。
航空自衛隊 学校 航空自衛隊 航空学校	浜松市	航空自衛隊の初級幹部及び航空自衛隊の初級幹部を養成し、又は必要知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うこと。

第二編 自衛隊法施行令

(基地司令)

第五十一條の三 基地ごとに、基地司令を置く。

2 基地司令は、長官の定めるところにより、基地の整備及び管理、基地における隊員の規律の統一その他長官の定める職務を行う。

(駐屯地司令等の職務の特例)

第五十一條の四 長官は、駐屯地と基地とが同一の場所に所在し、又は直接して所在している場合には、第五十一條第二項の規定により駐屯地司令が行うべきこととされている職務の一部を基地司令が行わせることができ、

司令に行わせ、又は別条第二項の規定により基地司令が行うべきこととされている職務の一部を駐屯地司令に行わせることができ、

第五章 隊員

第一節 非常勤隊員の職務の特例

(非常勤隊員の職務の特例)

第五十二條 予備自衛官以外の非常勤の隊員(以下「非常勤隊員」といふ)は、法第六十條第二項の規定にかかわらず、国家機関の他の非常勤の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の非常勤の職につきことができる。

第五十三條 法第四十一條第五十三條 第五十四條第一項及び第六十二條第二項の規定は、非常勤隊員については適用しない。

2 法第四十條、第四十二條から第四十四條まで及び第四十九條の規定は、非常勤隊員で六月以内の期間を定め任用されるものについては適用しない。

第五十六條 法第四十三條に規定する政令で定める場合は、左の各

号に掲げるものとする。

1 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第一条に規定する学校及び同法第八十三條第一項に規定する各種学校をいふ)、師範所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる學術の調査、研究若しくは指

導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合

2 外國の政府又はこれに準ずる機關の招きにより、その隊員の職務と関連があると認められるこれらの政府又は機關の業務に従事する場合

3 水難、火災その他の災害又は法第六十條に規定する行動に際し

て所在不明となつた場合

(休職の別表)

第五十七條 休職の期間は、三年をこえない範囲内において、任命権者が定める。

第五十八條 任命権者は、休職者について休職の事由が消滅した場合には、定員に欠員が生ずるまでの間、その者を復職させないことができる。この場合において、休職者を復職させない期間は、前条の規定による休職の期間に算入しないものとする。

第五十九條 休職者は、休職にされたときに占めていた官職又は休職又は休職期間中に異動した官職を保持する。

2 前項の規定は、当該官職を他の隊員をもつて補充することを妨げるものではない。

第二編 自衛隊法施行令

八四

第三節 任免、分限等

第三十條第六十二條第一項及び第三十三條の規定の非常勤隊員に対する預用については、法第六十二條第三項中「第二項」とあるのは「第一項」とする。法第六十二條第三項中「第二項」の承継を受けた場合」とあるのは「長官に届け出た場合」と、法第六十三條中「經理府令で定める班並に従い行う長官の承継を受けたなければならない」とあるのは「長官に届け出なければならない」とする。

第五十四條 法第四十條に規定する政令で定める特別の事由は、当該隊員が退職しなければ配偶者又は長法第四編第五編(明治三十二年法律第九号)第八十七條の規定により扶養すべき親族を扶養することができないと認められ、やむを得ない事由がある旨

の市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第四百十五條第二項に規定する市にあつては、区長、以下第八十八條第一項において同じ)の証明があつたときとする。

(職位の別表)

第五十五條 法第四十二條の規定による階任(懲戒処分によるものを除く)は、階級又は職務の級の級一級だけ下位の階級又は職務の級にくだすものとする。

(休職にされる場合)

第五十六條 法第四十三條に規定する政令で定める場合は、左の各

号に掲げるものとする。

1 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)第一条に規定する学校及び同法第八十三條第一項に規定する各種学校をいふ)、師範所その他これらに準ずる施設において、その隊員の職務に関連があると認められる學術の調査、研究若しくは指導又は技能の修得若しくは指導に従事する場合

2 外國の政府又はこれに準ずる機關の招きにより、その隊員の職務と関連があると認められるこれらの政府又は機關の業務に従事する場合

3 水難、火災その他の災害又は法第六十條に規定する行動に際し

て所在不明となつた場合

(休職の別表)

第五十七條 休職の期間は、三年をこえない範囲内において、任命権者が定める。

第五十八條 任命権者は、休職者について休職の事由が消滅した場合には、定員に欠員が生ずるまでの間、その者を復職させないことができる。この場合において、休職者を復職させない期間は、前条の規定による休職の期間に算入しないものとする。

第五十九條 休職者は、休職にされたときに占めていた官職又は休職又は休職期間中に異動した官職を保持する。

2 前項の規定は、当該官職を他の隊員をもつて補充することを妨げるものではない。

(学年)

第六十條 法第四十五條第一項に規定する自衛官の学年は、別表第一

九のとおりとする。

(休学の期間及び効果)

第六十一條 法第四十八條第二項第一号の規定による休学の期間は、一年をこえない範囲内において、防衛大学の校長(以下「学

校長」といふ)が定める。

2 法第四十八條第二項第二号の規定による休学の期間は、刑事事件が裁判所に係属する間とする。

3 休学者は、防衛大学の学生(以下「学生」といふ)としての身分を喪失するが、学業につきとできない。

4 学校長は、休学者について休学の事由が消滅したときは、すな

やかに、その者を復学させなければならない。

第六十二條 法第四十八條第三項の規定による休学の期間は、一月をこえない範囲内において、学校長が定める。

2 休学者は、学生としての身分を保持するが、学業につきとできない。

(条件附採用期間中の隊員等の分限)

第六十三條 任命権者は、条件附採用期間中の隊員又は臨時に任用された隊員が法第四十二條第四号に掲げる事由に該当する場合

又は勤務成績の不具、心身の故障その他の事由に因りその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと思ふ場合は、左の各

第二編 自衛隊法施行令

時節に任用しておく必要がなくつた場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができ。

第六十四條 本節に定めるものは、隊員の分限及び懲戒の手續に關し必要な事項は、總理府令で定める。

第三節 審判の請求及び公正審査會

第六十五條 法第四十九條第一項の規定により懲戒を請求しようとする者は、あらかじめ、処分を受けた日から起算して二十日以内、当該処分を行った者（以下「処分者」といふ。）に對し、処分説明書の交付を請求しなければならない。

第六十六條 審判の請求に係る事項については、第七十六條第二項に規定する場合を除き、懲戒を請求した者（以下「請求者」といふ。）と処分者との請求を、その交付を受けた日から起算して十日以内に、審判請求書正副各一通にそれぞれ処分説明書の写及び履歴書を添附し、これを長官に提出して、懲戒の請求をすることができる。

第六十七條 審判請求書には、左の各号に掲げる事項を記載し、懲戒を請求しようとする者がこれに署名捺印しなければならない。

一 本人の氏名、生年月日及び住所並びに現に隊員である場合に於ては、その所属、官職及び勤務場所

二 処分を受けた當時の本人の所属、官職及び勤務場所

三 処分者の官職及び氏名

四 処分の性質及び時期

五 処分の通知を受けた年月日並びに処分説明書を請求し、及び

第六十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その懲戒に對して、委員を免ぜられることはない。

一 委員としての職務上の義務に著しく違反し、又はその義務を著しく怠つた場合

二 心身の故障のため、その職務の遂行に障礙があり、又はこれに堪へない場合

三 休職にされた場合

四 懲戒処分を受けた場合

第六十九條 委員は、左の各号の一に該当する場合には、その懲戒（委員の除斥事由）

第五 委員の任期は、一年とする。但し、相欠の委員の任期は、前任委員の残任期とする。

第六 委員は、再任することができ。

第七 委員が罰受その他の事由に因り一時事業の管理、決定又は判定を行うことができない場合には、長官は、第一項の区分に従い、当該事業の管理、決定又は判定に從事せらるため、臨時に委員を任命することができ。臨時に任命された委員は、当該事業の管理、決定又は判定が終了したときは、退任する。

第八 公正審査會に、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第九 公正審査會は、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第十 公正審査會は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは、申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたるものとして、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

第十一 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従ひ、且つ、法令に基いて公正に審査を行ふなければならない。

第十二 委員及び書記は、審査の経緯及び委員の意見については、

第二編 自衛隊法施行令

第六十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除き、その懲戒に對して、委員を免ぜられることはない。

一 委員としての職務上の義務に著しく違反し、又はその義務を著しく怠つた場合

二 心身の故障のため、その職務の遂行に障礙があり、又はこれに堪へない場合

三 休職にされた場合

四 懲戒処分を受けた場合

第六十九條 委員は、左の各号の一に該当する場合には、その懲戒（委員の除斥事由）

第五 委員の任期は、一年とする。但し、相欠の委員の任期は、前任委員の残任期とする。

第六 委員は、再任することができ。

第七 委員が罰受その他の事由に因り一時事業の管理、決定又は判定を行うことができない場合には、長官は、第一項の区分に従い、当該事業の管理、決定又は判定に從事せらるため、臨時に委員を任命することができ。臨時に任命された委員は、当該事業の管理、決定又は判定が終了したときは、退任する。

第八 公正審査會に、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第九 公正審査會は、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第十 公正審査會は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは、申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたるものとして、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

第十一 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従ひ、且つ、法令に基いて公正に審査を行ふなければならない。

第十二 委員及び書記は、審査の経緯及び委員の意見については、

受領した年月日

六 処分に対する不服の事由

（当事者）

第六十六條 審判の請求に係る事項については、第七十六條第二項に規定する場合を除き、懲戒を請求した者（以下「請求者」といふ。）と処分者との請求を、その交付を受けた日から起算して十日以内に、審判請求書正副各一通にそれぞれ処分説明書の写及び履歴書を添附し、これを長官に提出して、懲戒の請求をすることができる。

第六十七條 審判請求書には、左の各号に掲げる委員九人をもつて組織する。

一 内務省及び附屬機關に勤務する自衛官以外の隊員である委員三人

二 陸上幕僚監部に勤務する陸上自衛官である委員二人

三 海上幕僚監部に勤務する海上自衛官である委員二人

四 航空幕僚監部に勤務する航空自衛官である委員二人

第五 公正審査會の委員は、長官が任命する。

第六 公正審査會に、会長は、委員のうちから長官が命ずる。

第七 会長は、業務を管理する。

第八 公正審査會は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは、申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたるものとして、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

第九 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従ひ、且つ、法令に基いて公正に審査を行ふなければならない。

第十 委員及び書記は、審査の経緯及び委員の意見については、

第十一 委員は、再任することができ。

第十二 委員が罰受その他の事由に因り一時事業の管理、決定又は判定を行うことができない場合には、長官は、第一項の区分に従い、当該事業の管理、決定又は判定に從事せらるため、臨時に委員を任命することができ。臨時に任命された委員は、当該事業の管理、決定又は判定が終了したときは、退任する。

第十三 公正審査會に、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第十四 公正審査會は、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第十五 公正審査會は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは、申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたるものとして、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

第十六 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従ひ、且つ、法令に基いて公正に審査を行ふなければならない。

第十七 委員及び書記は、審査の経緯及び委員の意見については、

第十八 委員は、再任することができ。

第十九 委員が罰受その他の事由に因り一時事業の管理、決定又は判定を行うことができない場合には、長官は、第一項の区分に従い、当該事業の管理、決定又は判定に從事せらるため、臨時に委員を任命することができ。臨時に任命された委員は、当該事業の管理、決定又は判定が終了したときは、退任する。

第二十 公正審査會に、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第二十一 公正審査會は、書記五人以内を置き、隊員のうちから長官が命ずる。書記は、長官の命を受け、業務を処理し、及び第七十二條第二項に規定する委員の命を受け、懲戒に關する事務に從事する。

第二十二 公正審査會は、前項の審査の結果、その申立に正当な理由がないと認めるときは、申立を却下し、その申立が正当な理由に基いたるものとして、当該委員の職務の執行を停止しなければならない。

第二十三 委員は、何人からも指示を受けず、良心に従ひ、且つ、法令に基いて公正に審査を行ふなければならない。

第二十四 委員及び書記は、審査の経緯及び委員の意見については、

第二編 自衛隊法施行令

秘密を守らなければならない。
(審査を行うべき委員の合議体)
第七十二條 公正審査会は、左の各号に掲げる請求者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる委員の合議体によつて本案の審理、決定及び判定を行うものとする。

一 請求者が陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛官」といふ)若しくは陸上自衛官以外の陸上自衛隊の隊員又はこれらの隊員であつた者である場合にあつては、第六十七條第一項第一号及び第二号に掲げる委員をもつて構成する合議体(以下これを第一部会といふ)。

二 請求者が海上自衛隊の自衛官(以下「海上自衛官」といふ)若しくは海上自衛官以外の海上自衛隊の隊員又はこれらの隊員であつた者である場合にあつては、第六十七條第一項第一号及び第二号に掲げる委員をもつて構成する合議体(以下これを第二部会といふ)。

三 請求者が航空自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」といふ)若しくは航空自衛官以外の航空自衛隊の隊員又はこれらの隊員であつた者である場合にあつては、第六十七條第一項第一号及び第二号に掲げる委員をもつて構成する合議体(以下これを第三部会といふ)。

四 請求者若しくは若しくはこれらの隊員であつた者である場合にあつては、第六十七條第一項第一号に掲げる委員及び同条同項第二号、第三号又は第四号に掲げる委員

のうちから長官が指名する委員二人をもつて構成する合議体

(以下これを「第一四部会」といふ)。
2. 前項の第一号(第二部会、第三部会及び第四部会)以下(以下これを「第二四部会」といふ)において、審査と総括する。但し、それら委員長を並べ、委員長は、委員のうちから長官が指名する。

3. 委員長は、本案の審理を指揮し、その進行情形を、且つ、その秩序維持の責に任ずる。
4. 委員長に事故のある場合には、長官の指名する委員がその職務を代行する。

第七十三條 部会は、その委員の過半数が出席し、且つ、第一部会に於ては陸上自衛官である委員、第二部会に於ては海上自衛官である委員、第三部会に於ては航空自衛官である委員がそれぞれ少なくとも一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。
2. 部会において行う決定又は判定は、出席委員のうち三人以上

の委員の一致による。
(審査の請求の受理等)
第七十四條 公正審査会は、審査の請求が長官から付寄せられた場合において、当該審査の請求が第六十五條に規定する要件の一部を具備していなければ、相当な期間を定めて、その期間内に審査の請求を補正すべきことを命ずることができる。但し、その不備が軽微なものである場合には、公正審査会が職権をもつて補正す

ることを妨げない。

2. 前項本文の規定により公正審査会が定めた期間内に審査の請求が補正されなかつた場合には、審査の請求がなかつたものとみなす。

3. 公正審査会は、審査の請求が長官から寄せられた場合には、すなやかにか、審査請求書の記載事項、提出期限、宛分の性質、請求者の資格その他必要な事項について審査し、その請求を受理するかどうかについて決定し、これを長官に報告しなければならない。

4. 長官は、前項の規定による報告に基き、審査の請求を受理する場合には当該請求者、審査の請求を受理しない場合には請求者に、すなやかにか、その旨を通知しなければならない。

5. 公正審査会は、受理した請求につき、当該請求者しくは関係人の陳述の聴取、必要なら監視その他の審理を行い、もつて公正な判定を行わなければならない。

(審理方法)

第七十五條 本案の審理は、公正審査会の決定に従い、口頭審理又は書面審理により行う。
2. 口頭審理を行う旨の決定をした場合には、公正審査会は、審理の期日の十五日前までに書面をもつてその日時及び場所を当該請求者に通知しなければならない。

3. 口頭審理は、公開して行うものとする。但し、公正審査会において審理の内容が秘密を要するものであると認められた場合には、決

定をもつて公開しないで行うことができる。
(審理の併及及び分離)
第七十六條 公正審査会は、二以上の審査請求が左の各号の一に該当する場合に、請求者の請求に基き、又は職権により、決定をもつて、これらの請求をあわせて審理することができる。
1. 同一の請求者からなされたものである場合
2. 同一の事件又は関連する事件に關して同一の処分者により行われた処分に係る場合
3. 請求者は、公正審査会の承認を得て、それら各号のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それら各号については、代表者を当事者とする。
4. 公正審査会は、必要があるときは、決定をもつて、第一項の規定により併合した審理を分離することができる。
(証拠調)
第七十七條 当事者及び当該請求案に關係を有する者は、証拠を公正審査会に提出することができる。
2. 当事者は、公正審査会に対し証拠調を申請することができる。
3. 公正審査会は、職権により、必要と認めるときは、証拠を申請することができる。

第七十八條 当事者の一方が相手方の主張した事実について争わなかつたこと、或いは認められるときは、その相手方の主張した事

第二編 自衛隊法施行令

罪を承認したものとみなすことができる。当事者の一方が口頭審理の期日に正当の理由がなく出頭しなかつたときも、また同級

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十九条 委員長は、口頭審理を終了させる前に、当事者に対し、最終陳述をし、且つ、必要証拠を提出することのできる機会を

(判定)

第八十条 公正審査会は、事案の審理を終了したときは、すまやか

に、審査の請求に係る処分を承認するか、どのように修正すべき

であるか、又は取り消すべきものであるかの判定を行わなければ

ならない。但し、処分者の行った処分が、請求者にとって不利

益となるように判定することはできない。

(請求の取下及び処分の変更)

第八十一条 請求者は、審査の請求に係る事案に関する判定がある

まで、公正審査会の承認を得て、審査の請求の全部又は一部を

取り下げることができる。

2 審査の請求が公正審査会に係属中である場合において、処分者

又は処分者の行った処分を取り消し、若しくは変更することか

き、公正審査会に通知しなければならない。

3 審査の請求が公正審査会に係属中である場合において、処分者

取り消されたときは、当該処分に係る審査の請求は、取り下げら

第二編 自衛隊法施行令

第八十五條 本節に定めるもののほか、審査の請求の手續及び公正

(委任規定)

三 公正審査会が職権により行った証拠調査に関する費用

一 公正審査会が出頭を依頼した証人及び鑑定人等の旅費

れぞれ当該者の負担とする。

第四節 政治的目的及び政治的行動

(政治的目的の定義)

第八十六条 法第六十一条第一項に規定する政令で定める政治的

目的は、右各号に掲げるものとする。

一 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長、地方公共団体

の議員、教育委員会の委員、農業者委員会の委員又は地区

協議調整委員会の委員の選挙において特定の候補者を支持し、

又はこれに反対すること。

二 衆議院議員の被選挙の任命に関する国民審査において、特定

の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

三 特定の政令その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対す

ること。

4 審査の請求が公正審査会に係属中である場合において、当該

審査の請求に係る処分が変更されたときは、請求者は当該審査の請

求を継続するか、又は取り下げるかを、すまやか、任意に申し

出なければならぬ。

(判定の報告及び通知)

第八十二条 公正審査会は、判定を行ったときは、書面をもって

その判定を、すまやか、監督に報告するとともに、当事者に通知

しなければならない。

(職権による再審査)

第八十三条 公正審査会は、判定を行った後に、左の各号の一

に該当する事由があると思われる場合には、職権により、決定をも

つて当該事案を再審査することができる。この場合において、は

公正審査会は、すまやか、その旨を監督に報告するとともに、

当事者に通知しなければならない。

一 第六十九号各号の一に掲げる者が委員として審査に関与した

ことが判じた場合

二 判定の証拠となつた証拠が偽造され、若しくは変更されたも

のであること又は虚偽のものであることが判じた場合

三 事案の審査の際提出できなかった新たな且つ重大な証拠が案

見された場合

四 判定に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏

があつた場合

八 地方自治法に基き、地方公共団体の議会の解散又は法律に基

き、公務員の職の請求に関する署名を成立させ、若しくは成立さ

せず、又はこれらの請求に基づく解散若しくは職に賛成し、若

し、若しくはこれに賛成し、若しくはこれに賛成しない

こと。

七 地方自治法に基き、地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又

は、事務監督の請求に関する署名を成立させ、又は成立させない

こと。

六 国又は地方公共団体の機関において決定した政策（法令に規

定されたものを含む）の実施を妨害すること。

五 政治的方向に影響を及ぼす意図で特定の政策を鼓し、又は

これに反対すること。

四 特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること。

三 特定の政令その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対す

ること。

二 衆議院議員の被選挙の任命に関する国民審査において、特定

の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

一 衆議院議員の被選挙の任命に関する国民審査において、特定

の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

二 衆議院議員の被選挙の任命に関する国民審査において、特定

の候補者を支持し、又はこれに反対すること。

三 特定の政令その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対す

第二編 自衛隊法施行令

八十七条 法第六十一項に規定する政令で定める政治的行為は、左の各号に掲げる事由に因るものとする。

一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合

二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合

三 勤務時間外において行う場合

第五節 予備自衛官

第六十一條 招集

(招集命令の取消等)

第八十八條 防衛招集命令を受けた予備自衛官は、左の各号の一に掲げる事由に因り防衛招集に応ずることができない場合には、直ちに長官の定むる政令による申出若しくは証明書(第一号に掲げる事由に因るもの又は第二号中記載若しくは二等の血脈に因るもの又は第三号に因るもの)又は第三号に掲げる事由に因るもの又は第四号に掲げる事由に因るもの又は第五号に掲げる事由に因るもの又は第六号に掲げる事由に因るもの又は第七号に掲げる事由に因るもの又は第八号に掲げる事由に因るもの又は第九号に掲げる事由に因るもの又は第十号に掲げる事由に因るもの又は第十一号に掲げる事由に因るもの又は第十二号に掲げる事由に因るもの又は第十三号に掲げる事由に因るもの又は第十四号に掲げる事由に因るもの又は第十五号に掲げる事由に因るもの又は第十六号に掲げる事由に因るもの又は第十七号に掲げる事由に因るもの又は第十八号に掲げる事由に因るもの又は第十九号に掲げる事由に因るもの又は第二十号に掲げる事由に因るものとする。

政治的団体の表示に用いられる旗、徽章、記号、衣服その他これに類するものを製作し、又は配布すること。

十六 政治的目的をもって勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。

十七 なんらの名称又は形式をもつてするを問はず、前各号の禁止又は制限を免がれる行為をすること。

2 前項各号に掲げる行為(第三号の場合においては、前項第十六号に掲げるものを除く)は、左の各号に掲げる場合においても、法第六十一條第一項に規定する政治的行為となるものとする。

一 公然又は内密に隊員以外の者と共同して行う場合

二 自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合

三 勤務時間外において行う場合

第五節 予備自衛官

第六十一條 招集

(招集命令の取消等)

第八十八條 防衛招集命令を受けた予備自衛官は、左の各号の一に掲げる事由に因り防衛招集に応ずることができない場合には、直ちに長官の定むる政令による申出若しくは証明書(第一号に掲げる事由に因るもの又は第二号中記載若しくは二等の血脈に因るもの又は第三号に因るもの)又は第三号に掲げる事由に因るもの又は第四号に掲げる事由に因るもの又は第五号に掲げる事由に因るもの又は第六号に掲げる事由に因るもの又は第七号に掲げる事由に因るもの又は第八号に掲げる事由に因るもの又は第九号に掲げる事由に因るもの又は第十号に掲げる事由に因るもの又は第十一号に掲げる事由に因るもの又は第十二号に掲げる事由に因るもの又は第十三号に掲げる事由に因るもの又は第十四号に掲げる事由に因るもの又は第十五号に掲げる事由に因るもの又は第十六号に掲げる事由に因るもの又は第十七号に掲げる事由に因るもの又は第十八号に掲げる事由に因るもの又は第十九号に掲げる事由に因るもの又は第二十号に掲げる事由に因るものとする。

第二編 自衛隊法施行令

八十七条 法第六十一項に規定する政令で定める政治的行為は、左の各号に掲げるものとする。

一 政治的目的のために官職、職種の他公私の影響を利用する

二 政治的目的のために密附その他の利益を提供し、又は提供すること。

三 政治的目的のために密附その他の利益を提供し、又は提供すること。

四 政治的目的をもって、前号に定める金額を國家公務員に与え、又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企圖し、結成に参与し、又は支援すること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならぬように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもって、公に政治的団体の構成員となることを企圖し、又は政治的団体の構成員となることを企圖すること。

九 政治的目的をもって、公に政治的団体の構成員となることを企圖し、又は政治的団体の構成員となることを企圖すること。

十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企圖し、組織し、若しくは指揮し、又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に招き集むる場所、又は投票所、ラッシュその他の手段を利用して、公に政治的団体の構成員となることを企圖し、又は政治的団体の構成員となることを企圖すること。

十二 政治的目的を有する文書又は図を國の庁舎、機密等に掲げ、又は配布すること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、圖、書、又は画像を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に對して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらを用いて選挙のために著作し、又は編集すること。

十四 政治的目的を有する圖を演説し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもって、政治上の主張、説教又は政党その他政治的団体の行為を援助すること。

及び市町村長の證明書を添えて長官に申し出なければならぬこと。

一 心身に故障を生じたとき。

二 配偶者又は一親等の血脈が死亡し、又は負傷若しくは疾病に因り重篤であるとき。

三 同居の親族が負傷又は疾病に因り重篤であつて、当該予備自衛官以外にその看護をする者がないとき。

四 親族が死亡し、又は健康が滅失し、若しくは重大な障害をうむつた場合において、当該予備自衛官以外にその後継者を有する者がないとき。

2 前項に規定する予備自衛官の申出は、同項に規定する申出並ひに證明書及び診断書を当該予備自衛官の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方連絡部の地方連絡部長に直接持参し、又は掛郵便により郵送して行ふものとする。

3 長官は、前二項の規定により予備自衛官が防衛招集に応ずることができない旨を申し出た場合において、当該申出に相当の理由があるとき、第一項第一号に掲げる事由に因り防衛招集に応ずることができない場合にあつては、又は必要な期間防衛招集を猶予し、その他の場合にあつては、必要な期間防衛招集を猶予することができる。

4 長官は、防衛招集に応じて出頭した予備自衛官について第一項各号に掲げる事由があると認められる場合には、その者につき防衛招集を解除することができる。

八 政治的目的をもって、前条第一号に掲げる選挙、同条第二号に掲げる国民選挙の投票又は同条第三号に掲げる解散若しくは解散の投票において、投票するよう又はしないよう勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企圖し、主宰し、若しくは指導し、又はこれらの行為に組織的に参与すること。

十 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企圖し、組織し、若しくは指揮し、又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に招き集むる場所、又は投票所、ラッシュその他の手段を利用して、公に政治的団体の構成員となることを企圖し、又は政治的団体の構成員となることを企圖すること。

十二 政治的目的を有する文書又は図を國の庁舎、機密等に掲げ、又は配布すること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、圖、書、又は画像を発行し、回覧に供し、掲示し、若しくは配布し、又は多数の人に對して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらを用いて選挙のために著作し、又は編集すること。

十四 政治的目的を有する圖を演説し、若しくは配布し、又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもって、政治上の主張、説教又は政党その他政治的団体の行為を援助すること。

第二編 自衛隊法施行令

5 長官は前二項に規定する権限をその指定する者に委任することができる。

第九十八條 前條の規定は、訓練招集命令を受け、又は訓練招集に

応じて出頭した予備員官について準用する。この場合において、同條第三項中「必要期間防衛招集を猶予」とあり、又は同條第四項中「防衛招集を解除」とあるのは「訓練招集命令を差戻」と読み替へるものとする。

第九十九條 防衛招集命令及び訓練招集命令（以下「招集命令」と総称する）は、防衛招集命令又は訓練招集命令（以下「招集命令」と総称する）である旨を明確に表示するともに、左の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 防衛招集又は訓練招集（以下「招集」と総称する）に出席すべき予備員官の氏名、住所及び指定されている員官の階級
- 二 出席すべき日時及び場所
- 三 招集期間（訓練招集命令に限る。）
- 四 招集命令の交付

第九十條 招集命令書は、地方連隊部長が隊員として交付でき、又は郵送により交付する。

第九十一條 防衛招集命令書は、防衛招集命令を受けた予備員官が出頭すべき日の前までに、訓練招集命令書は訓練招集命令を受けた予備員官が出頭すべき日の二日前までに交付するものとする。

第九十六條 招集命令を受けた予備員官は、心身の故障、交通の不便又はしどろ、若し道標の事故その他やむを得ない事由に因り、指定の日時に指定の場所に出頭することができない場合には、この事由がなくした後に限り、あらかじめ指定の場所に出頭して招集に応じなければならない。この場合において、当該予備員官は、医師の他指定の日時に出席できなかった事由を証明することができる者との証明書を提出することにより、証明を受けることができる。この場合において、証明書の提出は、心身の故障又は心身の故障のため一月以上の休養を要することとなり、又は不具障疾となつたときは、長官に届け出なければならない。

第九十七條 法第七十條第三項の規定により自備員となつてゐる者が、防衛招集命令の特例（防衛招集命令の特例）が法第六十八條第一項の規定により引き継ぎ予備員官に任用された場合には、その者は、引き続き防衛招集命令により招集され得るものとみなす。

第九十八條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

第九十九條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

第一百條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

第一百零一條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

第一百零二條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

第一百零三條 予備員官は、心身の故障のため一月以上の休養を要する場合は、長官に届け出なければならない。

九四

第九十二條 前條第一項の規定により招集命令書を受けた隊員は、当該招集命令書に招集に応ずべき予備員官に交付するものとする。但し、当該予備員官に交付することができないときは、第九十九條第三項に規定する招集連絡人、招集連絡人以外の同僚者又は予備員官の居住する家庭の管理人に交付することを妨げない。

第九十三條 前條第一項の規定により地方連隊部長が隊員をして招集命令書に交付する場合には、招集命令書に添付するものとして、当該招集命令書に交付された者は、受領証に受領日時を記入し、署名押印して、直ちにこれを当該隊員に返却するものとする。

第九十四條 招集に出席すべき予備員官以外の者が、訓練招集命令書に出席したときは、直ちに迅速確実な方法をもって出席すべき日時及び場所その他必要な事項を当該予備員官に通知し、且つ、すみやかに、招集命令書を当該予備員官に渡さなければならない。

第九十五條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第九十六條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第九十七條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第九十八條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第九十九條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第一百條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第一百零一條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第一百零二條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第一百零三條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

第一百零四條 招集命令書は、招集に出席する場合には、招集命令書に添付するものとする。

規定は、この場合について準用する。

2 前項の要請においては、左の事項を明らかにするものとする。

1 要請の普及及び派遣を要請する事項

二 派遣を必要とする期間

三 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の種数

四 派遣を希望する区域及び活動内容

五 その他必要となるべき事項

(前項の場合の關係國等に対する周知措置)

第百七条 内閣總理大臣は、法第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定により自衛隊の全部又は一部に派遣を命じた場合には、出動を命じた旨及び行動の地域その他必要事項を告示するとともに、すみやかに、關係地域の國又は地方公共団体の關係機關及び住民に周知させる方策を講ずるものとする。

2 内閣總理大臣は、法第七十六條第三項、第七十八條第三項又は第八十一條第四項の規定により自衛隊の全部又は一部に派遣を命じた場合には、撤収を命じた旨その他必要事項を告示するものとする。

(前項の場合の普及及び派遣の通知事項との連繋)

第百八条 普及者は、法第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十一條第三項の規定により自衛隊の全部又は一部に派遣した場合には、すみやかに、關係都道府県知事に対し、出動している部隊等の指揮の官職及び氏名その他必要事項を通知するものとす。

第百八条 自衛隊法施行令

する。

2 普及者は、法第七十六條第三項、第七十八條第三項又は第八十一條第四項の規定により自衛隊の全部又は一部に撤収を命ぜられた場合には、その旨を關係都道府県知事に通知するものとする。

3 第一項の規定は普及者又はその指定する者が法第八十三條第三項の規定により災害の救援のため部隊等の派遣を命じた場合について、前項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じて、前項の規定は災害の救援のため派遣した部隊等の撤収を命じた場合について準用する。この場合において、前二項中「普及」とあるのは「長官又はその指定する者」と、「關係都道府県知事」とあるのは「關係都道府県知事又は第五十五條各号に掲げる者」と読み替へるものとする。

第三節 警務官等の権限

第百九条 法第九十六條第一項の規定により部内の秩序維持に充てる自衛官のうち、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の者を警務官とし、その他の者を警務官補と称する。

2 警務官及び警務官補(以下「警務官等」と総称する)は、長官又はその指定する者が命ずる。

(警務官等の権限)

第百十条 警務官等は、日本国に於ける治安の維持に必要と認められる事項(昭和二十九年法律第六十六号)に規定する犯罪については、法第六十三條以外の者であるときは、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二十号)の規定による司法警察職員(以下「司法警察官

九七

1 警務官等の職務は、長官の命ずる事項を執行するものとする。

2 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

3 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

4 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

5 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

6 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

7 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

8 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

9 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

10 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

1 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

2 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

3 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

4 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

5 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

6 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

7 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

8 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

9 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

10 警務官等は、長官の命ずる事項を執行するに当たっては、その職務の範囲内において、必要な権限を行使するものとする。

第二編 自衛隊法施行令

（学資金の貸付の対象となる学術）

第百二十条の二 法第九十八條第一項に規定する政令で定める学術

は、医学及び農学とする。

（懲罰及び選考）

第百二十条の三 法第九十八條第一項の規定により学資金を貸し

ける学生（以下「貸付学生」という。）となる者とは、学資

金貸付手続を長官に提出して学資金の貸付を願ひ出なければなら

ない。

2 前項の学資金貸付手続には大学の正親の職權を終了した後に

に自願して勸奨する旨の標榜及び推薦貸付学生となつたとする

者の在学する大学の学長の推薦書を添附しなければならない。

3 第一項の願出にあつては、貸付学生とならうとする者の父又

は母（父母がともにない場合には、貸付学生とならうとする者の

三親等以内の親族である者のうち一人。以下「父母等」という。）

及び父母等以外の者一人を保證人に立てなければならない。

4 長官は、前二項の規定により学資金の貸付を願ひ出た者のうち

から提出書類の審査、口頭試験、筆答試験及び身体検査により、

貸付学生を選考するものとする。

（免除事項）

第百二十条の四 法第三十八條第一項各号の一に該当する者は、貸

付学生となることができな

（学資金の月額）

第百二十条の五 貸付学生に対する学資金の額は、月額四十五百円

第二編 自衛隊法施行令

（学資金の貸付）

第百二十条の六 学資金を貸付する期間（以下「貸付期間」とい

ふ。）は、貸付学生となつた日の限する月分から当該貸付学生が大学

の正親の修業年限を満了する日の限する月までとする。但し、病

氣その他やむを得ない理由によつて正親の修業年限を満了した日

まで正親の職權を終了することができなかつた借付学生について

ては、長官は、貸付期間その正親の職權を終了する日の限する

月までとする。ことができる。

（学資金の貸付）

第百二十条の七 学資金は、毎月一分づつ貸付学生に貸する。

但し、娘等その他の特別の理由のため貸付学生が申し出たとき

は、二分又は三分をおおきく貸付することができる。

2 借付学生は、学資金の貸付を受けたときは、その借付用途

を長官に提出しなければならない。

（貸付の免除等）

第百二十条の八 借付学生が正当の理由がなく、第百二十条の十二

に規定する学業成績を提出せず、又は同条に規定する健康診断

を受けない場合には、長官は、当該学業成績報告を提出し、又は健

康診断を受けるべき日の限する月の翌月分から当該借付費

康診断を受けるべき日の限する月の翌月分又は第三項第三号

学生が学業成績報告を提出し、又は健康診断を受けるに至つた日の

限する月分まで、学資金の貸付を免除することができる。

2 長官は、借付学生が休学し、又は停学にされたときは、休学し

（学資金の返還）

第百二十条の十 借付学生であつた者は、大学の正親の職權を終了

した後引き続き隊員となつた場合には、次条第三項の規定

により学資金の全部の返還を免除される場合を除き、借付学生で

なかつた日の限する月の翌月の初日から起算して二年内に貸

付学生であつた期間中に貸付された学資金の全部（次条第三項第

一号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、

学資金の全部から当該返還を免除される額を控除した金額）を返

還しなければならない。

2 借付学生であつた者が大学の正親の職權を終了した後引き続き

隊員となつた場合には、学資金の一部の返還を免除される場合を除

き、借付学生であつた期間中に貸付された学資金の全部（次条第三項第

一号の規定により、学資金の一部の返還を免除される場合には、

学資金の全部から当該返還を免除される額を控除した金額）を返

還しなければならない。

5 借付学生であつた者が正当な理由がなく、前項の学資金返還明

細書に記載された学資金を返還すべき日までに学資金を返還しな

かつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間

に応じ、返還すべき額百円につき一日四銭の割合で計算した延滞

利息を支払わなければならない。

（返還免除）

第百二十条の十一 長官は、借付学生であつた者の大学の正親の職

權を終了した後引き続き隊員であつた期間（以下本条中「在職

期間」といふ）が四年をこえる場合に於いて左の各号の一に該当

するときは、それぞれ当該各号に定める額の範囲内において学資

第二編 自衛隊法施行令

警務官又は警務官補が司法警察職員としての職務を行うこと... 警務官等が法第九十六条第一号に規定する隊員以外の隊員について...

9 第三十三条の表中 自衛隊旗とみなす。 自衛隊旗又は自衛隊の旗、現に陸上自衛隊の旗が使用している連...

あるのは、昭和二十九年七月一日から昭和二十九年九月九日まで

Table with 2 columns: 陸上自衛隊 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人

10 第百八条中「二等海士」とあるのは、昭和二十九年七月一日から昭和三十年三月三十一日までの間は、「二等海士若しくは三等海士」と読み替へるものとする。

11 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。 第九十条第三項各号列記以外の部分中「公職の候補者となることができる者は」の下に「予備自衛官(自衛隊法(昭和二十九年法律第四十五号)第七十条第三項の規定により自衛官となつて

第二編 自衛隊法施行令

Table with 2 columns: 陸上自衛隊 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人

あるのは、昭和二十九年七月一日から昭和二十九年八月十九日まで

Table with 2 columns: 陸上自衛隊 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人、町那北多摩郡 警務科、警務管理、輸送料又は人

12 日本電信電話公社関係会社連用令(昭和二十七年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。 第二十条第二十九号を次のように改める。 二十九号自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第百条第一項

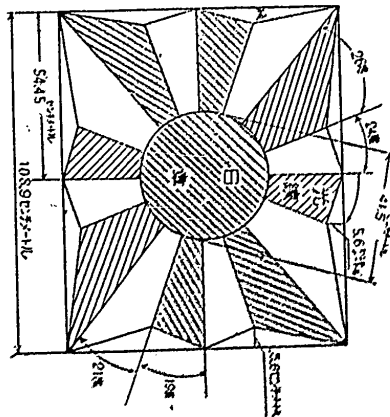
13 有線電気通信法施行令(昭和二十八年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。 第二十一条中「保安官法(昭和二十七年法律第二百六十五号)第四号を「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三号に改める。 第十四 有線電気通信法施行令(昭和二十八年政令第三百十号)の一部を次のように改正する。

第二編 自衛隊法施行令

部隊名称	西部方面隊		北部方面隊		責任者
	区	面	方	部	
第一管区隊	第一管区	第一管区	第一管区	第一管区	菅原 隆夫
第二管区隊	第二管区	第二管区	第二管区	第二管区	菅原 隆夫
第三管区隊	第三管区	第三管区	第三管区	第三管区	菅原 隆夫
第四管区隊	第四管区	第四管区	第四管区	第四管区	菅原 隆夫
第五管区隊	第五管区	第五管区	第五管区	第五管区	菅原 隆夫
第六管区隊	第六管区	第六管区	第六管区	第六管区	菅原 隆夫
第七管区隊	第七管区	第七管区	第七管区	第七管区	菅原 隆夫
第八管区隊	第八管区	第八管区	第八管区	第八管区	菅原 隆夫
第九管区隊	第九管区	第九管区	第九管区	第九管区	菅原 隆夫

別表第二

備考 一 生地 および光線
二 彩色地
三 彩色地 および光線
四 彩色地

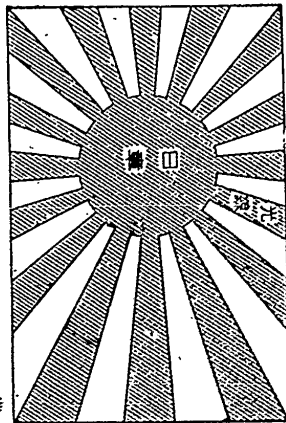


自衛隊旗

別表第二

第二編 自衛隊法施行令

二三



自衛隊旗

備考 一 生地 および光線
二 彩色地
三 彩色地 および光線
四 彩色地

備考 一 生地 および光線
二 彩色地
三 彩色地 および光線
四 彩色地

第二編 自衛隊法施行令

鶴岡駐之地	広島県安芸郡深安町
海田市駐之地	広島県安芸郡海田町
山口駐之地	山口市
小月駐之地	下関市
笠通寺駐之地	笠通寺市
小野駐之地	愛媛県温泉水郡小野村
福岡駐之地	福岡県筑紫郡春日町
春日駐之地	福岡県筑紫郡春日町
倉根駐之地	小倉市
小倉駐之地	小倉市
小郡駐之地	福岡県三井郡小郡町
久留米駐之地	久留米市
前川原駐之地	久留米市
目送原駐之地	佐賀県神埼郡三川村
針尾駐之地	佐世保市
相浦駐之地	佐世保市
大村三駐之地	大村市
竹原駐之地	大村市
熊本駐之地	熊本市
錦旗駐之地	熊本市

第二編 自衛隊法施行令

鶴岡駐之地	宮城県栗田郡栗田町
秋田駐之地	秋田市
雄勝駐之地	山形県村山郡泉町
鶴岡駐之地	鶴岡市
鶴山駐之地	鶴山市
陸田駐之地	陸田市
土浦駐之地	茨城県霞ヶ丘町
霞ヶ浦駐之地	土浦市
北吉野駐之地	茨城県鹿嶋郡北村
鹿嶋駐之地	茨城県鹿嶋郡北村
宇都宮駐之地	宇都宮市
新野駐之地	群馬県多野郡新野町
碓氷駐之地	碓氷市
習志野駐之地	船橋市
下志保駐之地	千葉市
船守駐之地	東京都江東区
練馬駐之地	東京都練馬区
三宿駐之地	東京都世田谷区
立川駐之地	立川市
小平駐之地	東京都北多摩郡小平町

別表第八

名	称	所在地
松島	駐之地	宮城県桃生郡久米町
矢野	駐之地	宮城県名取郡沼沼町
霞ヶ浦	駐之地	土浦市
小平	駐之地	東京都北多摩郡小平町
派然	駐之地	浜松市
奈良	駐之地	奈良市
防府	駐之地	防府市
小月	駐之地	下関市

熊本	駐之地	熊本市
大分	駐之地	大分県大分郡布院町
中津	駐之地	中津市
都築	駐之地	都築市
園分	駐之地	園分市

鶴岡	駐之地	宮城県栗田郡栗田町
秋田	駐之地	秋田市
雄勝	駐之地	山形県村山郡泉町
鶴岡	駐之地	鶴岡市
鶴山	駐之地	鶴山市
陸田	駐之地	陸田市
土浦	駐之地	茨城県霞ヶ丘町
霞ヶ浦	駐之地	土浦市
北吉野	駐之地	茨城県鹿嶋郡北村
鹿嶋	駐之地	茨城県鹿嶋郡北村
宇都宮	駐之地	宇都宮市
新野	駐之地	群馬県多野郡新野町
碓氷	駐之地	碓氷市
習志野	駐之地	船橋市
下志保	駐之地	千葉市
船守	駐之地	東京都江東区
練馬	駐之地	東京都練馬区
三宿	駐之地	東京都世田谷区
立川	駐之地	立川市
小平	駐之地	東京都北多摩郡小平町
水島	駐之地	千葉県
出雲	駐之地	出雲市
米子	駐之地	米子市
姫路	駐之地	姫路市
千代	駐之地	伊丹市
伊丹	駐之地	伊丹市
宇治	駐之地	宇治市
福知山	駐之地	福知山市
今津	駐之地	滋賀県高島郡今津町
明野	駐之地	三重県度会郡小浜町
久居	駐之地	三重県志摩郡久居町
横川	駐之地	豊川市
富士	駐之地	静岡県藤枝郡小山町
岐阜	駐之地	岐阜市
松本	駐之地	松本市
金沢	駐之地	金沢市
富田	駐之地	富田市
新発田	駐之地	新発田市
刈原	駐之地	刈原市
横濱	駐之地	横濱市

第三編 防衛庁設置法の施行期日を定める政令 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行期日を定める政令

○防衛庁設置法の施行期日を定める政令
 内閣は、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。
 昭和二十九年七月一日とする。

内閣は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)附則の規定に基づき、この政令を制定する。
 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行期日は、昭和二十九年七月一日とする。

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行期日を定める政令
 昭和二十九年六月十八日
 昭和二十九年六月十八日

階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢	階級	年齢
空海陸 中将	五十八年	一等空海陸 少将	五十五年	二等空海陸 少将	五十五年	三等空海陸 少将	五十五年
空海陸 中将補	五十五年	一等空海陸 少将補	五十五年	二等空海陸 少将補	五十五年	三等空海陸 少将補	五十五年
空海陸 少将	五十八年	一等空海陸 中佐	五十五年	二等空海陸 中佐	五十五年	三等空海陸 中佐	五十五年
空海陸 少将補	五十五年	一等空海陸 中佐補	五十五年	二等空海陸 中佐補	五十五年	三等空海陸 中佐補	五十五年
空海陸 中佐	五十八年	一等空海陸 少佐	五十五年	二等空海陸 少佐	五十五年	三等空海陸 少佐	五十五年
空海陸 中佐補	五十五年	一等空海陸 少佐補	五十五年	二等空海陸 少佐補	五十五年	三等空海陸 少佐補	五十五年
空海陸 少佐	五十八年	一等空海陸 中尉	五十五年	二等空海陸 中尉	五十五年	三等空海陸 中尉	五十五年
空海陸 少佐補	五十五年	一等空海陸 中尉補	五十五年	二等空海陸 中尉補	五十五年	三等空海陸 中尉補	五十五年
空海陸 中尉	五十八年	一等空海陸 少尉	五十五年	二等空海陸 少尉	五十五年	三等空海陸 少尉	五十五年
空海陸 中尉補	五十五年	一等空海陸 少尉補	五十五年	二等空海陸 少尉補	五十五年	三等空海陸 少尉補	五十五年
空海陸 少尉	五十八年	一等空海陸 少尉	五十五年	二等空海陸 少尉	五十五年	三等空海陸 少尉	五十五年
空海陸 少尉補	五十五年	一等空海陸 少尉補	五十五年	二等空海陸 少尉補	五十五年	三等空海陸 少尉補	五十五年
空海陸 少尉	五十八年	一等空海陸 少尉	五十五年	二等空海陸 少尉	五十五年	三等空海陸 少尉	五十五年
空海陸 少尉補	五十五年	一等空海陸 少尉補	五十五年	二等空海陸 少尉補	五十五年	三等空海陸 少尉補	五十五年

別表第九 第一編 自衛隊法施行令

備考 一 医師又は歯科医師たる自衛員及び音楽科の職員に
 められたる自衛員は、それぞれその階級について定
 められたる年齢に二年を加えてその階級について定
 められたる年齢とする。その外
 二 前年において定められたる年齢に二年を加えてその階級に
 ついて定められたる年齢とする。その外

第二編 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

◎日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令(昭和十九年四月九日令)第四十九号

内閣は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和十九年法律第百六十六号)第三条の規定に基き、この政令を制定する。

(秘密区分)

第一条 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する防衛秘密は、その秘密の保護の必要に応じ、機密、機秘又は秘のいずれかに区分しなければならない。

2 前項の「機秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいがわが国の安全に対し、特に重大損害を与えるおそれのあるものをいふ。
3 前項の「機秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいがわが国の安全に対し、重大損害を与えるおそれのあるものをいふ。
4 前項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び機秘に相当しないものをいふ。

第二条 国の行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一)秘密区分の指定、変更及び機秘)の機秘に該当しないものをいふ。
3 第一項の「機秘」とは、秘密の保護が高度に必要であつて、その漏えいがわが国の安全に対し、重大損害を与えるおそれのあるものをいふ。
4 第一項の「秘」とは、秘密の保護が必要であつて、機密及び機秘に相当しないものをいふ。

第三条 国の行政機関(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百一)秘密区分の指定、変更及び機秘)の機秘に該当しないものをいふ。

第四条 各省庁の長は、その取り扱う防衛秘密に關する事項又は防衛秘密に關する文書、圖面若しくは物件であつて、前条の規定による標記できないもの若しくは標記をすることが適でないものについて、機秘又は秘のいずれかに区分せしめ、これを防衛秘密に關し、且つ、機秘、機秘又は秘のいずれかに区分せしめ、その旨を通知しなければならない。

(通知)

第五条 各省庁の長は、その管理する施設にある防衛秘密に關する物件について、必要あるときは、その物件に直接してはならない。
第六条 各省庁の長は、その取り扱う防衛秘密を製作、修理、複製、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に關する規定を附ける等必要な措置を講じなければならぬ。
第七条 各省庁の長は、その取り扱う防衛秘密を製作、修理、複製、調査研究、複製等のため政府機関以外の者に委託する場合は、委託中における秘密の漏えいの危険を防止するため、契約条項に秘密保持に關する規定を附ける等必要な措置を講じなければならぬ。

(機密)

第八条 各省庁の長は、その取り扱う防衛秘密に關する文書、圖面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、複製等その取扱に關し、防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。
第九条 前項に規定する防衛秘密の保護上必要な措置の取極目については、各省庁の長が定める。

第十条 第三條第二項に規定する国の行政機関をいふ。以下同じ。
の長(以下「各省庁の長」といふ。)で、アメリカ合衆国政府から防衛秘密に關する事項又は文書、圖面若しくは物件の供与を受けた防衛秘密に關する事項又は防衛秘密に關する文書、圖面若しくは物件の複製、送達、伝達、接受、保管、複製等その取扱に關し、防衛秘密の保護上必要な措置を講じなければならない。
2 前項に規定する防衛秘密の保護上必要な措置の取極目については、各省庁の長が定める。

第十一編 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

附則
この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

この政令は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

第三編 總理府令

防衛庁附属機関組織規程

自衛隊法施行規則

方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

地方総監部組織規程

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総

理府令

航空団司令部組織規則

備考 第一種は、文書又は図面の標記に用いるものとし、やむを得ない場合を除き、朱文は赤色で表示するものとする。

第二種は、物件の標記に用いるものとし、やむを得ない場合を除き、朱文は赤色で表示するものとする。

第一種	別記様式
第二種	五センチメートル
第三種	五センチメートル
第四種	五センチメートル
第五種	五センチメートル

二・五センチメートル

防 密 秘 (総)

防 密 秘 (総)

第二編 自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日に関する政令

◎自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日に関する政令

内閣は、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

◎自衛隊法の一部を改正する法律の施行期日に関する政令

内閣は、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

○防衛庁附属機関組織規程

(昭和二十九年三月十九日)

昭和三十二年八月一日閣議決定(第五号)

昭和三十二年九月一日閣議決定(第五号)

昭和三十二年五月六日閣議決定(第六号)

昭和三十二年二月五日閣議決定(第六号)

防衛庁監査第三十二条第三項、第三十三条第三項、第三十四条第三項及び第三十七条第二項の規定に基づき、及び同法を改正するた

め、防衛庁附属機関組織規程を次のように定める。

目次

第一章 防衛研修所 (第一条第七条の三)

第二章 防衛大学校 (第八条第二十三条の四)

第三章 技術研究所 (第二十四条第四十号)

第四章 建設本部 (第四十二条第五十九号)

第五章 調達英風本部本部 (第六十条第六十三号)

第六章 雜則 (第六十四号)

第一章 防衛研修所

(所長)

第一条 防衛研修所の長は、防衛研修所長(以下本章において「所長」といふ。)とする。

2 所長は、教員をもつて充てる。

第三編 防衛庁附属機関組織規程

3 所長は、防衛庁長官(以下「長官」といふ。)の指揮監督を受

け、所務を掌理する。

(副所長)

第二条 防衛研修所に、副所長一人を置く。

2 副所長は、所長を助け、所務を掌理する。

3 副所長は、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、臨時に所長の職務を行う。

(内部組織)

第三条 防衛研修所に、左の二課を置く。

総務課

教務課

(総務課)

第四条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 總務に関すること。

二 防衛研修所の公印の管理に関すること。

三 公文書の授受、発送、編纂及び保管に関すること。

四 職員及び研修員(防衛研修所において研修を受ける者をい

ふ。以下本章において同じ。)の人事に関すること。

五 職員及び研修員の給与に関すること。

六 職員及び研修員の福利厚生に関すること。

七 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

八 行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。

九 前号に掲げるものの外、教務課の所掌に属さない事項及び

第三編 防衛庁附属機関組織規程

- 第十二条 総務課において、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
 - 二 防衛大学校の公印の管理に関すること。
 - 三 公文書の授受、発送、編纂及び保管に関すること。
 - 四 文書の整理に関すること。
 - 五 職員及び防衛大学校の学生（以下本章において「学生」といふ。）の人事に関すること。
 - 六 職員の服務及び敬語に関すること。
 - 七 職員及び学生の給与に関すること。
 - 八 儀式に関すること。
 - 九 職員及び学生の福利厚生に関すること。
 - 十 警備に関すること。
 - 十一 庶務会に関すること。
 - 十二 前号に掲げるものの外、他の課の所掌に属さない事項に関すること。
- 第十三条 会計課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
 - 二 物品の取得及び管理に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 会計の監査に関すること。
- 第十四条 管理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 給養に関すること。
 - 二 武庫、車庫及び舟艇の管理に関すること。
 - 三 被服の管理に関すること。
 - 四 役務に関すること。
- 第十五条 衛生課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 職員及び学生の保健衛生に関すること。
 - 二 職員及び学生の医務に関すること。
 - 三 衛生設備の整備及び管理に関すること。
 - 四 前号に掲げるものの外、衛生に関すること。
- 第十六条 教務部に、教務課を置く。

- 第十二条 総務課において、左の事務をつかさどる。
- 一 機密に関すること。
 - 二 防衛大学校の公印の管理に関すること。
 - 三 公文書の授受、発送、編纂及び保管に関すること。
 - 四 文書の整理に関すること。
 - 五 職員及び防衛大学校の学生（以下本章において「学生」といふ。）の人事に関すること。
 - 六 職員の服務及び敬語に関すること。
 - 七 職員及び学生の給与に関すること。
 - 八 儀式に関すること。
 - 九 職員及び学生の福利厚生に関すること。
 - 十 警備に関すること。
 - 十一 庶務会に関すること。
 - 十二 前号に掲げるものの外、他の課の所掌に属さない事項に関すること。
- 第十三条 会計課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
 - 二 物品の取得及び管理に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 会計の監査に関すること。
- 第十四条 管理課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 給養に関すること。
 - 二 武庫、車庫及び舟艇の管理に関すること。
 - 三 被服の管理に関すること。
 - 四 役務に関すること。
- 第十五条 衛生課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 職員及び学生の保健衛生に関すること。
 - 二 職員及び学生の医務に関すること。
 - 三 衛生設備の整備及び管理に関すること。
 - 四 前号に掲げるものの外、衛生に関すること。
- 第十六条 教務部に、教務課を置く。

- 第十九条 防衛大学校に、左の三部を置く。
- (部)
- 一 副校長は、学務長に事故があるとき、又は学務長が欠けたときは、臨時に学務長の職務を行う。
- 第二十条 防衛大学校に、副校長一人及び幹事一人を置く。
- (副校長及び幹事)
- 一 副校長及び幹事は、長官の定めるところにより、学務長を助ける職務を掌理する。
 - 二 副校長は、長官の指定する事項を掌理する。
 - 三 幹事は、長官の指定する事項を掌理する。
- 第二十一条 防衛大学校に、左の五課を置く。
- (教務部の分課)
- 一 教務課
 - 二 訓練課

- 第十九条 防衛大学校に、左の三部を置く。
- (部)
- 一 副校長は、学務長に事故があるとき、又は学務長が欠けたときは、臨時に学務長の職務を行う。
- 第二十条 防衛大学校に、副校長一人及び幹事一人を置く。
- (副校長及び幹事)
- 一 副校長及び幹事は、長官の定めるところにより、学務長を助ける職務を掌理する。
 - 二 副校長は、長官の指定する事項を掌理する。
 - 三 幹事は、長官の指定する事項を掌理する。
- 第二十一条 防衛大学校に、左の五課を置く。
- (教務部の分課)
- 一 教務課
 - 二 訓練課

第三編 防衛庁附属機関組織規程

- 陸上防衛学教室
- 航空工学教室
- 応用物理学教室
- 化学教室
- 土木工学教室
- 機械工学教室
- 電気工学教室
- 数学物理学教室
- 人文科学教室

第二十三条の二 防衛大学校に、左の一教室を置く。

- 3 訓練教官は、訓練部長の命を受け、学生訓練に従事する。
- 4 指導教官は、訓練部長の命を受け、学生の指導及び生活指導に従事する。
- (教授部)
- 2 教授、助教、講師及び助手は、教官又は員外教官をもって充てる。
- 3 教授は、学長命を受け、学生を教育し、研究に従事する。
- 4 助教は、学長命を受け、教授の職務を助ける。
- 5 講師は、学長命を受け、教授又は助教に準ずる職務に従事する。
- 6 助手は、学長の命を受け、教授及び助教の職務を助ける。

第二十四条 接橋研究所の長は、接橋研究所長（以下本章において「所長」という。）とする。

第三章 接橋研究所

- 2 教授会は、長官の定める防衛大学校の職員をもって組織する。
- 3 教授会は、学長の諮問に応じ、教育及び研究に関する専門的事項を審議する。

(教授会)

- 2 評議会は、防衛大学校の職員のうち長官の定める評議員をもって組織する。
- 3 評議会は、学長の諮問に応じ、校務に関する重要事項を審議する。

(評議会)

- 2 教室主任は、学長命を受け、教室に関する教授、助教、講師又は助手の担当する教科内容の調整等を行う。
- 3 学長は、教室に限る教授のうち一人を当該教室の教室主任に指名する。

(教室)

- 2 教授、助教、講師及び助手は、前項の教室のいずれかに属するものとする。
- 3 学長は、教室に限る教授のうち一人を当該教室の教室主任に指名する。

海上防衛学教室

- 2 教授、助教、講師及び助手は、前項の教室のいずれかに属するものとする。
- 3 学長は、教室に限る教授のうち一人を当該教室の教室主任に指名する。

- 1 訓練教官の定数は、この法律その他の法律に規定する。
- 2 訓練教官及び指導教官は、員外教官をもって充てる。

(訓練教官及び指導教官)

- 2 指導教官は、部長の命を受け、業務を掌理する。
- 3 部長は、学長命を受け、業務を掌理する。

(部長)

- 2 部長は、学長命を受け、業務を掌理する。
- 3 部長は、部長の命を受け、業務を掌理する。

(部長及び事務長)

- 2 部長は、学長命を受け、業務を掌理する。
- 3 部長は、部長の命を受け、業務を掌理する。

(部長)

- 2 部長は、学長命を受け、業務を掌理する。
- 3 部長は、部長の命を受け、業務を掌理する。

(部長)

- 2 部長は、学長命を受け、業務を掌理する。
- 3 部長は、部長の命を受け、業務を掌理する。

防衛庁附属機関組織規程

- 1 訓練教官の定数は、この法律その他の法律に規定する。
- 2 訓練教官及び指導教官は、員外教官をもって充てる。

第三編 防衛庁附属機関組織規程

2 部長は、検査その他を、
3 部長は、検査の指揮監督を、職務を執行する。

第二十五条 技術研究所に、副部長一人置く。

2 副部長は、部長を助け、職務を執行する。

3 副部長は、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、職務を代理する。

(総務部)

第二十六条 技術研究所に、企画課のほか、左の十部置く。

総務部

第一部

第二部

第三部

第四部

第五部

第六部

第七部

第八部

第九部

(企画部)

第二十七条 企画部において、左の班をつかさどる。

一 技術研究所の業務の企画、調整及び調整に関する二

(制式規格部)

第二十八條の二 制式規格部において、左の事務をつかさどる。

一 技術研究所の業務に関する研究報告及び技術報告の収集、整理、刊行及び配布に関すること。

二 装備品等（防衛庁監法（昭和二十九年法律第百六十四号）

第五條第四号に掲げる装備品等）を、以下本章において同

じの制式及び規格に関する資料の調整に関すること。

三 発明、考案及び特許に関すること。

四 図書の管理に関すること。

五 前号に掲げるもの外、所長の命ずる事項に関すること。

(会計課)

第二十九條 会計課において、左の事務をつかさどる。

一 経費及び収入予算、決算及び会計に関すること。

二 行政財産及び物品の取得及び管理並びに調達実施本部に對す

る試作品の調達要求に関すること。

三 会計監査に関すること。

四 予算、査定その他の原則に関すること。

五 工作場に関すること。

六 前号に掲げるもの外、所長の命ずる事項に関すること。

(第一部)

第三十條 第一部においては、左の事項についての技術的調査研

究、考案、設計、試作及び試験並びに制式及び規格に関する資料

第三編 防衛庁附属機関組織規程

二 部外の研究機関との連絡に関すること。

三 技術顧問に對する報酬に関すること。

四 加給金に掲げるもの外、所長の命ずる事項に関すること。

(総務部の分設)

第三十七條の二 総務部に、左の三課を置く。

総務課

制式規格課

会計課

(総務部)

第二十八條 総務部において、左の事務をつかさどる。

一 總務に関すること。

二 技術研究所の命令の遵守に関すること。

三 公文書の授受、発送、編集及び保管に関すること。

四 職員の人事及び教育に関すること。

五 職員の給与に関すること。

六 職員の福利厚生に関すること。

七 業務の総務的運営の調査及び研究並びに業務の運営の改善に

関すること。

八 秘密の保全に関すること。

九 所内の取締及び警備に関すること。

十 試験場に関すること。

十一 部内の事務の整理に関すること。

十二 前号に掲げるものほか、他の各部及び課の原案に基

の作成並びに技術研究所の各部（総務部を除く）において行

業務に共通な理化学試験研究（ナレシモン・リカハ

チ）に関する教養研究を含む。）をつかさどる。

一 燃料及び潤滑油に関すること。

二 装備品等の原料に関すること。

三 材質原力に関すること。

四 光学器材及びその関連器材に関すること。

五 前号に掲げるものほか、所長の命ずる事項に関するこ

(第二部)

第三十一條 第二部においては、左の事項についての技術的調査研

究、考案、設計、試作及び試験並びに制式及び規格に関する資料

の作成をつかさどる。

一 建設器材、土木器材及び渡海器材に関すること。

二 測量器材及び照準器材に関すること。

三 給水器材に関すること。

四 対地雷及び爆雷用器材（爆薬を除く）に関すること。

五 突撃及び近距離用器材に関すること。

六 港灣施設器材に関すること。

七 飛行場用施設器材に関すること。

八 施設用動力機器に関すること。

九 前号に掲げるもの外、所長の命ずる事項に関すること。

(第三部)

2 長官は、特定の建設工事について、特に必要であると認めるときは、前項の管轄区域にかかわらず、一の建設部に他の建設部管轄区域に係る建設工事の一部を行わせることができる。

第四十五条 建設部長は、建設部長とする。

2 建設部長は、建設部長の指揮監督を受け、事務を掌理する。

(内部組織)

第四十六条 建設部に、左の五課を置く。

総務課
管財課
工事計画課
建築課
土木課

(総務課)

第四十七条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 總務に関すること。
二 建設部の公印の管理に関すること。
三 公文書の授受、発送、桐封及び保管に関すること。
四 職員の人事に関すること。
五 職員の給与に関すること。
六 職員の福利厚生に関すること。
七 経費及び収入の算定、決算及び会計に関すること。
八 建設部において使用する行政財産の管理並びに物品の取得及び第三編 防衛庁防衛研究所組織規程

(建設課)

第三十八條 建築課長は、左の職掌を掌理する。

第一 建築工事の設計、監理及び検査に関すること。
第二 建築工事費の算定に関すること。
第三 建築工事の施工の促進、監督及び検査に関すること。

第三十九條 建築課においては、左の事務をつかさどる。

一 建築工事（これに附帯する設備工事及び通信建設工事を含む。）の設計に関すること。
二 以下本条において同じ。）の設計に関すること。
三 建築工事の設計に関すること。
四 建築工事の監理に関すること。
五 建築工事の検査に関すること。

(工事計画課)

第四十條 工事計画課においては、左の事務をつかさどる。

一 建設工事の計画及び実施の総合調整に関すること。
二 工事関係者の意見に関すること。
三 建設工事の統制に関すること。

(建築課)

第五十條 建築課においては、左の事務をつかさどる。

一 建築工事（これに附帯する設備工事及び通信建設工事を含む。）の設計に関すること。
二 以下本条において同じ。）の設計に関すること。
三 建築工事の設計に関すること。
四 建築工事の監理に関すること。
五 建築工事の検査に関すること。

第九 行政の考査に関すること。
十 事務の連絡調整に関すること。
十一 前各号に掲げるものの外、他の課の所掌に属さない事務に関すること。

(管財課)

第四十八條 管財課においては、左の事務をつかさどる。

一 片用施設の取得（臨時に使用するものを含む。）に関すること。
二 行政財産（前条第八号の行政財産を除く。）の管理に関すること。
三 遺失の施設及び財産の価格の査定に関すること。

(工事計画課)

第四十九條 工事計画課においては、左の事務をつかさどる。

一 建設工事の計画及び実施の総合調整に関すること。
二 工事関係者の意見に関すること。
三 建設工事の統制に関すること。

(建築課)

第五十條 建築課においては、左の事務をつかさどる。

一 建築工事（これに附帯する設備工事及び通信建設工事を含む。）の設計に関すること。
二 以下本条において同じ。）の設計に関すること。
三 建築工事の設計に関すること。
四 建築工事の監理に関すること。
五 建築工事の検査に関すること。

行 務 区	位 置	管 轄 市 町 村	管 轄 市 町 村	管 轄 市 町 村	管 轄 市 町 村
札幌道	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市	札幌市
仙台道	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市
東京道	東京都	東京都	東京都	東京都	東京都
大阪道	伊丹市	伊丹市	伊丹市	伊丹市	伊丹市
福岡道	春日市	春日市	春日市	春日市	春日市

第四十二條 建設本部

第四十三條 建設本部の事務の一部を委任するたため、別開として建設部を置く。

(建設部の名称、位置及び管轄区域)

第四十四條 建設部の名称、位置及び管轄区域は、左のとおりとする。

第三編 防衛庁附屬機関組織規程

第六十三条 前条に定めるものの外、本部の所掌事務及び支那の防衛研究の健全に關し必要事項は、長官が定める。

第六編 雜則

第六十四条 この府令に定めるものの外、防衛研究所、防衛大学校及び技術研究所の組織並びに技術本部及び調査本部の地方機関の組織に關し必要事項は、長官が定める。

1 この府令は、防衛庁設置法施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。但し、調査実施本部支部に係る部分は昭和二十九年八月一日から、技術研究所の陸海試験場に係る部分は昭和二十九年二月一日から施行する。

2 この府令は、廃止する。

- 一 保安大学校組織規程(昭和二十八年総理府令第二十三号)
- 二 保安大学校規程(昭和二十八年総理府令第二十四号)
- 三 保安庁附屬機關職員定数規程(昭和二十八年総理府令第四十六号)
- 四 保安庁技術研究所組織規程(昭和二十八年総理府令第六十一号)
- 五 保安庁技術組織規程(昭和二十八年総理府令第六十二号)

附則(昭三〇・八・一 總理府令第二号)

◎自衛隊法施行規則(昭和十九年四月十号)

改正 昭和三十年二月二十八日總理府令第五号

昭和三十年五月三十一日總理府令第十一号

昭和三十年七月八日總理府令第二十四号

昭和三十年九月二七日總理府令第四十四号

昭和三十年九月二〇日總理府令第四十六号

昭和三十年九月二〇日總理府令第四十八号

昭和三十年二月二九日總理府令第六十五号

昭和三十年五月二日總理府令第四十四号

昭和三十年八月九日總理府令第六十五号

昭和三十年二月五號總理府令第八号

自衛隊法の規定に基づき、及び同法を實施するため、自衛隊法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 表彰(第一章第九卷)

第二章 礼式(第十卷第十五卷)

第三章 隊員(第十六卷第二十卷)

第四節 採用、昇任等(第二十一卷第三十八卷)

第五節 服務の宣誓(第三十九卷第四十二卷)

第六節 勤務時間及び休暇(第四十三卷第五十卷)

第七節 居住規則(第五十一卷第五十六卷)

第八節 服務規律(第五十七卷第六十五卷)

第九節 懲戒手続(第六十六卷第八十六卷)

第十節 雜則(第六十七卷第九十九卷)

附則

第三編 自衛隊法施行規則

第一章 表彰

(賞詞の授与)

第一条 特別賞詞は、左の各号の一に該当する隊員に対して授与する。

一 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号。以下「法」といふ)の

第五、第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十二條第二

項の規定による出動に参加し、特に隊員の功績と認められる頭

等な功績があつた者

二 法第八十二條、第八十三條第一項又は第八十四條の規定によ

る行動に際して、危険を顧みず率先して、特に隊員の功

績と認められる頭等な功績があつた者

三 技術上特に推賞に値する発明案をした者

四 職務の遂行に當り、特に推賞に値する功績があつた者

2 第一級賞詞以下の賞詞の授与に關しては、別に定めるものの外、

防衛庁長官(以下「長官」といふ)の定めるところによる。

(賞状の授与)

第二条 特別賞状は、左の各号の一に該当する防衛庁の附屬機関又

は自衛隊の部隊若しくは機關(以下本章中「部隊等」といふ)に

對して授与する。

一 法第七十六條第一項、第七十八條第一項又は第八十二條第二

項の規定による出動において、特に部隊等の功績と認められる

頭等な功績があつた部隊等

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・九・一 總理府令第三十九号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・五・一 總理府令第三十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

この府令は、公布の日から施行する。

附則(昭三〇・二・一 總理府令第六十号)

第三編 自衛隊法施行規則

- 一 法第八十二條 第八十三條二項又は第八十四條の規定による行動に際して、危険を冒して援助し、特に部隊等の概略を知られる虞を生ずるおそれがある場合
 - 二 職務の遂行に當り、特に推定に値する功績があつた部隊等
 - 三 職務の遂行に當り、功績に關しては別に定めるものの外、長官の定めることによる。
 - (表彰の上申)
 - 一 表彰すべき隊員の所属、階級(自衛官以外の者にあつては官職とする。以下本章中同じ)及び氏名又は表彰すべき部隊等の名称並びに部隊等の長の階級及び氏名
 - 二 表彰に相當すると認められた功績の概要
 - 三 前号の功績が部隊外及び部外に与へた影響
 - 四 当該隊員の履歴又は部隊等の過去の業績の概略
 - 五 その他参考となる事項
 - 二 第一級功績以下の賞状又は第一級功績以下の賞状並びに精勳章による表彰については、長官の定めるところにより、部隊等の長が上申するものとする。
- その様式は別表第一に定めるところによる。

- 一 自衛隊の儀式
 - 二 前号の外、公式の行事その他長官が定める場合
 - 三 防衛功章は、右欄部に着用するものとする。
 - 四 自衛官が防衛功章を着用する服装は、長官の定めるところによる。
- (精勳章の着用)
- 第七十條 精勳章は、長官の定めるところにより、常時着用するものとする。
- (防衛功章又は精勳章の着用停止)
- 第八十條 特別防衛功章を授与された隊員が、懲戒処分(懲戒免職)の場合を除く。を授けたときは、内閣総理大臣は、その着用を停止することができる。
- 二 第一級防衛功章若しくは第二級防衛功章を授与された隊員又は精勳章を授与された隊員が、懲戒処分(懲戒免職)の場合を除く。を授けたときは、長官の定めるところにより、その着用を停止することができる。
- 第九十條 表彰は、精勳章を授与された隊員が、以上の刑に処せられ又は懲戒免職の処分を受けたときは、精勳章を返納させることができる。

第三章 礼式

- (礼式の目的及び意義)
- 第九十條 自衛隊法施行規則

- 一 表彰される隊員の所属、階級及び氏名又は部隊等の名称
 - 二 表彰する功績の概要
 - 三 前号の功績を賞讃する言葉
 - 四 前号の功績を賞讃する言葉
 - 五 表彰の年月日
 - 六 表彰者の官職及び氏名
- 二 特別防衛功章の形状及び制式は、別表第一の一に定めるところによる。
- 三 第一級防衛功章、第二級防衛功章及び精勳章の形状及び制式は、長官の定めるところによる。
- (勲章)
- 第五十條 賞状及び賞状には、予算の範囲内で賞金その他の副賞を添へて、これを授与することができる。
- 二 特別賞状又は特別賞状に添へて授与する賞金その他の副賞は、一人又は一件につき十万円以内とする。
- 三 第一級功績以下の賞状又は第一級功績以下の賞状に添へて授与する賞金その他の副賞は、長官の定めるところによる。
- 第六十條 特別防衛功章、第二級防衛功章又は第二級防衛功章(以下「防衛功章」といふ)は、終身これを保有することからきる。その遺族は、これを保存することができる。
- 二 隊員(予備自衛官を除く。は、左の各号の一に該当する場合に防衛功章を着用するを例とする。

- 第十十條 自衛隊の礼式は、自衛官が、自衛官であることの深い認識のもとに、自衛隊の規律を維持し、親和協同の契をかけることを目的とする。
 - 二 礼式は、前項の目的を達するための制式であつて、敬礼儀式、樂隊及び儀礼を総稱する。
- (敬礼)
- 第十一條 自衛官は、相互にその職責及び階級を尊重するため、長官の定めるところに従い、敬礼を行わなければならない。
- (儀式)
- 第十二條 儀式は、左の各号に掲げるものとする。
- 一 自衛隊授与式
 - 二 自衛隊授与式
 - 三 朝開式
 - 四 朝開式
 - 五 表敬式
 - 六 表敬式
 - 七 葬送式
 - 八 葬送式
 - 九 離任式
 - 十 入隊式
 - 十一 除隊式
- 二 表彰は、特に必要があるとき、前項に掲げるもの以外のものを儀式とすることができる。

第三編 自衛隊法施行規則

(地質及び附置材料の特例)
 第二十條 長官は、特に必要と認める場合は、第十八条及び第十七条の規定にかかわらず、自衛官及び学生の服制中地質及び附置材料について随時に特例を設けることができる。

第二節 採用 昇任等
 (隊員の採用)
 第二十一條 自衛官及び学生の採用は試験による。但し、長官の定める特殊又は程度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官及び学生以外の隊員(予備自衛官を除く)の採用は選考による。但し、これらの隊員のうち長官の指定するものについて試験による。

(試験の方法)
 第二十二條 隊員の採用試験の方法は、筆試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官の採用試験において、長官が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法の外、適性検査を行うことができる。

(選考の基準)
 第二十三條 参事官、隊長及び部員(以下「参事官等」という)の採用のための選考は、別表第六に定めるそれぞれの資格要件を有する者の中からこれを行う。

2 次長及び参事官等以外の隊員の採用のための選考の基準は、長官が定める。

第三編 自衛隊法施行規則

(参事官)
 第二十三條 参事官は、参事官任用資格者が自衛隊を公式に訪問し、又は招致する場合は長官の定めるところに、参事官任用資格者に敬意を表すため行う。

2 参事官任用資格者は、左の各号に掲げる者とする。

- 1 天皇
- 2 皇族
- 3 衆議院議長及び参議院議長
- 4 内閣総理大臣
- 5 最高裁判所長官
- 6 国務大臣
- 7 長官
- 8 防衛次官
- 9 防衛庁長官
- 10 統合幕僚会議議長
- 11 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長
- 12 油谷に掲げる者の外、長官の定める者

(儀礼)
 第二十四條 儀礼は、参事官任用資格者が自衛隊を公式に訪問し、又は招致する場合は長官の定めるところに、参事官任用資格者に敬意を表すため行う。

3 (礼式の実施)
 2 礼式又は参事官の来場が機嫌運行に支障を及ぼし、又は不適当であると認められるときは、長官の定めるところにより、その一部若しくは全部を省略し又は変更することができる。

(自衛官の採用の特例)
 第二十四條 自衛官は二等海士又は二等空士に採用する。但し、二等陸尉、二等海尉又は二等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」という)の候補者たる自衛官に採用する場合は、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。

2 長官の定める特殊又は程度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官に採用する場合には、前項の規定にかかわらず、長官の定める階級に採用することができる。

(年齢の制限)
 第二十五條 左の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれについて定める年齢の範囲内において長官の定める年齢の者から行うものとする。

1 二等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十五歳以上十八歳未満
 2 一等陸士、二等海士又は二等空士 年齢十八歳以上二十五歳未満
 3 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳以上二十八歳未満

(筆記試験)

第三編 自衛隊法施行規則

第十二 前条の外長官の定める場合 長官の定める日又は時間
 2 前項に定めるものの外、自衛官には、左の各号に掲げる場合に
 は、その期間について定める期間の特別休暇を与える。
 一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊が引き継ぎ三
 十日を超える長期の行動をした場合においてその行動に参加し
 た自衛官に特に休暇を与える必要があると長官の定める場合
 十日を超えない範囲内において行動十五日につき一日の割合の
 日
 二 長官の定める特別の事由に基き、特に休暇を与える必要がある
 と認める場合（年次休暇を享受することができる場合を除く。）
 十日を超えない範囲内（その者に於いて特殊の事情があるとき
 は、二十日を超えない範囲内）において所定長官の定めるところと
 必
 3 明治六年太政官布告第三号（休暇）（年）は、隊員には適用しない。
 4 日数をもって特別休暇を享受する場合においては、その日数中に
 は、休養日及び休日を含むものとする。
 第五十條 学生、非常勤の隊員及び訓練班中の予備自衛官の勤務
 時間及び休暇については、長官が定める。
 第五十條 居住場所
 第五十五條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官及び航空自衛官の営舎内居住義務
 第五十一條 一等陸曹又は一等陸曹以下の自衛官は、長官の指定す
 る共同居住場所（以下「営舎」といふ。）に居住しなければならない

ない。但し、長官の定めるところに従い、長官の指定する者の許
 可を受けたる者は、営舎外に居住することができる。
 第五十二條 船舶（長官の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた
 海上自衛官は、長官の指定する船舶内に居住しなければならない
 い。
 2 前項以外の海上自衛官で一等海曹以下の者は、営舎内に居住し
 なければならない。但し、長官の定めるところに従い、長官の指
 定する者の許可を受けたる者は、営舎外に居住することができる。
 第五十三條 幹部自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住す
 る者を除く。）は、長官の定めるところに従い、営舎外に居住す
 るものとする。
 第五十四條 営舎内に居住すべき自衛官で、休暇に基き又は補綴
 後（自営又は家族の住居において補綴することを含む。）を許可さ
 れ若しくは命ぜられた者は、営舎外居住を許可されたものとみな
 す。
 第五十五條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官の営舎内居住義務
 第五十七 二四七

第五十八條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官の船舶内及び営舎内居住義務
 第五十二條 船舶（長官の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた
 海上自衛官は、長官の指定する船舶内に居住しなければならない
 い。
 2 前項以外の海上自衛官で一等海曹以下の者は、営舎内に居住し
 なければならない。但し、長官の定めるところに従い、長官の指
 定する者の許可を受けたる者は、営舎外に居住することができる。
 第五十三條 幹部自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住す
 る者を除く。）は、長官の定めるところに従い、営舎外に居住す
 るものとする。
 第五十四條 営舎内に居住すべき自衛官で、休暇に基き又は補綴
 後（自営又は家族の住居において補綴することを含む。）を許可さ
 れ若しくは命ぜられた者は、営舎外居住を許可されたものとみな
 す。
 第五十五條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官の営舎内居住義務
 第五十一條 一等陸曹又は一等陸曹以下の自衛官は、長官の指定す
 る共同居住場所（以下「営舎」といふ。）に居住しなければならない

第五十八條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官の船舶内及び営舎内居住義務
 第五十二條 船舶（長官の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた
 海上自衛官は、長官の指定する船舶内に居住しなければならない
 い。
 2 前項以外の海上自衛官で一等海曹以下の者は、営舎内に居住し
 なければならない。但し、長官の定めるところに従い、長官の指
 定する者の許可を受けたる者は、営舎外に居住することができる。
 第五十三條 幹部自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住す
 る者を除く。）は、長官の定めるところに従い、営舎外に居住す
 るものとする。
 第五十四條 営舎内に居住すべき自衛官で、休暇に基き又は補綴
 後（自営又は家族の住居において補綴することを含む。）を許可さ
 れ若しくは命ぜられた者は、営舎外居住を許可されたものとみな
 す。
 第五十五條 長官又はその指定する者は、幹部自衛官及び許可を得
 る陸上自衛官の営舎内居住義務
 第五十一條 一等陸曹又は一等陸曹以下の自衛官は、長官の指定す
 る共同居住場所（以下「営舎」といふ。）に居住しなければならない

第三編 自衛隊法施行規則

新たにこうとする営利企業体の地位が既に許可を得た営利企業体の地位と責任とにおいて同線のものであるときは、この限りでない。

(他の隊又は班への開示)

第六十三條 第六十一條の規定は、隊員が報酬を受けて、國家機關若しくは地方公共團體の機關の職以外の職につき、又は営利企業体の役員若しくは顧問の地位その他これに相当する地位以外の地位につき、又は営利企業以外の事業を行う場合の長官の許及隊員の發給について準用する。

(許可の限の委任)

第六十四條 長官は第六十條第六十一條第六十二條第二項及び第三項並に前條に規定する許可の權限の一部を部内の上級の隊員に委任することができる。

(許可の申請手續)

第六十五條 第六十條第六十一條第六十二條第二項及び第三項並びに第六十三條に規定する許可の申請の手續に關し必要な事項は、長官が定める。

第七節 懲戒手續

(懲戒權者)

第六十六條 第四十六條に規定する懲戒処分は、長官又はその委任を受けた者が前節の規定に従つて行う。

2 前項の規定により懲戒処分を行うことができる者(以下「懲戒者」といふ)が、懲戒処分を行うにあつては、適正且つ、

ればならない。

(勤務の停止等)

第七十二條 懲戒權者は規律違反の事実を調査し、又は整理するためには必要であると認める場合には、当該隊員の勤務を停止し、任命權者は、規律違反の疑がある隊員をたりに退職させてはならない。

(送還)

第七十三條 懲戒權者は、整理を行うときは、当該整理に附せられる隊員(以下「被送還者」といふ)に対し、規律違反の疑がある事実を記載した書類を送還しなければならぬ。

(罪人の選出)

第七十四條 懲戒權者は、被整理者が申し出たときは、隊員のうちから罪人を指名しなければならない。

(監視制)

第七十五條 懲戒權者は、自ら又は懲戒補佐官に命じて被整理者及び罪人(第六十八條の規定による申立をした者を含む。以下同じ)の尋問その他の監視調を指示することができる。

2 被整理者及び罪人は、証人の尋問その他の監視調を指示することができる。

(供述聴取)

第七十六條 懲戒權者は、事案の整理を終了する前に、懲戒補佐官を列席させた上、被整理者又は弁護人の供述を聴取しなければならない。

第三編 自衛隊法施行規則

迅速を旨としなければならない。

(懲戒補佐官)

第六十七條 懲戒權者は、おかしな部下の上級の隊員のうちから二人以上六人以内の懲戒補佐官を指名する。

2 懲戒補佐官は、懲戒処分について懲戒補佐を補佐する。

(申立)

第六十八條 何人も、隊員に規律違反の疑があるときは、その隊員の官職、氏名及び規律違反の事実を記載した申立書に証拠を添えて懲戒權者に申立をすることができる。

(調査の開始)

第六十九條 懲戒權者は、隊員に規律違反の疑があるとき、又は前條の申立を受けたときは、直ちに部下の隊員に命じ、又は特に必要がある場合は他の適當な隊員に命じて規律違反の事実を調査しなければならない。

(調査の報告)

第七十條 懲戒權者から規律違反の疑がある隊員の規律違反の事実を命ぜられ、又は委嘱を受けた者は、当該事実を調査し、調査報告書に当該隊員、参事人等の供述調書又は答申その他の隊員の有罪を證明するに足る証拠を添えて当該懲戒權者に提出しなければならない。

(審理)

第七十一條 懲戒權者は、前條の規定による調査の結果、規律違反の事実があると認めるときは、当該事実につき審理を行わなければならない。

らない。但し、被整理者又は弁護人が供述を辞退した場合、故意若しくは重大な過失により定められた日時及び場所に出席しない場合又は刑事事件に關し身体を拘束されている場合は、その者の供述についてはこの限りでない。

2 懲戒權者は、最旨の定めるところにより、前項の供述の聴取を部下の上級の隊員に命じて行わせることができる。

(懲戒処分の宣告等)

第七十七條 懲戒權者は、事案の整理を終了したときは、すみやかに、当該整理に關した懲戒補佐官の意見及び前條第二項の規定により部下の隊員に供述を聴取させた場合は、その者の意見をきいて、懲戒処分を行うべきであるか、又は懲戒処分を行うべきでないかを決定し、懲戒処分を行うべきであると決定したときは、同時に、その部別及び程度を決定するものとする。

2 懲戒權者は、前項の規定により当該事案につき懲戒処分を行うべきものと決定したときは、被整理者若しくは懲戒補佐官の懲戒処分を執行すべきものと決定したときは、被整理者若しくは懲戒補佐官の懲戒処分を執行すべきものと決定したときは、被整理者及び申立人(その旨を通知するものとする)に、その旨を通知するものとする。

(再申)

第七十八條 懲戒權者は、前條(第六十五條の規定により処分を執行する)とする場合にあつては調査の結果、当該事案が自己の懲戒権限をこえるものと認めるときは、その直近上級の懲戒權者に対し、調査報告書に審理調査その他の必要事項に自己の意見を附し、

第三編 自衛隊法施行規則

七十九條 前條の上記した懲戒権者は、本則に定めるところ

に依り、当該調査報告書に密着調査その他の資料に基づいて判断し

て、当該懲戒処分を行うべきものと認めるときは、その

の種別及び程度を法定し、被懲戒者に懲戒処分宣告書を送付して

懲戒処分を宣告を行わなければならない。

二 上申を受けた懲戒権者が下級の懲戒権者の調査又は管理が違法

又は不当若しくは不十分と認めるときは、当該下級の懲戒権者に

再調査又は管理を命じ若しくは自ら調査又は管理を行うものと

する。自ら調査又は管理を行う場合は、当該請求につき下級の懲戒

権者の行った調査及び管理の結果判断した明目で争う余地のない

事実若しくはこれを証拠として援用することができる。

三 上申を受けた懲戒権者が管理の結果、自己の懲戒権をこえる

懲戒処分を課するものと認めるときは、意見を附して更に上級の

懲戒権者に上申しなければならない。この場合においては、前条

及び前各項の規定を準用する。

【報告】

第八十條 懲戒権者が懲戒処分を行ったときは、長官の定めるところ

により、その結果を上級の懲戒権者に報告しなければならない。

【懲戒処分が違法又は不当の場合の処置】

第八十一條 上級の懲戒権者は、下級の懲戒権者の行った懲戒処分

を違法又は不当と認めるときは、当該懲戒権者に対し、再調査

を命じ、その結果を上級の懲戒権者に報告しなければならない。

【懲戒手続の特別】

第八十五條 懲戒権者は、規律違反の疑がある隊員に係る規律違反

の事実を調査した結果、その事実が明目で争う余地がない場合に

おいて、当該規律違反の事実に対する懲戒処分が五百日以内の停職

減給を含む懲戒処分額の三分の一をこえない減給又は警告（以下

「懲戒処分」といふ。）に相当するに認めるときは、本節中第七十一

條以下の管理に関する規定にかかわらず、懲戒権者の意見をき

いて懲戒処分を行うことができる。但し、当該懲戒処分が行われ

る前に規律違反の疑がある当該隊員が管理を願ひ出したときは、こ

の限でない。

二 規律違反の事実が軽微なものである場合には、その事実が

明白で争う余地がなく、且つ、規律違反の疑がある隊員が管理を

希望し、又は当該隊員の所在不明のときは、前本文の規定に

準じて処分を行うことができる。

【行動における懲戒手続の特例】

第八十六條 法第六條の規定により部隊が行動する場合において、

当該部隊が行動しているときは、当該部隊の隊員に係る懲戒手続は、

左の各号に定めるところによることができる。

一 懲戒権者は、第六十七條 第七十四條 第七十五條 第二項及

び第七十六條の規定並びに第七十六條 第七十七條及び同条中

懲戒権者に關する規定の一部又は全部を適用しない。懲戒処分

分を行ふ。

第三編 自衛隊法施行規則

は再審理、処分の変更若しくは取消を命じ、又はその処分を撤廃

して自らその事実を処理することができる。

二 前項の規定により、上級の懲戒権者が下級の懲戒権者の行った

調査及び管理の結果判断した明目で争う余地のない事実若しくは

これを証拠として援用することができる。

【移送】

第八十二條 規律違反の疑がある隊員又は被懲戒権者が調査の開始

後懲戒処分の宣告以前に転勤したときは、目標懲戒権者は、新懲戒

権者に対し、そのときまでに判明している資料を添えて当該新懲

戒権者に移送しなければならない。

二 前項の規定により、事実の移送を受けた新懲戒権者は、本節に

定める懲戒手続により、その事実を処理するものとする。この場

合においては、目標懲戒権者の行った調査又は管理の結果判断した

明目で争う余地のない事実若しくはこれを証拠として援用すること

ができる。

【懲戒処分説明書の交付】

第八十三條 懲戒権者は、懲戒処分を受けた隊員又は懲戒処分受

けを受けた隊員から請求があつた場合は、すみやかに懲戒処分説

明書を交付しなければならない。

【刑事犯罪に該当する規律違反の場合】

第八十四條 懲戒に付せらるべき刑事罰が裁判所に係属する場合に

も、懲戒権者は、必要があるとき、その事実について

三 懲戒権者は、調査の結果事実が明目で争う余地のないもので

あるときは、管理を行うことなく、直ちに懲戒処分を行ふ。

第四章 雜則

【船舶の国旗を懸する等類の様式】

第八十七條 法第九條第二項に規定する母旗の様式は別表第八の

とおりとする。

【発行手続等】

第八十八條 前条の母旗の発行及び取返に關する手続等に関し必要

な事項は、長官が定める。

【商品の貸付權等】

第八十九條 法第六十六條の第二項の規定により委任を受けた若

し、長官員、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び自衛隊の飛

行場を管理する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若

しくは機關の長又は航空自衛隊の基地司令（以下「貸付權者」と

いふ。）とする。

【商品の無償貸付を行うことができる場合】

第九十條 法第六十六條の第二項の規定による商品の無償貸付

は、次の各号に掲げる場合において、当該航空機の使用若しくは

て行うことができるものとする。

一 航空隊が自衛隊の飛行場に不時着した場合

第三編 自衛隊法施行規則

二 前号の場合のほか、懲罰事務以外の用に供せられる航空機で、長官が、特別の事情があると認め、指定したものが自衛隊の飛行場に墜した場合は、

第九十一条 法第三十六條の二第一項に規定する總理府令で定める航空機は、航空機用燃料及び航空機用潤滑油とする。

第九十二条 需品の貸付期間は、三箇月をこえてはならない。

第九十三条 長官は、貸付権者に、無償貸付を行うことができる。需品の損壊及び数量を規制することができる。

第九十四条 貸付権者は、需品の無償貸付を行うことを適と認め、無償貸付を受ける本人又はその正当な代理人であることを確認する場合には、当該需品の引渡しを受ける相手方が当該需品のうち、貸付期間及び返還場所を明示して当該需品の引渡しを行うものとする。

第九十五条 貸付権者は、需品の引渡しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した借受証を記載しなければならない。

一 需品の引渡しを受けた者の氏名、所及び住所

二 航空機の使用者の氏名及び住所

三 引渡しを受けた需品の品名、規格及び数量

四 借受期間

五 返還場所

第九十六条 法附則第十一項の規定により委任を受けた者は、長官、建設本部長、建設部長、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全協定条約に基き日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐とん地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令とする。

第九十七条 前条に規定する者のうち長官以外の者が、役務を提供する場合には、あらかじめその締結につき長官の承認を得なければならない。

第九十八条 法附則第十二項に規定する總理府令で定める役務は、汚水処理、斎館所の運営、給食及び給電とする。

第九十九条 この府令の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

附則

一 この府令は、法施行の日から施行する。

二 保安庁法施行規則(昭和二十七年總理府令第四十五号)は、廢

止する。

三 当分の間、長官は、特に必要があると認めるときは、第二十一

條、第二十四條及び第二十九條の規定にかかわらず、自衛官を採

用し及び昇任させることができる。

四 保安庁の保安官又は警備官で法施行により引き継ぎ自衛隊の自

衛官となつた者が法施行の日の前日におけるその者の階級におい

て既に勤務した期間は、第二十九條の規定の適用については、当

該階級に相当する自衛官の階級において勤務した期間に通算す

ものとする。

五 自衛隊法附則第三項の規定に基き保安官職員の職務の責務に關

する總理府令(昭和二十九年總理府令第三十三号)の規定により引

あつかひめ職務の責務を行つた保安庁の職員は、法施行により引

き継ぎ自衛隊の相当の職員となつた場合には、第三十九條及び第

四十條の規定にかかわらず、職務の定着を行わないものとする。

六 保安庁の職員で法施行により引き継ぎ自衛隊の職員となつた者

に対し、この府令施行の日前に、従前の規定により与えられた休

暇並びに従前の規定に基いてなされた空外居住の許可及び保安

庁の職員以外の職務に従事することについての許可は、それ

ぞれの府令の相当規定に基いて与えられ若しくはなされたもの

とみなす。

七 この府令施行の際、現に保安庁法施行規則第一章第六節の規定

により懲罰に関する手續がなされているものは、この府令中第三

章第七節の規定に基いてなされたものとみなし、なお引き継ぎし

第三編 自衛隊法施行規則

これらの規定により処理するものとする。

八 この府令施行の際、現に陸上自衛官が着用している雨衣及び陸

軍靴(陸士長以下の階級を除く)は、長官が定めるまでの間、

別表第三の規定にかかわらず、この府令の規定に基き雨衣又は階

級靴とみなす。

九 この府令施行の際、現に海士長以下の上級海士が着用してい

る第二種以上の海士長及び第二種以上の海士長以下の海

上勤務官の階級は、長官が定めるまでの間、別表第四の規定に

基き、この府令の規定に基き第二種以上の海士長及び第二種以

上から航空自衛官となつた者にあつては陸上自衛官の階級、

航空自衛官の階級は、この府令の規定にかかわらず、陸上自衛官

となつた者にあつては長官が定めるものとする。

十 航空自衛官の階級は、この府令の規定にかかわらず、陸上自衛官

となつた者にあつては長官が定めるものとする。

附則(附則三〇・二・二八(階級令第一号))

この府令は、昭和三十年三月一日から施行する。

附則(附則三〇・五・三〇(階級令第一号))

この府令は、公布の日から施行する。

一 この府令は、公布の日から施行する。

二 別表第五の従前の規定による海士長及び海士長以下の海

上勤務官の階級は、長官が定めるまでの間、別表第四の規定に

基き、この府令の規定に基き第二種以上の海士長及び第二種以

上から航空自衛官となつた者にあつては陸上自衛官の階級、

航空自衛官の階級は、この府令の規定にかかわらず、陸上自衛官

となつた者にあつては長官が定めるものとする。

附則(附則三〇・五・三〇(階級令第一号))

この府令は、公布の日から施行する。

附則(附則三〇・二・二八(階級令第一号))

この府令は、昭和三十年三月一日から施行する。

附則(附則三〇・五・三〇(階級令第一号))

この府令は、公布の日から施行する。

一 この府令は、公布の日から施行する。

第三編 自衛隊法施行規則

- 1 整理番号は、特別賞状特 第一級賞状甲、第二級賞状乙、第三級賞状丙、第四級賞状丁、第五級賞状戊を冠し、発行順に番号をつける。
- 2 紙質は、上質のものを用い、特別賞状、第一級賞状及び第二級賞状はA3版、第三級賞状以下の賞状はB4版とし、念写紙飾りをつける。

別表一七〇二

番号 _____

賞状 _____

(表彰者) 部隊等名 _____

年 月 日 _____

(表彰者) 官職氏名 _____

- 別表一七〇三
- 1 特別賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 2 第一級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 3 第二級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 4 第三級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 5 第四級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 6 第五級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚

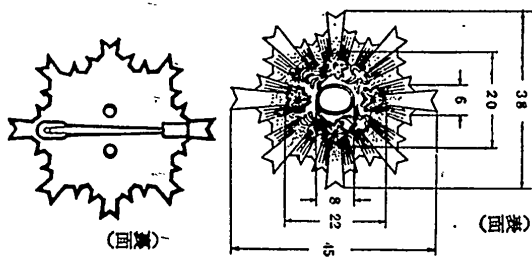


図 特別防衛功労章の形状及び寸法

形状及び寸法は、図のとおりとする。

表面	裏面	
	中央の部分	旭光の部分
赤色七宝及び包	純銀	白銀色及び地包
白色七宝及び包		地金色

別表一七〇二

- 別表一七〇四
- 1 特別賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 2 第一級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 3 第二級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 4 第三級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 5 第四級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚
- 6 第五級賞状 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚 10枚

第三編 自衛隊施設規則

知人雨衣		地質		形状は、図のとおりとする。	
その他	前	肩章	えり	その他	その他
肩章	前	えり	その他	その他	その他
その他	その他	その他	その他	その他	その他

階級章		帽章		肩章	
階級章	階級章	階級章	階級章	階級章	階級章
階級章	階級章	階級章	階級章	階級章	階級章
階級章	階級章	階級章	階級章	階級章	階級章

第三編 自衛隊施設規則

3階 外衣と		地質		形状は、図のとおりとする。	
その他	前	後	その他	その他	その他
その他	前	後	その他	その他	その他
その他	前	後	その他	その他	その他

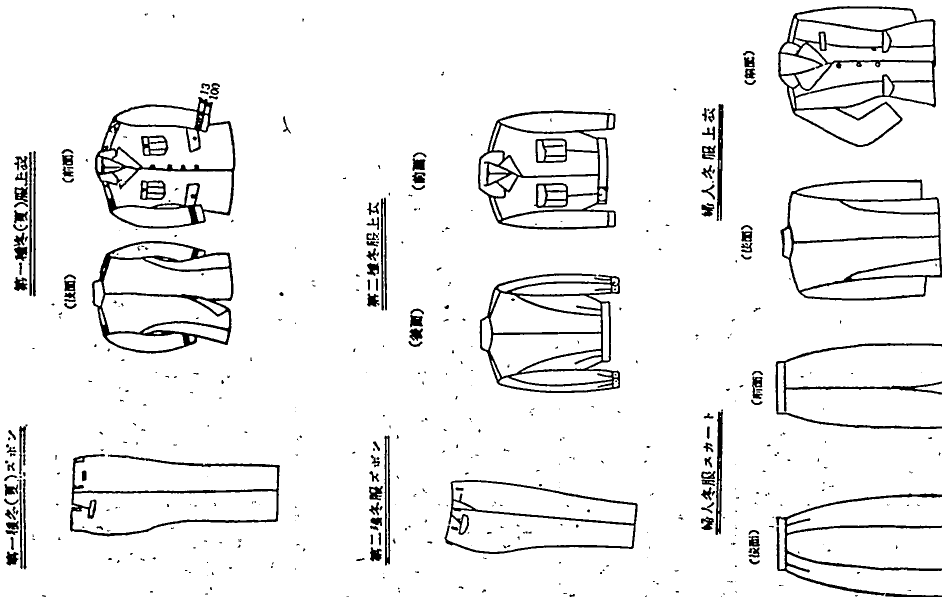
雨 衣		地質		形状は、図のとおりとする。	
その他	前	後	その他	その他	その他
その他	前	後	その他	その他	その他
その他	前	後	その他	その他	その他

第三編 自衛隊法施行規則

バンド	緑か、つ色の細布織物とし、金色の信託マークをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
幹部候補者章	金色の桜花を浮き彫りした金属製のものとし、おりの裏金をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
陸曹候補者章	銀色の桜花を浮き彫りした金属製のものとし、おりの裏か、つ色の信託マークをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。

一六四

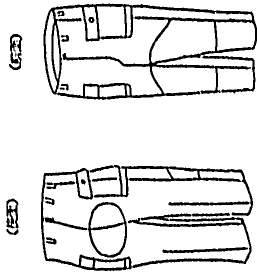
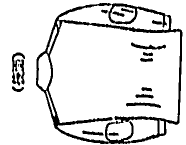
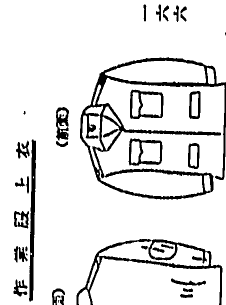
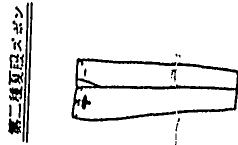
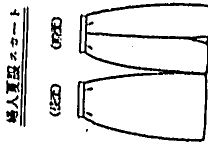
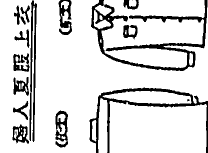
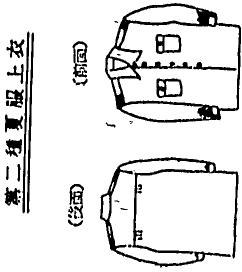
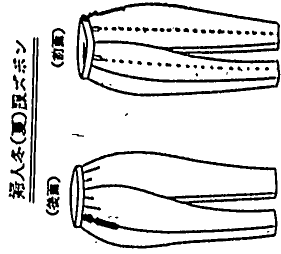
陸上自衛隊制服の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。



第三編 自衛隊法施行規則

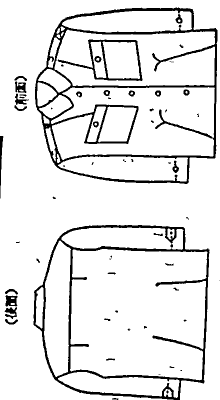
一六五

第三編 自衛隊法施行規則

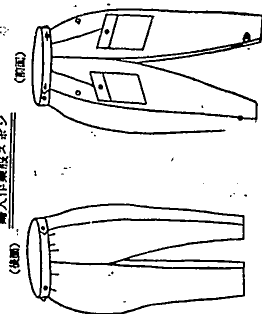


1/4

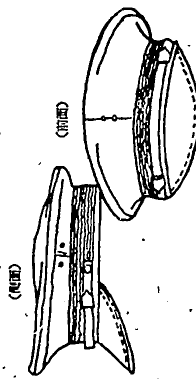
婦人作業服上衣



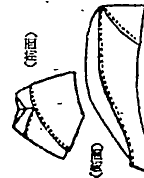
婦人作業服ズボン



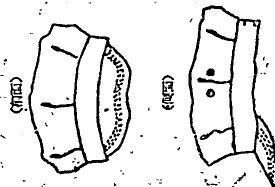
冬(夏)正帽



婦人冬(夏)正帽



作業帽

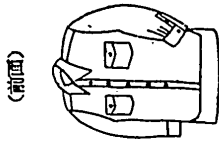


第三編 自衛隊法施行規則

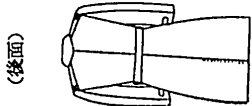
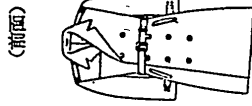
1/4

第三編 自衛隊法施行規則

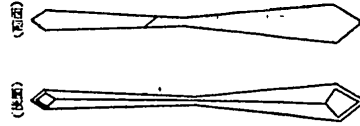
ワイシャツ



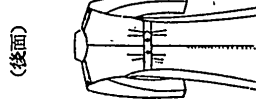
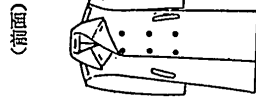
第一種外とう



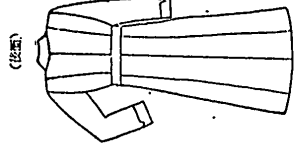
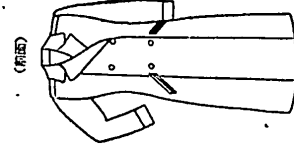
ネクタイ



第二種外とう

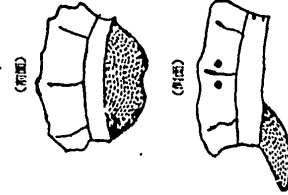


婦人外とう

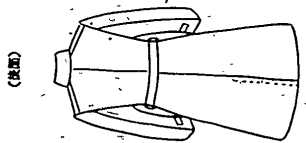
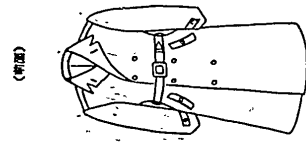


一六八

婦人作業帽



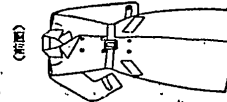
雨 衣



頭巾



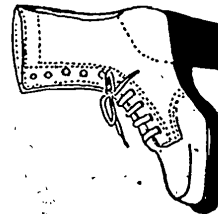
婦人雨衣



頭巾



婦人雨上靴



雨上靴



第三編 自衛隊法施行規則

一六九

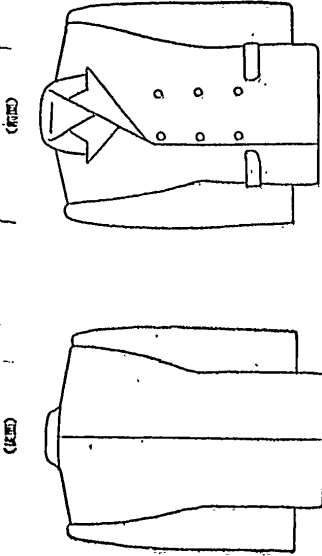
第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

図 海上自衛官制服の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。

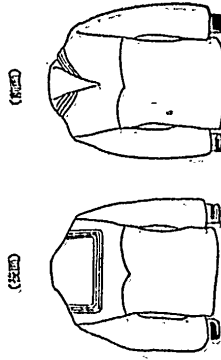
冬服 上衣

(三等海軍以上)

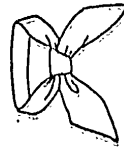


冬服 上衣

(三等海軍以下)



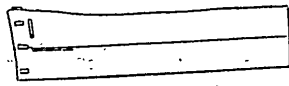
えり紐



154

冬服 ポン

(三等海軍以上)

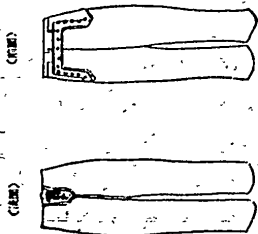


胸あて



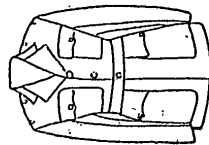
冬服 ポン

(海士以下)

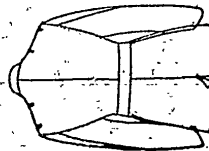


第一種夏服 上衣

(海士以下)



(海士以下)



155

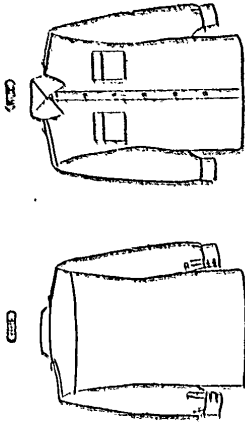
第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

第三章 自衛隊法施行規則

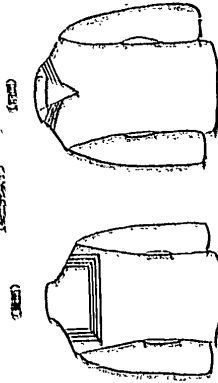
第二條 軍服の式

(三等以上)



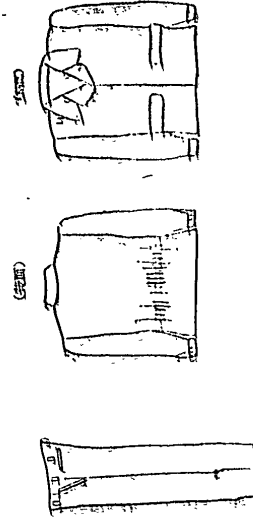
第三條 軍服の式

(二等以下)



第四條 軍服の式

(二等以上)



第五條

正 帽

あごひも

(一等以上)



あごひも

(二等以下)



(一等以上)



本 隊 帽

(一等)



(二等)



(三等以下)

(三等)



結 帯 裏



腰 刀 柄 表 心



作 業 帽

(一等)



(二等)



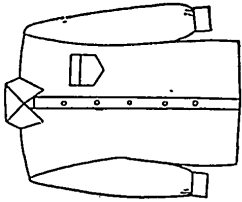
第三編 自衛隊法施行規則

第七九

第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

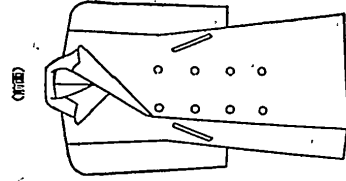
ワイシャツ



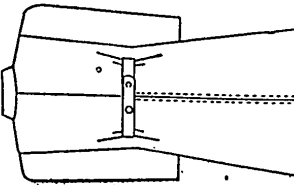
ネクタイ



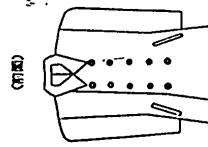
第二種外とう
〔三等格重以上〕



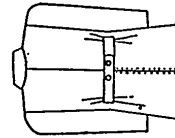
（後面）



第二種外とう
〔格士長以下〕

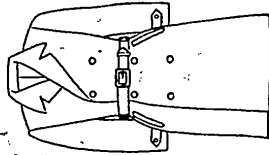


（後面）

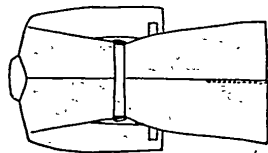


第一種外とう及び雨衣

（前面）



（後面）



（前面）



（後面）



短靴

〔幹部格士自衛官〕



（一等格重以下）



帽 蓋

〔三等格重以上〕



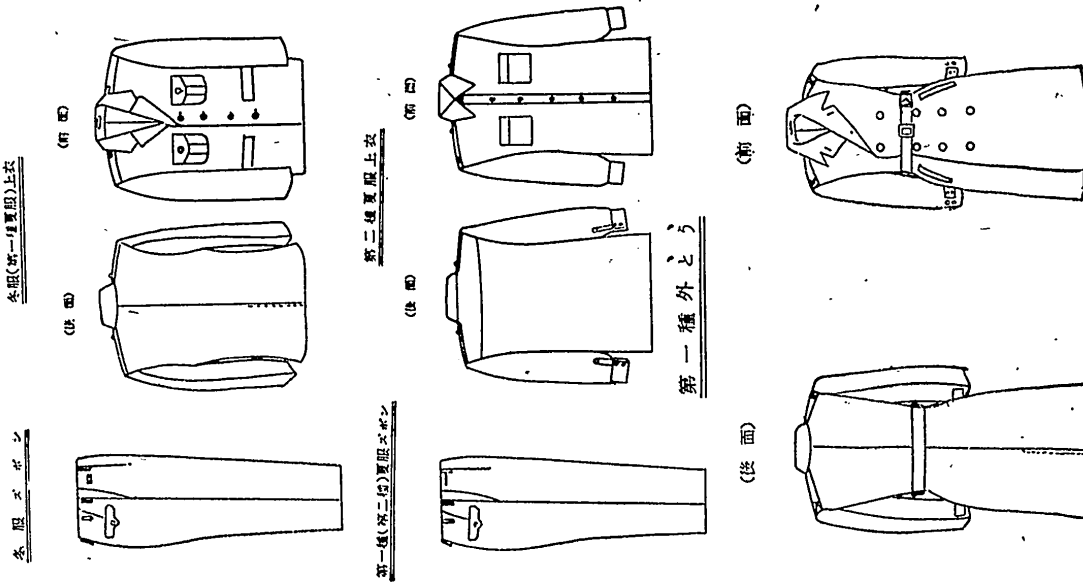
〔格士長以下〕



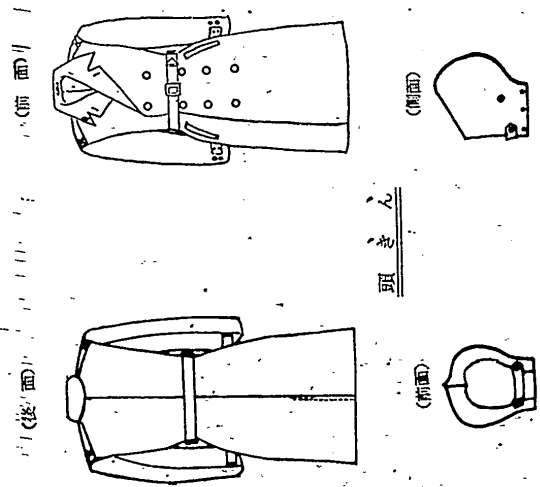
第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

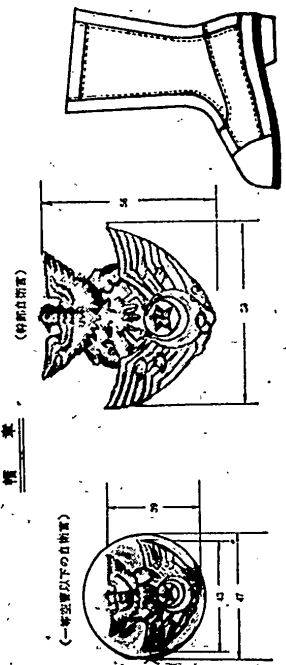
図 航空自衛隊官服の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。



第二種外とう



半長靴(乙)



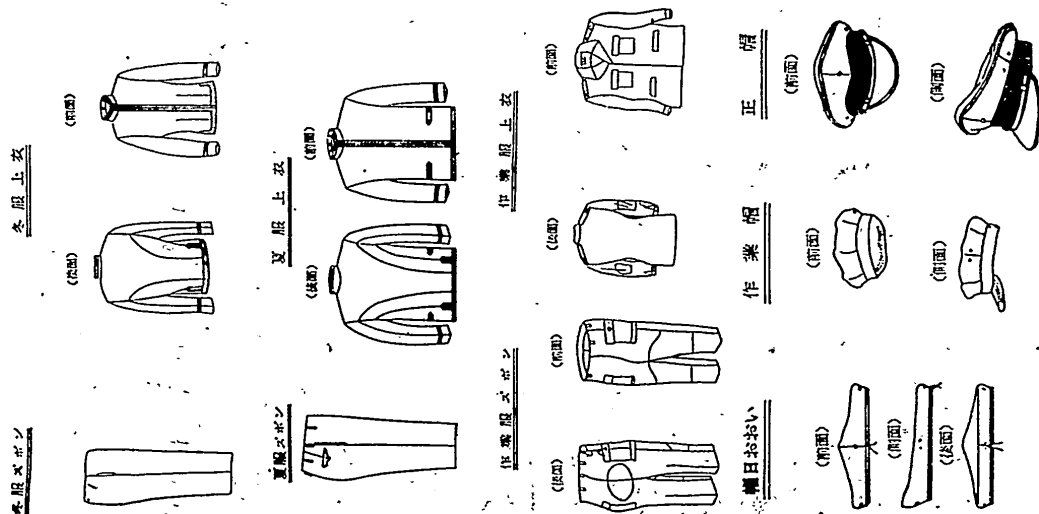
第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

第三編 自衛隊法施行規則

帽	金色の金属製のものとし、はと及び桜花を紋でとおりにする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
えり草	金色の金属製のものとし、はと及び桜花を紋でとおりにする。形状及び寸法は、図のとおりとする。
字年識別章	桜花、金色の金属製のものとし、胸上部黒色帯に貼る。形状及び寸法は、図のとおりとする。
バンド	金色の細絹織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。
ズボンつり	紺茶か、色のゴム入細絹織物とし、胸端に章をつける。形状は、図のとおりとする。

図 防衛大学校学生服制の形状及び寸法
数字は、寸法を示し、単位はミリメートルとする。



四 旧専門学校令(明治三十一年勅令第百一十一号)により旧専門学校令(明治三十一年勅令第百一十一号)に上級の職に充てられた者で職務の級六級以上の職に充てられた者及び五年以上その職に充てられた者

五 前条に掲げる者と同等の経歴を有する者

備考

一 自衛官については、本表中「職務の級十四級」とあるのは、「陸将、海将又は空将」と、「職務の級十三級」とあるのは、「陸将補、海将補又は空将補」と、以下これにならつて各職務の級をこれに相当する階級に記み替えて適用するものとする。

二 前条のうち(甲)は長官が指定する特に重要な職務を担当する者、(乙)は隊長補佐である者、(丙)は隊長補佐以外の者とする。

別表第七

階級	級	昇任に要する在職期間
空海陸	将将補	三年
等々等	空海陸 佐佐佐	三年
等々等	空海陸 佐佐佐	二年
等々等	空海陸 佐佐佐	二年

等々等	空海陸	尉尉尉	三年
等々等	空海陸	尉尉尉	二年
等々等	空海陸	尉尉尉	一年
等々等	空海陸	曹曹曹	三年
等々等	空海陸	曹曹曹	二年
等々等	空海陸	曹曹曹	一年
空海陸	士士士	長長長	一年
等々等	空海陸	士士士	六月
等々等	空海陸	士士士	六月
等々等	空海陸	士士士	六月

別表第八その一

(種級三十一センチメートル 三十七センチメートル)

防衛庁
シール
プレス
書証 籍 国 船 艦

番	号
値	符 字
種	別
船	名
船	質
全	長
取	幅
き	水
排	量
機関の種類及び数	

本船は、日本国の国籍を有し、且つ、当庁が所管するものであることを証明する。

昭和 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

CERTIFICATE OF NATIONALITY OF VESSEL

Number	
International Call Sign	
Type of Vessel	
Name of Vessel	
Construction	
Length	
Beam	
Draft	
Displacement	
Type and Number of Engines	

I hereby certify that this vessel has the nationality of Japan and is held by this Agency.

Date
 DIRECTOR GENERAL
 DEFENSE AGENCY
 GOVERNMENT OF JAPAN

別表第八の二

(総長二十一センチメートル)

防衛庁
シール
プレス
証
書

番号	
信号符号	
種別	
船名	
船質	
全長	
最大幅	
喫水	
排水量	
機関の種類及び数	
合衆国の船型	
合衆国の船名及び はし船名	
日本国政府に引き渡さ れた年月日	

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、且つ、当庁が使用するものであることを証明する。

昭和 年 月 日
日本国政府防衛庁 印

CERTIFICATE OF VESSEL

Number	
International Call Sign	
Type of Vessel	
Name of Vessel	
Construction	
Length	
Beam	
Draft	
Displacement	
Type and Number of Engines	
U. S. Type of Vessel	
U. S. Name and/or Designation of Vessel	
Date on which Delivered to Government of Japan	

I hereby certify that this vessel has been loaned to the Government of Japan by the Government of the United States and is used by this Agency.

Date DIRECTOR GENERAL - DEFENSE AGENCY GOVERNMENT OF JAPAN

◎方面総監部、管区総監部及び混

成団本部組織規程 (昭和二十九年四月三十一日)

昭和二十九年四月三十一日 防衛庁令第四十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第十三条の規定に基づき、方面総監部及び管区総監部組織規程を次のように定める。

目次

- 第一章 方面総監部 (第二十一条 第二十六条)
- 第二章 管区総監部 (第二十七条 第二十八条)
- 第三章 混成団本部 (第二十九条 第三十条)
- 第四章 雜則 (第三十一条)

附則

第一章 方面総監部

(總長)

第一条 總長は、方面総監の命を受け、部長及び隊長の職務を統制する。

2 總長は、予算の統制、隊務の能率的運営その他方面総監から命ぜられた事務を行う。

(部及び隊)

第二条 方面総監部に、左の四部を置く。

- 第一部
- 第二部

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

第三部
第四部

2 方面総監部に、左の十五隊を置く。ただし、防衛庁長官は、特許隊を置く必要がないと認めるときは、これを置かないことができる。

- 総務隊
- 厚生隊
- 法務隊
- 監察隊
- 警務隊
- 会計隊
- 衛生隊
- 施設隊
- 補給隊
- 武器隊
- 通信隊
- 化学隊
- 輸送隊
- 特務隊
- 特車隊

(部長及び隊長)

第三条 部に部長を、隊に隊長を置く。

2 部長及び隊長は、陸上自衛官をもって充てる。

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

(部及び部長)

第四條 第一部 第二部 第三部及び第四部においては、次条から第八条までの各号に掲げる事項に関する職務をそれぞれつかさどる。

2 部長は、その所掌に従い、且つ、相互に連絡調整して、隊務に関する基本的事項の企画立案を含む次条から第八条までに規定する職務をそれぞれ行うとともに、その担当する職務に関係のある隊長の職務を統制することにより、隊務全般の運営について方面総監を輔佐し、方面総監に対して責任を負う。

(第一部長)

第五條 第一部長は、左の職務を行う。

- 一 防衛及び整備の実施に関する人事員数及び人事計画に関すること。
- 二 隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律等に関すること(総務隊長の所掌に属するものを除く)。
- 三 隊員の補給の実施計画に関すること。
- 四 礼式及び政務に関すること。
- 五 隊員の給与等の実施基準に関すること。
- 六 予備自衛官の招集の実施計画に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 隊員の福利厚生及び保健の実施計画並びに宿舍に関すること。
- 九 法務、監察及び警務の実施計画に関すること。

十 隊務に関すること。

十一 監察、警務及び補充関係の部隊等の運用の実施計画に関すること。

十二 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(第二部長)

第六條 第二部長は、左の職務を行う。

- 一 防衛及び整備の実施に関する情報員数及び情報計画に関すること。
- 二 防衛及び整備の実施に必要な資料及び情報の取扱整理及び配付に関すること。
- 三 防衛及び整備に関する秘密の保全に関すること。
- 四 暗号、地図及び空中写真の実施計画に関すること。
- 五 情報の取扱整理及び配付に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 六 情報関係の部隊に関すること。
- 七 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(第三部長)

第七條 第三部長は、左の職務を行う。

- 一 防衛及び整備の実施計画に関すること。
- 二 方面隊の行動に関すること。
- 三 部隊の編成、整備及び配置の実施計画に関すること。
- 四 教育訓練の実施計画に関すること。
- 五 教育訓練の検閲、演習及び教材等に関すること。

六 部隊の行動に関する公文書の隠匿、編纂及び保管に関すること(第四部長の所掌に属するものを除く)。

七 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(第四部長)

第八條 第四部長は、左の職務を行う。

- 一 防衛及び整備の実施に関する後方員数及び後方計画に関すること。
- 二 装備品、被服及び食糧その他の需品(以下「装備品等」という)の補給、保管及び整備の実施計画に関すること。
- 三 装備品等及び後方の調達の実施計画に関すること。
- 四 装備品等の検査及び制式の調査改良並に試験に関すること。
- 五 給養、輸送並びに収容及び治療等の実施計画に関すること。
- 六 施設の維持及び修理の実施計画に関すること。
- 七 後方関係の部隊の総合運営に関すること。
- 八 部隊の行動に関する公文書のうち後方事項のみに属するものの隠匿、編纂及び保管に関すること。
- 九 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(第五部長)

第九條 総務課、厚生課、法務課、監察課、警務課、会計課、衛生課、施設課、補給課、武器課、通信課、化学課、輸送課、特務課及び特車課においては、次条から第二十四条までの各号に掲げる事項に関する職務をそれぞれつかさどる。

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

2 課長は、その所掌に従い、技術的若しくは行政的事項又は特科若しくは特車に関する事項の企画立案及び処理を含む次条から第二十四条までに規定する職務をそれぞれ行うことにより、特定の隊務の運営について方面総監を輔佐し、方面総監に対して責任を負う。

3 課長は、その所掌に係る技術的若しくは行政的事項又は特科若しくは特車に関する事項に関係のある職務を担当する部長を援助すること。

(総務隊長)

第十條 総務隊長は、左の職務を行う。

- 一 方面総監の官印及び方面総監部印の保管に関すること。
- 二 公文書の隠匿、接収、発送、編纂及び保管に関すること(第三部長及び第四部長の所掌に属するものを除く)。
- 三 公文書(部隊の行動に関するものを除く)の整理に関すること。
- 四 人事記録の保管、人事統計の作成に関すること。
- 五 方面総監の定める隊員の任免及び懲戒に関すること。
- 六 隊員の恩給、退職手当及び公務員補償に関すること。
- 七 隊員の補充に関すること。
- 八 予備自衛官及び地方進駐部に関すること。
- 九 陸上自衛官の演習検査に関すること。
- 十 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(厚生隊長)

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

第十二条 厚生課長は、左の職務を行う。

- 一 隊員の福利厚生に関すること。
- 二 隊員の非済組合に関すること。
- 三 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(法務課長)

第十三条 法務課長は、左の職務を行う。

- 一 懲戒に関する法令の適用の指導に関すること。
- 二 訴訟、損害賠償及び損失補償に関すること。
- 三 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(監察課長)

第十三条 監察課長は、左の職務を行う。

- 一 部隊及び地方連絡部の監察に関すること。
- 二 監察関係の部隊に関すること。
- 三 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(勤務課長)

第十四条 勤務課長は、左の職務を行う。

- 一 陸上自衛官たる勤務官及び勤務官補の職務に関すること。
- 二 勤務関係の部隊の行う懲戒、交際規制等の保安職務に関すること。
- 三 勤務職務(前二号に掲げる職務をいう)に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 四 勤務関係の部隊に関すること。
- 五 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(会計課長)

第十五条 会計課長は、左の職務を行う。

- 一 経費及び取入の予算及び決算並びに会計に関すること。
- 二 旅費に関すること。
- 三 給与及び会計の事務処理手続に関すること。
- 四 会計に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 五 会計関係の部隊に関すること。
- 六 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(衛生課長)

第十六条 衛生課長は、左の職務を行う。

- 一 保健衛生及び医療に関すること。
- 二 衛生器材の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 三 衛生に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 四 衛生関係の部隊に関すること。
- 五 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(施設課長)

第十七条 施設課長は、左の職務を行う。

- 一 施設整備に関すること。
- 二 施設器材及び地画の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 三 施設の維持、修理及び管理に関すること。
- 四 施設整備に関する教育訓練に関すること。
- 五 施設整備関係の部隊に関すること。
- 六 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(船舶課長)

第十八条 船舶課長は、左の職務を行う。

- 一 艦艇の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 二 給養に関すること。
- 三 艦艇に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 四 艦艇関係の部隊に関すること。
- 五 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(武器課長)

第十九条 武器課長は、左の職務を行う。

- 一 火器(これに附随する光学器材を含む)、訓練、火薬及び軍用(これらに修理工材を含む、以下本条において「武器」という)並びに航空機の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 二 武器及び航空機に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 三 武器関係及び航空機関係の部隊に関すること。
- 四 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(通信課長)

第二十条 通信課長は、左の職務を行う。

- 一 通信、暗号及び写真に関すること。
- 二 電波の使用及び管理に関すること。
- 三 通信器材等の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 四 通信、電波、暗号及び写真に関する技術的事項の教育訓練に関すること。

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

五 通信関係の部隊に関すること。

- 六 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(化学課長)

第二十一条 化学課長は、左の職務を行う。

- 一 化学器材の調達、補給、保管及び整備に関すること。
- 二 化学防護に関すること。
- 三 化学技術に関する教育訓練に関すること。
- 四 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(輸送課長)

第二十二条 輸送課長は、左の職務を行う。

- 一 輸送に関すること。
- 二 輸送に関する技術的事項の教育訓練に関すること。
- 三 輸送関係の部隊に関すること。
- 四 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(特設課長)

第二十三条 特設課長は、左の職務を行う。

- 一 特設運用に関すること。
- 二 特設に関する教育訓練に関すること。
- 三 特設関係の部隊に関すること。
- 四 その他方面総監から命ぜられた事項に関すること。

(特車課長)

第二十四条 特車課長は、左の職務を行う。

- 一 特車運用に関すること。

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

- 一 特車に関する教育訓練に關すること。
- 三 特車関係の部隊に關すること。
- 四 その他方面総監から命ぜられた事項に關すること。

(特車隊を置かない場合)
 第二十四条の二 第二条第三項ただし書の規定に基づき、特車隊を置かない場合には、前条に規定する特車隊長の職務は、第三部長が行うものとする。

(募集幹事)
 第二十五条 方面総監部に、募集幹事を置く。
 2 募集幹事は、陸上自衛官をもつて充てる。
 3 募集幹事は、募集長の行方第一条第二項に規定する事務について輔佐し、且つ、募集長の命を受け、事務管理の改善、報告統制その他募集長から命ぜられた事務を行う。

(副官)
 第二十六条 方面総監部に、所定の副官を置く。
 2 副官は、陸上自衛官をもつて充てる。
 3 副官は、方面総監部又は方面総監部の庶務をつかさどる。

第二章 管区総監部

(部及び課)
 第二十七条 管区総監部に、左の四部を置く。
 第一部
 第二部

- 第三部
- 第四部
- 2 管区総監部に、左の十二課を置く。
 - 総務課
 - 法務課
 - 監察課
 - 警務課
 - 会計課
 - 衛生課
 - 施設課
 - 補給課
 - 武器課
 - 通信課
 - 化学課
 - 特技課

(兼用規定)
 第二十八条 第一条 第三家から第十条まで、第十二家から第二十一条まで並びに第二十三条第二十五家及び第二十六条の規定は、管区総監部に兼用し、且つ、第十一条に規定する厚生課長の職務は管区総監部の第一部長が、第二十二条に規定する輸送隊長の職務は管区総監部の第四部長が、第二十四条に規定する特車隊長の職務は管区総監部の第三部長がそれぞれ行うものとする。

第三章 混成団本部

(部及び課)
 第二十九条 混成団本部に、左の四部を置く。
 第一部
 第二部
 第三部
 第四部

- 2 混成団本部に、左の九課を置く。
 - 総務課
 - 警務課
 - 会計課
 - 衛生課
 - 施設課
 - 補給課
 - 武器課
 - 通信課
 - 特技課

(兼用規定)
 第三十条 第一条 第三条から第十条まで、第十四条から第二十条まで、第二十三条及び第三十条の規定は混成団本部に兼用し、かつ、第十一条から第十三条までに規定する厚生課長、法務課長及び監察課長の職務は混成団本部の第一部長が、第二十一条及び

第三編 方面総監部、管区総監部及び混成団本部組織規程

第二十二條に規定する化学課長及び輸送隊長の職務は混成団本部の第四部長が、第二十四條に規定する特車隊長の職務は混成団本部の第三部長がそれぞれ行うものとする。

第四章 雜則

(委任規定)
 第三十一条 この政令に定めるものの外、方面総監部、管区総監部及び混成団本部の内部組織に關し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

附則

- 1 この府令は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 方面総監部及び管区総監部組織規程(昭和二十七年總理府令第七十八号)は、廃止する。

附則(昭和三〇・一〇・三三號府令第四号)

この府令は、昭和三十年十二月一日から施行する。

第三編 地方総監部組織規程

◎地方総監部組織規程 (昭和十九年四月二十二日)

昭和十九年四月二十二日 陸軍省令第七号
昭和二十一年五月三日 陸軍省令第一〇号
昭和二十三年五月二日 陸軍省令第一〇号

皇府陸軍省令(昭和二十九年改令第七十九号)第二十四条第一項の規定に基づき、地方総監部組織規程を次のように定める。(部及び室)

第一条 地方総監部に、左の四部及び一室を置く。

- 総務部
- 防衛部
- 経理補助部
- 技術部
- 調査室

(総務部の分課)

第二条 総務部に、左の四課を置く。

- 総務課
- 人事課
- 厚生課
- 衛生課

(総務課)

第三条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 地方総監の官印及び地方総監部印の管理に関する事。

- 三 隊員の恩給、退職手当及び公務災害補償に関する事。
- 四 隊員の福利厚生に関する事。
- 五 隊員の給養に関する事。

(衛生課)

第四条 衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 隊員衛生及び医療に関する事。
- 二 適性検査に関する事。
- 三 衛生器材の整備に関する事。
- 四 衛生器材の研究改良に関する事。

(防衛部の分課)

第五条 防衛部に、左の三課を置く。

- 防衛課
- 掃蕩課
- 訓練課

(防衛課)

第六条 防衛課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備の計画に関する事。
- 二 地方隊の行動に関する事。
- 三 地方隊の部隊の運用に関する事(掃蕩課の所掌に属するものを除く)。
- 四 地方隊の運賃及び電報使用の計画及び管理に関する事。
- 五 気象に関する事。
- 六 部内の事務の総括に関する事。

第三編 地方総監部組織規程

- 二 公文書の授受、発送、積集及び保管に関する事。
- 三 文書の審査及び進達に関する事。
- 四 各部(調査室を含む)の事務の進捗調整に関する事。
- 五 海上自衛隊史の編纂の資料の整理に関する事。
- 六 儀式及び服装に関する事。
- 七 旗章及び標識の取扱に関する事。
- 八 渉外及び広報に関する事。
- 九 監察に関する事。
- 十 訴訟に関する事。
- 十一 部内の事務の総括に関する事。
- 十二 前各号に掲げるものの外、地方総監部の所掌事務で他の部及び室並びに部内の他課の所掌に属しないものに関する事。

(人事課)

第四条 人事課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関する事。
- 二 隊員の補正に関する事。
- 三 表彰に関する事。
- 四 海上自衛隊たる職務員及び警務官種の職務に関する事。

(厚生課)

第五条 厚生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 隊員の宿舎に関する事。
- 二 隊員の非営利組合に関する事。

(掃蕩課)

第九条 掃蕩課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 港灣及び水路の安全確保に関する事。
- 二 機雷その他の爆発性の危険物の探査、除去及び処理に関する事。
- 三 前二号に掲げる事務のために使用する場合は部隊の運用に関する事。

(訓練課)

第十条 訓練課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 隊員の教育訓練に関する事。
- 二 隊員の教育訓練に関する資料の収集及び提供に関する事。

(経理補助部の分課)

第十一条 横須賀地方総監部の経理補助部に、左の三課を置く。

- 経理課
- 補給第一課
- 補給第二課

2 横須賀地方総監部以外の地方総監部の経理補助部に、左の二課を置く。

- 経理課
- 補給課

(経理課)

第十二条 経理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の会計に関する事。

第三編 地方総監部組織規程

- 二 物品及び役務並びに行政財産の取得に関する契約に関すること。
- 三 会計の監査に関すること。
- 四 損害賠償及び損失補償に関すること。
- 五 部内の事務の総括に関すること。

(補給第一課)

第十二条の二 補給第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物品及び役務の調達計画に関すること。
- 二 物品の補給の実施計画に関すること。
- 三 物品の整備に関すること（衛生課、艦船課及び武器課の所掌に属するものを除く。）
- 四 物品の研究改善に関すること（衛生課、艦船課及び武器課の所掌に属するものを除く。）

(補給第二課)

第十二条の三 補給第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物品の保管に関すること。
- 二 物品の補給に関すること（物品の補給の実施計画に関するものを除く。）
- 三 物品及び行政財産となるべき物件の検取に関すること。

(補給課)

第十三条 補給課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 物品及び役務の調達計画に関すること。
- 二 物品の補給及び保管に関すること。

- 三 物品の整備に関すること（衛生課、艦船課及び武器課の所掌に属するものを除く。）
- 四 物品及び行政財産となるべき物件の検取に関すること。
- 五 物品の研究改善に関すること（衛生課、艦船課及び武器課の所掌に属するものを除く。）

(技術部の分課)

第十四条 横須賀地方総監部の技術部に、左の三課及び二所を置く。

- 管理課
- 艦船課
- 武器課
- 火薬試験所
- 実用試験所

2 横須賀地方総監部以外の地方総監部の技術部に、左の三課及び一所を置く。

- 管理課
- 艦船課
- 武器課
- 火薬試験所

(管理課)

第十五条 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 施設の維持及び修理に関すること。
- 二 施設の研究改善に関すること。
- 三 行政財産の管理に関すること。

- 四 部内の事務の総括に関すること。

(艦船課)

第十六条 艦船課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む）、艦船用電気器材及び船用器具並びに航空機及び航空機用機器（以下本条において「艦船等及び航空機等」という）の整備に関すること。
- 二 艦船等及び航空機等の製造、改造、維持及び修理の監査、検査及び試験に関すること。
- 三 艦船等及び航空機等の研究改善に関すること。

(武器課)

第十七条 武器課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 火薬、火薬類、掃海器材、音響器材、磁気器材、化学器材、航海器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材並びにこれらに附随する器材（以下「火薬等」といふ）の整備に関すること。
- 二 火薬等の製造、改造、維持及び修理の監査、検査及び試験に関すること（火薬試験所の所掌に属するものを除く。）
- 三 火薬等の研究改善に関すること。

(火薬試験所)

第十七条の二 火薬試験所においては、火薬の安定性についての試験に関する事項をつかさどる。

(実用試験所)

第十七条の三 実用試験所においては、火薬等の実用試験に関する

事項をつかさどる。

(調査室)

第十八条 調査室においては、防衛及び整備の実施に必要な資料及び情報収集の取次整理及び関係並びに防衛及び整備に関する総括の保全に関する事務をつかさどる。

第十九条 削除

(部長、室長及び課長等)

第二十条 部に部長を、室に室長を、課に課長を、所に所長を置く。

- 2 副課長は、准士官階級をもつて充てる。
- 3 部長又は室長は、地方総監の命を受け、それぞれ部務又は業務を掌理する。
- 4 課長又は所長は、部長の命を受け、それぞれ課務又は所務を掌理する。

(副官)

第二十一条 地方総監部に、副官一人を置く。

- 2 副官は、准士官階級をもつて充てる。
- 3 副官は、地方総監の職務をつかさどる。

(委任規程)

第二十二条 この府令に定めるものの外、地方総監部の内部組織に關し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

附 則

- 1 この府令は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 地方総監部組織規程（昭和二十八年総理府令第七号）は、随

第三編 地方総監部組織規程

とする。

附 則 (昭和三〇・四・三〇総理府令第一七号)

この府令は、昭和三十年五月一日から施行する。

附 則 (昭和三一・三・三三総理府令第二〇号)

この府令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三一・五・一六総理府令第二〇号)

この府令は、昭和三十一年六月一日から施行する。

◎海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令 (昭和三十一年七月十四日)

火薬類取締法及び自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第四百七十九号) 第二百七十七条の規定に基づき、海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令を次のように定める。

(火薬類の貯蔵)

第一条 海上自衛隊 (防衛大学校を含む) の使用する船舶 (以下「船舶」という) において常用する火薬類 (火薬類取締法 (昭和二十五年法律第四十九号) 第二条に規定する火薬類をい。以下「火薬類」という) を貯蔵する場合には、右の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 火薬類は、なるべくその種類に応じ、適当な火薬庫に区分して貯蔵すること。

二 火薬庫は、必要がある場合を除き、密閉しておくこと。

三 火薬庫内には、必要がある者の外、立ち入らないこと。

四 火薬庫内に入る場合には、安全な履物を使用し、且つ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼす虞のあるものを持ち込まないこと。

五 火薬庫の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をた積みしないこと。

第三編 海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する総理府令

六 火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。

七 火薬庫内では、荷造、荷解その他これらに類する作業をしないこと。

八 船舶の動揺によつて火薬類が移動しないように必要な措置を講ずること。

九 火薬庫内の換気に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少くするように必要な措置を講ずること。

十 火薬庫に貯蔵中の火薬類については、常に異常の有無に注意すること。

十一 火薬庫内では、火薬類は火薬庫の構造及び火薬類の種類に応じて最も安全であると認められる方法で積むこと。

(火薬庫の構造等)

第二条 船舶における火薬庫の構造、位置及び設備については、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。

一 火薬庫は、火薬類に因る災害を防止し、船舶の安全を確保し、且つ、火薬類の取扱を陸揚的に行うことができるような位置に設置すること。

二 火薬庫には、適当な温度調整を設け、且つ、その温度調整の庫外開口は、火薬類に危険を及ぼす虞のある物の吸込を防止できるような構造及び位置とし、給気口及び排気口は、火薬庫内の換気が十分に行なわれるような位置とすること。

三 火薬庫には、火薬庫の付近の炎災その他の事柄に因り危険な状態となり、又は火薬類が異常な状態を呈したとき直ちに放水

第三編 航空団司令部組織規則

注水その他の危険措置を講ずることができような装置を設けること。

四 火薬庫には、温度計及び湿度計を設けることとし、その位置は火薬庫の冷却、通風等の試験をした上で適当な箇所決定すること。

五 火薬庫のとら及びふたには、施錠装置を設けること。

六 火薬庫の土下及び周囲には、なるべく突撃を設けること。

七 火薬庫の附近の甲板にたん居その他の熱源を設ける必要がある場合は、火薬庫に及ぼす熱の影響が最も少い位置に設けるものとし、且つ、適当な防熱装置を設けること。

八 火薬庫には、火薬類の収貯をするために必要な収貯装置を設けること。

(委任規定)

第三條 この府令に定めるものの外、火薬庫外に貯蔵することができる火薬類の数量その他火薬類の貯蔵及び火薬庫の設置の手續等に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

二 け、船舶を火薬庫に使用する場合については、前二条の規定及び前項の定に準じて防衛庁長官が定めるものとする。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

◎航空団司令部組織規則 (昭和二十九年二月十七日)

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第五十七号)第三十条の二第四項の規定に基づき、航空団司令部組織規則が次のように定める。

第一條 航空団司令部に、次の四部を設け、

- 監理部
- 人事部
- 防衛部
- 装飾部

(監理部)

第二條 監理部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 航空団司令の官印及び航空団司令部印の管理に關すること。
- 二 公文書の授受、発送、繕及及び保管に關すること。
- 三 文書の發給及び通達に關すること。
- 四 礼式に關すること。
- 五 形外及び広報に關すること。
- 六 訴訟及び損害賠償に關すること。
- 七 隊務の進捗の改善に關すること。
- 八 経費及び収入の算及及び並びに会計に關すること。
- 九 各部の事務の進捗に關すること。

(人事部)

第三編 航空団司令部組織規則

第三條 人事部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に關すること。
- 二 隊員の補充の実施計画に關すること。
- 三 表彰に關すること。
- 四 隊員の給与の取扱に關すること。
- 五 隊員の服装、通達手言及び公務或補償に關すること。
- 六 隊員の福利衛生の実施計画に關すること。
- 七 隊員の保衛衛生及び適性検査の実施計画に關すること。

(防衛部)

第四條 防衛部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 防衛及び隊員の訓練計画に關すること。
- 二 航空団の行動に關すること。
- 三 教育訓練の実施計画並びに檢閲及び演習に關すること。
- 四 航空隊の進及及び航空事故調査に關すること。
- 五 防衛及び隊員の實施に必要な資料及び情報収集、整理及び配布に關すること。
- 六 防衛及び隊員に關する秘密の保全に關すること。
- 七 通信及び電波使用の計画及び監理に關すること。
- 八 航空管制、航空氣象、暗号及び偵察に關すること。

(装飾部)

第五條 装飾部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 防衛及び隊員の後方計画に關すること。

第三編 航空団司令部組織規則

三三三

- 二 航空機、装備品及び食糧その他の用品（以下「航空整備品等」という。）の補給、輸送、保管及び整備の実施計画に関すること。
- 三 航空整備品等及び業務の調達の実施計画に関すること。
- 四 施設、維持及び管理の実施計画に関すること。

(部長)

第六條 部に、部長を置く。

- 2 部長は、航空官階級をもつて充てる。
- 3 部長は、航空団司令の命を受け、部務を掌理する。

(副官)

第七條 航空団司令部に、副官一人を置く。

- 2 副官は、航空官階級をもつて充てる。
- 3 副官は、航空団司令の職務をつかさどる。

(委任規定)

第八條 この府令に定めるもののほか、航空団司令部の内部組織に關し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

附 則

この府令は、公布の日から起行する。

附 録

◎日本国とアメリカ合衆国との間の 安全保障条約

昭和二十六年九月八日 サンフランシスコで署名
昭和二十七年四月二十八日 効力発起
昭和二十七年四月二十八日 条約(条約第百号)

日本国は、本目連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装が廃除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希冀する。

平和条約は、日本国が主権国として個別的な安全保障権を維持する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び孤立的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希冀する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自衛軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及

び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられうべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため並前線に自ら責任を負うことを期望する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許すし、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じぶりを鎮圧するため日本政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の軍備の削減なくして、基地、基地における若しくは基地に關する権利、軍力若しくは艦隊、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三國に許すしない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本陸域における国際の

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

平和と安全の維持のため必要なる国際連合の措置又はこれに代る個別若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じた日本国及びアメリカ合衆国の政府が防衛した時はいつでも効力を失うものとする。

第五條

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全權委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本国及び英領により、本条約を作成した。

日本国のために	アメリカ合衆国のために
吉田 茂	デイーン・アチソン
	シロリン・フエスタ・ダレス
	アレキサンダー・ワイリー
	スタイルス・ブリッジス

◎日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

昭和二十二年二月二日 東京署名
昭和二十二年二月二日 効力発起
昭和二十二年二月二日 全權委員印(〇)

アメリカ合衆国政府(以下「船舶所有者」といふ)及び日本国政府(以下「船舶借受者」といふ)は、ここに、この協定に定める期間中及びこの協定に定める条件で、附録Bとしてこの協定に添付され、署名及び特許船舶所有者と船舶借受者との合意によりこの協定に添付される表に掲げる船舶を、それぞれ、貸し及び借りることに同意する。

第一條 この船舶貸借は、各船舶について、船舶借受者へのその引渡しの日から五年の期間及び、日本国政府の要請がある場合には、相互の合意によつて定める五年をこえない追加の期間、その効力を有する。

第二條 各船舶は、船内で利用することができ、乗客品及び予備品(消費品及び燃料を含む)とともに、相互に合意した時及び場所において船舶借受者に引き渡すものとする。各引渡しは、この協定の附録Bに明記する形式の引渡証書によつて証明する。船舶借受者は、船舶所有者の所有に属するすべての装置、器具、燃料、消費品、予備品及び乗客品を引渡しを受ける船舶内にあるものを使用する権利を有し、船舶所有者は、返還の際船内

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

にある燃料及び消費品を使用する権利を有することが合意される。

第三條 船舶所有者は、船舶が引渡しの際臨時的な状態にあることを確保するためあらゆる努力を致すものとし、船舶借受者は、当時のその船舶の状態のいかんを問わず、その船舶を受領するものとする。船舶所有者は、前記の引渡しの際の船舶の状態に関しては、明示のものであることを認めるものとを問わず、いかなる保証をも与えない。船舶所有者は、また、船舶借受者に対し、船舶の物理的状態から生ずるいかなる事項についても責任を有しない。

第四條 船舶借受者は、引渡しを受ける際各船舶に自己の旗を掲げるものとする。但し、船舶に対する権限は、それによつて侵奪されることはない。

第五條 船舶借受者は、種類を問わず、船舶の受領、使用及び運航から生ずる又はそれらに關連するあらゆる請求及び責任を引き受ける。また、この協定のいかなる規定も、それらの船舶に対する何らかの留置権を生ぜしめ、併し、若しくは与え、又はその存在を認めるものと解釈してはならず、船舶借受者は、それらの船舶に対して負われ、又は主張されることがある留置権に係る責任について、船舶所有者に対しその責任を免れさせ、且つ、担保を与えないようにしなければならない。

第六條 各船舶は、その引渡しの時から五年又はこの協定の第一條に基き運送期間の満了の時に滅失していない限り船舶所有者が

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

指定する時及び場所において、且つ、船舶借受者に引き渡された時と実質的に同一の状態で（正常の又は正当な減耗及び船舶借受者が申し出て船舶所有者が受諾した改修を除く）で返還されなければならない。船舶が、この船舶貸借の有効期間中に、いかなる原因によるものであるかを問わず、船舶借受者が全損として取り扱うことを適宜と認める損害を受けた場合には、船舶借受者は、その損害を全損であると宣言する前に、船舶所有者と協議しなければならない。船舶が滅失したか、又は本条に従つて全損であると宣言された場合には、船舶借受者は、そのため、各損害に対して公正な合理的な賠償であると船舶借受者及び船舶所有者が合意した損害の条件で、船舶所有者に補償することに同意する。

第七条 船舶借受者は、船舶所有者の同意を得ないで、船舶又は船内の機器、器具、予備部品若しくは交換用部品の物理的損傷を放棄してはならず、また、それらに関する図面、仕様書その他の情報を日本国政府の職員又は委託を受けた者以外のいかなる者にも漏らしてはならない。上記の機器に關する秘密保持のための取扱分は、アメリカ合衆国政府の標準慣行に従つて行われるものとする。

第八条 この船舶貸借協定は、各締約国によつて、それぞれの内法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された時に効力を生ずる。以上の証拠として、このために委任を受けた両政府の代表者は、この船舶貸借協定に署名した。

千九百五十二年十一月十二日に東京で、ひとしく正次である日本国及び英領により本借借通を作成した。

日本国政府のために 岡崎勝男
アメリカ合衆国政府のために ロバート・マクライ

附録表 A

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十二年十一月十二日付の船舶貸借協定の規定に従つて日本国政府に引き渡される船舶の表

項目番号	船 型	船 種	船 名
1	バトロール・フリゲイト	P F F 6	バスコ
2	バトロール・フリゲイト	P F F 25	イシヤロクツウ
3	バトロール・フリゲイト	P F F 26	ボウキーンシー
4	バトロール・フリゲイト	P F F 38	エロナイト
5	バトロール・フリゲイト	P F F 39	オクテン
6	バトロール・フリゲイト	P F F 53	アチヤイアス
7	バトロール・フリゲイト	P F F 54	サンダスキイ
8	大型上陸支援艇	L S S L 57	—
9	大型上陸支援艇	L S S L 104	—
10	大型上陸支援艇	L S S L 107	—

11	大型上陸支援艇	L S S L	—
12	大型上陸支援艇	L S S L 75	—
13	大型上陸支援艇	L S S L 78	—
14	大型上陸支援艇	L S S L 98	—
15	大型上陸支援艇	L S S L 111	—
16	大型上陸支援艇	L S S L 115	—
17	大型上陸支援艇	L S S L 14	—
18	バトロール・フリゲイト	P F F 37	サン・ペドロ
19	バトロール・フリゲイト	P F F 52	アレンタウン
20	大型上陸支援艇	L S S L 22	—
21	大型上陸支援艇	L S S L 82	—
22	大型上陸支援艇	L S S L 87	—
23	大型上陸支援艇	L S S L 106	—
24	大型上陸支援艇	L S S L 110	—
25	大型上陸支援艇	L S S L 100	—
26	バトロール・フリゲイト	P F F 50	イカーソン・シテ
27	大型上陸支援艇	L S S L 27	—
28	大型上陸支援艇	L S S L 72	—

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

29	大型上陸支援艇	L S S L	—
30	大型上陸支援艇	L S S L 79	—
31	大型上陸支援艇	L S S L 88	—
32	大型上陸支援艇	L S S L 101	—
33	大型上陸支援艇	L S S L 102	—
34	大型上陸支援艇	L S S L 114	—
35	大型上陸支援艇	L S S L 120	—
36	大型上陸支援艇	L S S L 24	—
37	大型上陸支援艇	L S S L 83	—
38	大型上陸支援艇	L S S L 84	—
39	大型上陸支援艇	L S S L 85	—
40	大型上陸支援艇	L S S L 89	—
41	大型上陸支援艇	L S S L 90	—
42	大型上陸支援艇	L S S L 94	—
43	大型上陸支援艇	L S S L 116	—
44	大型上陸支援艇	L S S L 126	—
45	大型上陸支援艇	L S S L 12	—
46	大型上陸支援艇	L S S L 13	—

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定

47	大型上陸支援艇	L S S L	18	—	—
48	大型上陸支援艇	L S S L	25	—	—
49	大型上陸支援艇	L S S L	68	—	—
50	大型上陸支援艇	L S S L	96	—	—
51	大型上陸支援艇	L S S L	109	—	—
52	大型上陸支援艇	L S S L	129	—	—
53	バトロール・フリゲート	P F	8	ミウニメント	—
54	大型上陸支援艇	L S S L	20	—	—
55	大型上陸支援艇	L S S L	52	—	—
56	大型上陸支援艇	L S S L	58	—	—
57	大型上陸支援艇	L S S L	67	—	—
58	大型上陸支援艇	L S S L	119	—	—
59	バトロール・フリゲート	P F	22	グロスター	—
60	バトロール・フリゲート	P F	27	ニールポイント	—
61	大型上陸支援艇	L S S L	60	—	—
62	大型上陸支援艇	L S S L	74	—	—
63	大型上陸支援艇	L S S L	103	—	—
64	バトロール・フリゲート	P F	21	ベイモーン	—

65	バトロール・フリゲート	P F	70	ニウアンズウェイ
66	バトロール・フリゲート	P F	7	アルブカーキ
67	バトロール・フリゲート	P F	34	ロング・ビーチ
68	バトロール・フリゲート	P F	55	パース

附録B

引渡証書

日本国政府(以下「船舶借受者」という。)とアメリカ合衆国政府(以下「船舶所有者」という。)との間の千九百五十二年十一月十二日付の船舶貸借協定の条件に従い、且つ、同協定第三条により、船舶所有者は、次に掲げる合衆国船舶を引き渡し、船舶借受者は、それらを受領した。

(船舶の名称及び記載事項)

前記の船舶は、前記の船舶貸借協定に添付する船舶の表に含まれるべきものである。

引渡しは、 年 月 日に 完了した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために

◎日本国とアメリカ合衆国との間の
相互防衛援助協定

昭和三十三年九月 東京 署名
昭和三十三年五月 日 効力発生
昭和三十三年五月 日 条約締結完了

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、
国際連合憲章の体制内において、同盟国の目的及び原則を侵害する諸国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある政策を推進する能力を高めるべき自衛的措置によつて、国際的平和及び安全保障を育成することを希望し、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に述べられている日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の副文において、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和及び安全保障を増進すること以外に用いられるべき軍備をもつこと通常に懸けつつ、直接及び間接の攻撃に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負ふことを、アメリカ合衆国が期待して、平和及び安全保障のために暫定措置として若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持するとの趣旨を明記し、

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

日本国のための防衛援助計画の策定に当つては経済の安定が日本国の防衛能力の発展のために欠くことのできない要素であり、また、日本国の存続がその経済の一般的な条件及び能力の許す範囲においてのみ行ふことができることを承認し、

アメリカ合衆国政府が、前記の目的とするところを達成するためアメリカ合衆国による防衛援助の供与を規定する改正後の千九百四十九年の相互防衛援助法及び改正後の千九百五十一年の相互安全保障法を制定したことによりこれらの原則を支持したことを考慮し、その援助の供与を規律する条件を定めることを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1. 各政府は、経済の安定が国際的平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの協定の両署名政府が各場合に同意するその他の政府に対し、援助を供与する政府が承認することからなる装備、器材、義務その他の援助を、両署名政府の間で行ふべき細目取組に従つて、他方に供与するものとする。いずれか一方の政府が承認することからいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて他方に供与する援助は、千九百四十九年の相互防衛援助法、千九百五十一年の相互安全保障法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基づく適用手続法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定に従つて供与するものと

附録 日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定

- する。
- 2 各政府は、この協定に従つて受ける援助を両政府が満足するよ
うな方法で平和及び安全確保を促進するため効果的に使用するも
のとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得な
いでその援助を他目的のため転用してはならない。
- 3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府
に対し、この協定に基づいて供与される装備又は資材（有償で供与
される装備及び資材を除く）で使用供される当初の用途のため
に必要でなくなったものの返還を申し出るものとする。
- 4 各政府は、共通の安全確保のため、この協定に従つて受ける装
備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与す
る政府の事前の同意を得ないで、自国政府の職員若しくは委任を
受けた者以外の者又は他の政府に移転しないことを約束する。

第二條

日本国政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自国の
兵隊において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料
又は半加工品が日本国内で入手することができるものを、合意され
る期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府
に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取
扱に當つては、日本国政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要
量について十分な考慮を払わなければならない。

第三條

- 1 各政府はこの協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、

- 役務又は情報についてその秘密の漏せ、又はその危険を防止する
ため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。
- 2 各政府は、この協定に基づく活動について公衆に周知させるた
め、秘密保持と矛盾しない適当な措置を執るものとする。

第四條

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、防衛のた
めの工業技術及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する
適当な取極であつて、その交換を促進するとともに、私人の利益を
保護し及び秘密の保持を図るものを作成するものとする。

第五條

両政府は、アメリカ合衆国政府が実施する援助計画に關り差たら
れ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法
律上の執行の手続を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞が
ある旨をアメリカ合衆国政府から日本国政府に通告したときは、日
本国政府が、いずれの個人、法人その他の団体、その機關又は政府さ
の手續を行うことができないよう、その資金を積み立て、他の資
金を充分分離し、又はその資金に對する権限を確保するための手續を
取はる目的で協議するものとする。

第六條

- 1 日本国政府は、次のものを許可するものとする。
 - a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の援助協定との間の同
種の協定に基づいて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出
される資材、部品又は設備に對してその輸入又は輸出の際に課

せられる関税及び内国税の免除（別設の合意がある場合を除
く）。

- b 附屬書Bに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆
国政府と他の援助協定との間の同種の協定に基づく資材、部品、
設備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政
府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、そ
の租税の免除又はその払いもとし
- 2 関税の免除並びに附屬書Bに掲げる日本の租税の免除及び払い
もとは、相互防衛のための資材、部品、設備及び役務に對する
アメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1
に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これら
の支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全確保協定に
適合して支出されるもの及び改正後の十九百五十一年の相互安全保
障法又はその後法律を補正し、修正し、若しくはこれに代るべき
法律に基づくアメリカ合衆国政府の對外援助計画に適合して支出さ
れるものを含む。

第七條

- 1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基づ
いて供与される装備、資材及び役務に關するアメリカ合衆国政府の
職務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基づいてア
メリカ合衆国政府が供与する援助の進捗状況を観察する便宜
を享受されるものを授受することに同意する。その職員（同時に
任用される職員を含む）でアメリカ合衆国の国民であるものは、

附録 日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定

日本国政府に對する關係においては、アメリカ合衆国大使館の一
部とみなされて大使館の取の指揮及び監督の下に行動するものと
し、アメリカ合衆国大使館に對する相當級の他の職員と同一の特
權及び免除を享受される。

- 2 日本国政府は、この協定の取極に關するアメリカ合衆国政府
の行政事務及びこれに關連がある雜費として、アメリカ合衆国
政府に随時円資金を提供するものとする。

第八條

日本国政府は、國際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持
に協同すること、國際緊張の原因を除去するため相互間で合意する
こととある措置を執ること並びに自国政府が日本国とアメリカ合衆
国との間の安全確保協定に基づいて負つてゐる軍事的義務を履行する
ことと合意を再確認するとともに、自国の政治及び經濟の安定と矛
盾しない範圍でその人力、資源、設備及び技術的經濟條件の許す限
り自国の防衛力及び自由世界の防衛力の差及び維持に寄与し、自
國の防衛能力の補強に必要となることがあるすべての合理的な措置
を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果
的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする。

第九條

- 1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の
安全確保協定又は同協定に基づいて締結された取極をなから改変す
るものと解してはならない。
- 2 この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて其

附録 日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定

施するものとする。

第十条

- 1 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われべき活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協賛するものとする。
- 2 この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができ、また、両政府間の合意により改定することができる。

第十一条

- 1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から、日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。
 - 2 この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受領した日の後一年を経過するまで、引き続き効力を有する。但し、第一条、三及び四の規程並びに第三条十及び第四条に基づいて締結される取極は、両政府が別段の合意をしない限り、なお引き続き効力を有する。
 - 3 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部とする。
 - 4 この協定は、国際連合事務局長に登録するものとする。
- 以上の証拠として、署名のために正副に捺された両政府の代表者は、この協定に署名した。
- 千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本協定を作成した。

附属書C

両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認め、型及び品目に關し、この協定に基づいて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進する程度に標準化を奨励するため、実行可能な共同措置を執ることが望ましいことに同意した。

附属書D

日本国政府は、共通の安全保障のため、世界平和の維持を脅かす国との貿易を奨励する措置を執ることについて、アメリカ合衆国その他の平和愛護国の政府と協力するものとする。

附属書E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の取極のため、次のとおり合意する。

- 1 第六条十及び二にいう日本の租税とは、次のものをいう。
 - a 物品税
 - b 通行税
 - c 租税当額
 - d 電気ガス税
- 2 両政府は、この附属書に明示していない日本の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用がなされるものに関し、免除及び払い戻しを許与するための手続につき合意するものとする。
- 3 日本の租税の免除及び払い戻し並びに關税の免除は、アメリカ合衆国政府の適宜な証明がある場合に行われ得るものとする。

附録 日本国とアメリカ合衆国との相互防衛援助協定

日本国のために

岡崎勝男 (署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン (署名)

附属書A

アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に當り、日本國及び他の國の使用に供すべき情報及び設備を実行可能な場合には日本國內において調達することが、並びに日本國の防衛生産の諸工業に情報を提供し、及びその諸工業の技術者の訓練を促進することを、他の条件の許す範囲内で、できるだけ考慮するものとする。この点に關連して、日本國政府の代表者は、アメリカ合衆国政府が日本國の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、日本國の防衛能力の進展は著しく容易になるべきことを述べた。

両政府はアメリカ合衆国による日本國內における調達を容易にするため、両政府の間に十分な連絡手段を設けることが望ましいことを認める。

附属書B

日本國政府が第三条一に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本國が受領する秘密の物件、送附又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本國政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基づいて關税又は租税の免除を受けて、日本國內に輸入し、又は日本國內で調達する物品、情報及び設備は、日本國及びアメリカ合衆国の諸國が相互間で合意する条件に従つて認められる場合を除く外、日本國內で処分してはならない。

5 第六条及びこの附属書は、

- a 日本國の法令で定める輸入又は輸出の手続の免除を必要とするものと解してはならず、また、
- b 日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定その他の現行の協定及び取極に従つて日本國の法令で定める關税及び關税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

附属書F

1 両政府は、この協定によつて供与される援助の進捗及び状況を監察するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて日本國において遂行するアメリカ合衆国政府の職員に對して日本國政府が与えるべき便宜に關し、その便宜が合理的なものでなければならず、且つ、日本國政府に不当な負担となつてはならないことに同意する。

2 両政府は、前記の職員で外交特權を与えられべきものの数をできるだけ少なくすることに同意する。

3 両政府は、アメリカ合衆国の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使館の一部とみなされるものの地位が、在日本國アメ

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定

リカ合衆国大使館に對する相當級の職員との地位と同一であることに同意する。

当該職員は、次の三等級に区分される。

- a 同大使館に配属される最上位の将校並びに陸軍、海軍及び空軍各部の先任将校並びにこれらの者の次席者は、アメリカ合衆国政府の適當な通名があつたときは、完全な外交官たる地位を認められ。
- b 第二の等級の職員は、國際慣習により同大使館の特定の等級の職員に認められている特権及び免除（日本国の民事及び刑事の裁判權からの除外、公文書の押捺及び取附の免除、任官を自由に離れる權利、その職員がその個人的使用及び消費のため日本国内に輸入する私有財産に對する關稅若しくは類似的租稅又は制限の免除で外國為替に關する現行法令を害しないもの、その職員の給料に對する日本の内國稅の免除その他の特權及び免除）を享有するものとする。アメリカ合衆国政府は、第二の等級の職員については、外交官用自動車登録番号與外交官名簿への記載、社会的儀禮その他の外交官たる地位に伴う特權及び儀禮を許すことができる。
- c 第三の等級の職員は、同大使館の書記と同等の地位を認められ。

附録書 G

- 1 両政府は、日本国政府が第七条の規定に従つて随時提供すべき経費の細額を必要の最小限に制限することに同意する。

- 2 両政府は、また、日本国政府が、1の規定に掲げる経費を提供する代りに、必要な且つ適當な労働力、備品、電品及び役務を使用に供することができることに同意する。
- 3 両政府は、日本の毎会計年度において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の細額については、両政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府間で合意すべきことに同意する。
- 4 日本国政府による負担は、両政府の間で合意することがある取極に従つて使用に供されるものとする。
- 5 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から一九五五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の細額が、その期間において両政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百三十万円（三五七、三〇〇、〇〇〇円）をこえないことに同意する。

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基づく裝備の返還に關する取極

昭和五十二年八月 東京署名
 昭和五十五年五月 日 効力発生
 昭和五十五年五月 日 全無効期満了

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、本頁署名された両国間の相互防衛援助協定に基づいてアメリカ合衆国政府が供与する裝備及び資材で使用に供される當初の用途のために必要でなくなるものの処分に関し、同協定に基づき次の取極を合意する。

- 1 日本国政府の當局は、完成品計画に基づいて供与される裝備及び資材で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の目的の達成のため必要でなくなつたものについて、アメリカ合衆国政府に同国の軍事援助顧問團を通知して返還するものとする。もつとも、軍事援助顧問團が、前記の協定の第一条の規定に該當する應得る裝備又は資材について、日本国政府の當局の注意を喚起することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該裝備及び資材を以下の規定に定める手続に従つてアメリカ合衆国政府に返還することに關し、アメリカ合衆国政府と協議を開始するものとする。
- 2 アメリカ合衆国政府は、第三国への移転のため、又はアメリカ

合衆国政府が行うことがあるその他の処分のため、前記の裝備及び資材に對する權限の取得を承諾することができる。

- 3 アメリカ合衆国政府が權限の取得を承諾した裝備及び資材は、國外向け船積を必要とするときは日本国のいずれかの港において船積渡しにより、國外向け船積を必要としないときは軍事援助顧問團が指定する日本国内の積荷地点において内國運送船で渡すにより、又は自力飛行によつて引き渡すことができる航空機であるときは同顧問團が指定する日本国内の飛行場において、引き渡される。
- 4 必要でなくなったことを日本国政府が通報した裝備及び資材で、アメリカ合衆国政府が取極を認めない又は返還を要するためその取得を承諾しないものは、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で合意するところに従つて処分されるものとする。
- 5 相互防衛援助協定に基づいて供与される裝備及び資材の歸属又はくすについては、アメリカ合衆国政府に對してこの取極の1に従つて通報し、且つ、2、3及び4に従つて処分しなければならぬ。アメリカ合衆国政府が取得を承諾しない歸属又はくすは、日本国の防衛努力又はアメリカ合衆国政府が軍事援助を提供しているその他の国の防衛努力を支持するために使用するものとする。以上の離脱として、署名のために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

附録 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基く装備の返還に関する取極 三三六

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正攻である日本艦及び突撃により本艦二隻を捕獲した。

日本国政府のために
岡崎勝男 (署名)
アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリンソン (署名)

◎日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

昭和二十九午二月四日 東京で署名
昭和二十九午六月五日 ワシントン
昭和二十九午六月五日 合衆国領事館(三三)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、相互防衛援助協定を締結したので、

日本国政府は、アメリカ合衆国政府から若干の艦艇の貸与を受け、これを承認している下、また、

アメリカ合衆国政府は、日本国政府に対し前記の艦艇を貸与する用意があるので、

両国政府は、次のとおり協定した。

第一条 アメリカ合衆国政府及び日本国政府は、それぞれ、この協定に定める期間中及びこの協定に定める条件で、附属書Aとしてこの協定に添付される表及び将来日本国政府とアメリカ合衆国政府との合意によりこの協定に添付される表に掲げる艦艇を貸し及び借り受けるものとする。

第二条 日本国政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の規定に従つて、前記の艦艇を貸与し、且つ、使用するものとする。

第三条 この艦艇の貸与は、この協定に基いて貸与される艦艇の引渡しの日の翌日から起算して五年をこえない期間有効とする。も

附録 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

つとも、両国政府は、日本国政府の要請がある場合には、貸与期間の満了の日の六箇月前に、相互間の合意によつて定める五年をこえない追加の期間、貸与期間を延長することが適当且つ可能であるかどうかについて協議するものとする。但し、アメリカ合衆国政府は、この協定に基いて貸与したいいずれかの艦艇の返還を貸与期間の満了前に要請することが自国の防衛上必要とされるときは、その要請を行うことができる。この場合には、日本国政府は、第八条の規定に従つてその艦艇をすみやかに返還するものとする。

第四条 各艦艇は、艦艇内で利用することができる定数品及び予備品(消費用品及び燃料を含む)とともに、相互間で合意した時及び場所において日本国政府に引き渡すものとする。各引渡しは、引渡證書により証明する。日本国政府は、引渡しの際に艦艇内にあるすべての武器、器具、燃料、消費用品、予備品及び交換用部品を撤去する権利を有する。

第五条 日本国政府は、艦艇に自国の旗を掲げることができるが、艦艇及び第四条後段に掲げる附属物、燃料、消費用品、予備品及び交換用部品を除く(一)に対する権限は、アメリカ合衆国政府が有するものとする。日本国政府は、操作上の目的で且つ自己の負担で、艦艇に対するアメリカ合衆国の権限に影響を及ぼすことなく、艦艇の取付品を改裝することができる。日本国政府は、別段の合意がなから限り、その艦艇を返還する前、自己の負担で、改裝前における取付品の仕様書に従ふよう、その改裝した取付品

附録 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

を原状に回復しなければならない。

第六条 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の同意を得ないで、艦艇又は艦艇内のき銃品、器具、予備部器具しくは交換用部品の物理的占有を放棄してはならず、また、これらに関する図面、仕様書その他の書類を日本国政府の職員又は委託を受けた者以外のいかなる者にも漏らしてはならない。日本国政府は、艦艇内のき銃品について、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するような秘密保持の措置を執るものとする。

第七条 日本国政府は、艦艇の引渡し、使用又は操作に關してアメリカ合衆国政府に対して生ずるすべての請求権を放棄し、また、前記の事項に關して第三者が主張するいかなる請求権によつてもアメリカ合衆国政府が損害を受けまいとするものとする。

第八条 艦艇は、第三条に規定する貸与期間の満了の時に、滅失していない限り、アメリカ合衆国政府が指定する時及び場所において、日本国政府に引き渡された時と取扱い同一の状態（通常の滅失又は損傷及び侵略者の兵力の行動による損害を除く）で返還されなければならない。第四条後段に掲げる種類の附属物で返還の時に艦艇内にあり、且つ、アメリカ合衆国の財産でないものは、同国の財産になるものとする。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動により損害を受けた滅失したとき、日本国政府は、その損害又は滅失に対する責任を免除されるものとする。いずれかの艦艇が全損となつたと日本国政府が認めるような損害を、な

らかの原因により被つたときは、日本国政府は、全損であると宣言する前に、アメリカ合衆国政府と協議しなければならない。いずれかの艦艇が侵略者の兵力の行動以外の原因により滅失したとき、又はその艦艇が返還の時に没初に引渡された時と實質的に同一の状態になく、且つ、その同一でない米海軍が侵略者の兵力の行動による損害の結果若しくは通常の滅失若しくは損傷によるものでないときは、日本国政府は、相互間で合算する公正且つ妥當な補償をアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。

第九条 阿国政府は、この協定のため必要な取極を行うものとする。

第十条 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

以上の証状として、署名のために正当に委任された阿国政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年五月十四日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本協定を作成した。

日本国政府のために 岡崎勝男 (署名)
アメリカ合衆国政府のために ジョン・M・アランソン (署名)

附録書 A

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十四年五月十四日付の日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の規定に従つて日本国政府に貸与される艦艇の表

番号	艦 種	艦 型
1	駆 逐 艦	千六百トン型
2	駆 逐 艦	千六百トン型
3	護 衛 艦	ダイゼル・エレクトリック・タンデム型
4	護 衛 艦	ダイゼル・エレクトリック・タンデム型

◎外務省告示第五十九号

昭和二十九年五月十四日東京で署名された日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の日本国による批准の通告は、昭和二十九年六月五日に東京で行われた。よつて、同協定は、その第十条の規定に従い、同日に効力を生じた。

昭和二十九年六月五日

外務大臣 岡崎 勝男

◎外務省告示第六号

昭和二十九年五月十四日に東京で署名された日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定に次の表を添付することについて、同協定の第一条の規定に従つて、昭和三十年一月十八日に日本国政府とアメリカ合衆国政府との間に、合意が成立した。

昭和三十年一月十八日

外務大臣 重 光

附録書 A 2

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の千九百五十四年五月十四日付の日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定の規定に従

附録 日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定

つて日本国政府に貸与される艦艇の追加の表

番号	艦 種	艦 型
5	掃 海 艦	千七百トン型
6	掃 海 艦	USS コントラ (AMS-5)
7	掃 海 艦	USS フライクレスト (AMS-10)
8	掃 海 艦	USS ヘロン (AMS-18)
9	掃 海 艦	USS オスプレイ (AMS-28)
10	掃 海 艦	USS ベリカン (AMS-32)
11	掃 海 艦	USS スワロー (AMS-36)
12	掃 海 艦	USS チャタラー (AMS-40)

◎防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

昭和三二年三月三日 東京で署名
昭和三二年六月六日 東京で署名
昭和三二年六月六日 合衆国首都ワシントン

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本國とアメリカ合衆國との間の相互防衛協定において、いずれか一方の政府の要請があつたときは両政府間に工業所有権及び技術上の知識に關する適当な取極を作成することを合意しており、

相互防衛協定に基き特許権及び技術上の知識の交流を容易にし、かつ、促進することにより、防衛のための裝備及び材料の生産を一般的に援助することを希望し、また、

私人たる特許権者及び私人たる技術上の知識の所有者の権利がそのような特許権及び技術上の知識に適用される法令に従つて完全に承認され、かつ、保護されるべきことを認めて、次のとおり協定した。

第一条

各政府は、防衛生産を不当に制限し、又は阻害することなく実行することができるときは、次の方法により、第八条に定める特許権

とする他方の國にされた特許出願は、類似の取扱を受けるものとする。

第四条

- (a) 私有の技術上の知識が、
 - (i) その所有者により又はその者のためにその者の居る國の政府に伝達され、かつ、
 - (ii) その後その政府により防衛目的のため他方の政府に知らされ、かつ、他方の政府によりその所有者の明示又は黙示の同意なしに使用され、又は漏らされた場合において、
 被拘にその伝達を受けた政府がその所有者に補償金の支払を行ったときは、両政府は、その支払が両政府間における補償の責任の分担に關して両政府間で行われることとなる取極を締結するものにならざることを同意する。第六条の規定に基いて設置される技術財産委員会は、その取極に關し時限し、及び両政府に勧告する。
- (b) 防衛目的のため一方の國の國民が他方の國の政府の要請によりその政府に対し技術上の知識を提供し、かつ、その後その政府が防衛のためであるかどうかを問はずにその知識の目的のためにその知識を使用し、又は漏らしたときは、その知識の提供を受けた政府は、これを使用し、又は漏らしたことに對してその国内法令に基きその所有者が受けるべき取極において迅速な、正当な、かつ、有効な補償を行うため、その知識の所有者の要請により、国内法令に基き補償を執るものとする。

第五条

の防衛目的のための使用を容易にし、かつ、同条に定める技術上の知識で私有のもの防衛目的のための流通及び使用を奨励するものとする。

- (a) 一方の國における前記の特許権及び技術上の知識の所有者と他方の國におけるこれらの特許権及び技術上の知識の使用権者との間の現在の商業上の關係を通ずること。
 - (b) 前記の關係が現存しないときは、所有者及び使用者がこのような商業上の關係を發定すること。
- もつとも、そのような取極は、秘密の情報に關する場合には、防衛上の秘密保持の要件に反してはならず、また、これらのすべての取極の多量は、兩國の關係法令に従ふものとする。

第二条

防衛目的のため一方の政府が他方の政府に対し単に情報として技術上の知識を提供し、かつ、そのことと提供の時に明示されたときは、その提供を受けた政府は、その知識を内容に知らされたものとして取り扱い、かつ、その知識の所有者のその知識に對する特許その他の法令上の保護を受ける権利を尊重するおそれのあるいかなる方法によつてもその知識が取り扱はれることがないように最善の努力を執らうものとする。

第三条

一方の政府が合意される手続に従つて防衛目的のため他方の政府に提供した技術上の知識が、提供國と秘密に保持されている特許出願の対象たる発明をあらわすものであるときは、その特許出願に相

一方の政府又はその政府の所有し、若しくは管理する団体若しくは機關が能く若しくは技術上の知識を所有し、又はその使用を許す権利を有しており、かつ、他方の政府がその発明又は技術上の知識を防衛目的のため使用するときは、これらを使用する政府は、これらにつき確立された利益を有する私人に對して負うことのある責任の限度で負担するものを除くほか、費用を負担することなくその発明又は技術上の知識を使用することができ、両政府は、その使用に先立ち、使用する政府がその発明又は技術上の知識についてのいかなる確立された利益に關しても通知を受けることを確立するものとする。

第六条

- 各政府は、技術財産委員会を構成する委員各一人(各二人以上とすることができる)を指名するものとする。この委員会の任務は、次のとおりとする。
- (a) この協定の内容に關する事項でいずれかの政府が委員会に付託することのあるものについて協議し、及び両政府に勧告すること。
- (b) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流又は使用に關する問題でいずれかの政府が委員会の注意を喚起するものについて両政府に勧告すること。
- (c) 適当な場合には、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の使用のための商業上その他の取極の交渉を援助すること。
- (d) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の使用のための商業上その他の適切な取極に注意を払い、また、必要かつ適当な

附録 日米技術協定

場合には、その取極が承諾しうるものであるかどうかについての
阿政府の意見を求めること。

- (9) 適当な場合には、東海陸路を得ることを援助し、及び防衛目的のため使用された発明又は技術上の知識に関する補償金の請求について阿政府に勧告すること。
- (10) 阿政府の防衛当局間の技術上の協力に因連して特許権及び技術上の知識の交流及び使用を容易にすること。
- (11) 前条の規定に照し、又は今後該当するすべての発明又は技術上の知識の防衛目的のための使用に関するすべての問題を常に検討すること。
- (12) 防衛目的のため提供された技術上の知識に関する種々の規制等についての阿国の諸原則における相違を調整する方法に関し、個々の事例について又は一般的に阿政府に勧告すること。

第七條

各政府は、要請があつたときは、他方の政府に対し、次の目的のため必要なすべての資料の提供その他の援助を実行可能な範囲で行ふものとする。

- (a) 防衛目的のため提供された発明又は技術上の知識の所有者に対し、その者がその発明又は技術上の知識に関して有することのある権利を保護し、及び保持する機会を与えること。
- (b) 防衛目的のため提供された特許権及び技術上の知識の使用から生ずる支取及び救済の額を算出すること。

第八條

いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の表示による通告を受領した日以後六箇月を経過した日とのうちいずれか早い方の日に終了する。ただし、その終了は、その時にこの協定の条項により生じている義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

以上の組織として、阿政府の代表者は、野名のため正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十六年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本協定を作成した。

日本国政府のために、

重光葵

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・M・アリソン

議定書

防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」といふ）に署名するに當り、おちび、下名の代表者は、各自の政府により正当に委任を受け、協定の不可分の一部と認めらるる次の規定を協定した。

- 1 協定のいかなる規定も、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の使用に因連して支取られる費用料又はこれに類する権利

附録 日米技術協定

- (a) この協定において「技術上の知識」とは、その知識の所有者及びその知識について所有者と特殊な関係にある者から創案し、又はそれらの者に限り知得している知識で、一般に入手することができないものをいふ。

- (b) 「特許権」とは、この協定の日本国における適用については同国の特許法又は採用新案法に基づき与えられた権利をいひ、アメリカ合衆国における適用については同国の特許法に基づき与えられた権利をいふ。

- (c) 「使用」といふ語は、政府による製造又は政府のための製造を含む。

- (d) この協定のいかなる規定も、原子力の分野における特許権、特許出願及び技術上の知識には適用されない。

- (e) この協定のいかなる規定も、阿政府間の現行の又は将来の安全保障に関する取極には優先しないものとする。

第九條

- (a) この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文をアメリカ合衆国政府が受領した日に、効力を生ずる。

- (b) この協定の各規定は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは、再検討することができるものとし、また、阿政府間の合意により改正することができる。

- (c) この協定は、千九百五十四年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定が終了した日と、

限について租税を免除することを定めたものと解してはならない。

- 2 協定のいかなる規定も、防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の使用に因連して行われる支取田貸の支取及び日本国から行われる外国通貨による送金に関し、特種取敢を必要とすることを定めたものと解してはならない。

- 3 日本国政府は、協定第三條の規定に従い、かつ、同条の目的を最大限度まで達成するため、次のことを規定する。

- (a) 協定第三條にいう発明、すなわち、アメリカ合衆国で秘密に保持されている特許出願の効力であり、かつ、阿国政府により日本国政府に提供された発明についての出願人又はその出願人の承継人が、その発明について日本国で特許出願又は採用新案登録出願をしたときは、日本国政府は、その特許出願又は採用新案登録出願（以下「協定出願」といふ）を、アメリカ合衆国における前記の特許出願の効力維持が終了する時まで、出願公告しない。

- (b) 協定出願以外の特許出願又は採用新案登録出願で協定出願の出願日の翌日以後に日本国でされたものが、出願公告されたことにより当該協定出願の効力と同等又は採用新案を公にするものであるときは、日本国政府は、その特許出願又は採用新案登録出願を、(a)に定める時まで、出願公告しない。ただし、その特許出願又は採用新案登録出願の対象たる発明又は採用新案が、特許又は登録を受はへざるものであり、かつ、前記協定出

は 係 日 米 技 術 協 定

附 録 日 米 技 術 協 定

願の対象たる發明又は実用新案と関係なくされたものである場合は、この限りでない。

4 アメリカ合衆国政府は、前項の規定に因り、次のことを約束する。

(a) アメリカ合衆国で特許出願が秘密に保持されていることを、合意される手続に従つて、その特許出願の対象たる發明についてされる協定出願の出願の日以前に日本国政府に通告すること及び協定出願の出願人がその願書に協定出願たることを証明する適當な書面を添附することを確保するように最善の努力を払ふこと。

(b) アメリカ合衆国で秘密に保持されている特許出願の対象たる發明について日本国で協定出願がなされているときは、その特許出願のアメリカ合衆国における秘密保持が終止したことを、合意される手続に従つて、日本国政府に通告すること。

5 前項の規定による行方通告に因りる手続並びに前項(a)の規定により協定出願の願書に添附すべき証明書の様式及び内容については、技術博覧委員会の協定に基づく任務の一部として、同委員会において合意するものとする。

6 この議定書の(4)申出願の日に関する規定は、千九百一十二年十月四日にワラツヘルで、千九百一十二年十月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にベークで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有權保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約の條文に因りる規定に従属するも

三三四

のとする。

以上の証拠として、各代表者は、この議定書に署名した。

千九百五十六年三月二十二日に東京で、ひとしく正式である日本語及び英語により本書を通を作成した。

日本国政府のために

重 光 葵

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・M・アリンソン